

明治・大正期における農業技術転換の  
社会経済史的研究

－広島・秋田両県の比較－

平成7～9年度科学研究費補助金  
基盤研究(C)(2)研究成果報告書

課題番号 07610356

平成10年3月

研究代表者 勝部 真人  
(広島大学文学部講師)

## 研究組織

研究代表者： 勝 部 眞 人  
(広島大学文学部講師)

## 研究経費

平成7年度	1, 3 0 0 千円
平成8年度	6 0 0 千円
平成9年度	2 0 0 千円
計	2, 1 0 0 千円

## 研究発表

### (1)研究論文

勝部眞人「明治末期の農業における技術革新と農民諸階層の対応」

(『和歌山工業高等専門学校研究紀要』第30号 1995年9月,  
p. 69～74)

勝部眞人「明治末期の秋田県における乾田化奨励と稲熱病問題」

(『秋田近代史研究』38号 1997年10月, p. 12～29)

勝部眞人『明治・大正期における農業技術の革新と農民－広島・秋田両  
県の比較から－』

(広島大学文学部紀要第57巻特輯号1 1997年12月,  
p. 1～99)

### (2)口頭発表

勝部眞人「明治末期の秋田県における乾田化奨励と稲熱病問題」

(秋田近代史研究会合宿研究会 1996年8月)

勝部眞人「明治・大正期における農業技術の革新と農民」

(関西農業史研究会 1996年12月)

勝部眞人「明治・大正期における農業技術の革新と農民－農政の基本線  
と広島・秋田両県農業－」

(広島近世・近代史研究会 1997年3月)

## 研究成果の概要

本研究の意図したところは、技術史研究と社会経済史的研究の接点を探るところにあり、それを農業史の分野で追求しようとしたものである。ことに農業史の分野においては両研究とも豊富な蓄積を持ちながら、両者を内在的に結びつけようとする研究はほとんどなかったからである。その大きな要因は、技術の普及過程を視野に収めていなかったためと考えられる。すなわち、先端的な技術を開発したのはどういう階層か、地主層など地域のリーダーはどのように新しい技術の普及をはかったか(“地主的農事改良”)などの問題関心は見られたが、技術を実際に受容していく自作・自小作・小作などの生産者農民がどういう社会的・経済的条件のなかでどういう対応を見せたのかという点にこそ両者の接点が最も大きく存すると考えざるを得ないのである。本研究では、西日本農業の一例として広島県を、東北日本農業の一例として秋田県をそれぞれとりあげ、乏しい史料からどのような歴史像が描けるかを試みたものである。

その成果は多々あるが、最大のものは両県ともに自作農層のみならず小作農層にいたる生産者農民による主体的な新技術導入の位相が見いだせたことであろう。広島県ではきわめて零細な農耕と副業収入でかろうじて再生産が可能であり、秋田県では相対的に規模の大きい(粗放的)農耕でありながら表作だけのしかも商品経済の浸透が弱いという自然的・歴史的条件の差を持ちながら、共通してみられるのは前者では晩稲の神力、後者は中稲の亀ノ尾という多収品種の導入が技術革新のモチベーションを形成していったという点である。農業のみならず一般に技術はシステム性を持つが、ことに農業の場合には自然と技能と社会的・経済的条件とに規定されて技術のバランス(農法)を維持しており、一つの新品種導入はシステム全体の改変をもたらさざるを得ないのである。広島県では神力導入により多肥化→深耕が必然化せざるを得なかったし、病虫害対策として本田管理を強化せざるを得なかったが、それを可能にしたのは一つは過剰労働力の存在、二つに大豆粕など低廉肥料の出現や改良犁の低廉なコピー生産であり農会・産業組合などが共同購入などによってそれを促したことである。秋田県では湿田が多くかつ労働力の相対的不足による粗放経営が行われていたが、亀ノ尾出現によって乾田化して厩肥など自給肥料の多投化を促していく。湿田の乾田化は従来言われていたような耕地整理によるものだけでなく、

畦際に溝を浚渫して排水する簡易な明渠排水法が農民個人のレベルで行われていたことも明らかになった。粗放経営でありながらこうしたことが可能であったのは、労働力需要が農繁期に集中しておりそれ以外は本田管理も収穫後の溝浚渫作業をも妨げられることはなかったということであるし、広島同様農会や産業組合の果たした一定の役割も評価されるべきであろう。なお、これまで個人レベルの新技术導入の様を伝える史料はほとんど紹介されていなかったが、本研究において秋田県平鹿郡醍醐村の事例で紹介できたのも大きな成果であったといえよう。

ただ課題としては、地方レベルの農政には多少関説しつつもその基本方針を規定した中央政府の農政の動向には研究が及ばなかったことである。農会や産業組合の歴史的役割を評価するうえでも、中央の農政について明らかにすべきことは多々あるが、すでに本研究の範囲を超えているともいえる。今後中央の農政を研究するなかで、改めて両県の地方農政の意義・役割を明確にしていく必要があると考えられる。

## 研究報告内容の目次

### はじめに

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 課題の設定   | 1 頁 |
| 2. 分析の対象地域 | 3 頁 |

### 第1章 在来農法の水準とその課題

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| 1. 広島県における在来農法水準と課題の意識化  | 7 頁  |
| 2. 秋田県における腐米改良問題と在来農法の水準 | 16 頁 |

### 第2章 「農会体制」確立期の農事改良と農民

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 広島県における「農会体制」と農民 | 27 頁 |
| 2. 秋田県における「農会体制」と農民 | 36 頁 |

### 第3章 日露戦後農政と農民

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1. 広島県における強権的農政と農民 | 44 頁 |
| 2. 秋田県における強権的農政と農民 | 58 頁 |

### おわりに

75 頁

## はじめに

### 1. 課題の設定

本研究の目的とするところは、地主制研究と狭義の農業史(農業技術史)研究との内在的連関をはかること、すなわち生産関係論と生産力論とのリンクに向けて、一定の作業を行うことにある。「一定の」というのは、本来不可欠な地主制プロパーの分析を紙数および準備の都合上割愛せざるを得ないからである。ただその基本的視覚については、本研究においても十分提示しうると考える。その基本的視覚について、少し述べておく必要があると思われる。

そもそも、従来の研究においても地主制史と農業技術史とは常に相互の関連をもちつつ進められてきたではないか、との指摘も予想される。確かに両者は相関連しつつ分析されてきたのではあるが、にもかかわらず管見の限りではその内在的関連を問うまでには至らなかつたと言わざるを得ない。というのも、地主制研究において農業技術を扱う場合に、乾田馬耕や正条植などといったいわば部分を切り取って言及するか、ないしは技術的内容に論究することがあっても、たとえば農事改良の場面で実際に新しい技術を取り入れるのは自作農ないし地主制下の自小作・小作農民など直接生産者農民のはずであるのに、地主のリーダーシップばかりが強調されて自小作・小作農民らはいわば犠牲を強いられた存在としてしか描かれなかつた。逆に農業技術史の視覚から分析が行われる際には地主制はほとんど歴史的背景としてしか述べられなかつたと考えるからである。もう少し具体的に述べていこう。

周知のように1970年代安良城盛昭・中村政則両氏による地主制確立論争<sup>1)</sup>を機に確立期の地主制研究が急速に進んだ。それまで研究の手薄であった当該分野において、東北型・近畿型・養蚕型などの地帯区分論を加味しながら一定の研究蓄積を見せたのであるが、その主眼が生産関係の解明にあったため生産力の内容にまで議論がおよぶことはほとんどなかつたといえよう<sup>2)</sup>。あるいは日本資本主義と地主制との関連から技術にも言及した暉峻衆三氏や牛山敬二氏らに見られるように、権力のバックアップをうけた地主の主導によって塩水選・短冊形苗代・正条植・農具普及・肥培管理の集約化など「多肥多労技術体系」の導入が小作農民らを犠牲にして進められた結果、地主・小作間の矛盾が激化させられるという理解が示されている<sup>3)</sup>。

当時の地主制史研究におけるこうした理解、あるいは農業技術そのものについての理解は、いわば『日本農業発達史』(全10巻・別巻2)の成果に依拠していたといえよう。1950年代に編纂されたこの膨大な成果は、戦前の日本農業・技術に関する多くの資史料・記述を収録し今日なお有用なものも少なくないが、技術の推進と地主制との関連については当時の地主制研究の手薄さにも規定されて、結局つぎのような井上晴丸のシェーマに集約されているといえる<sup>4)</sup>。

地主的ヒエラルヒーを行政機構外郭に編み込んでゆく政策の脊骨をなしてゆくの  
は、いうまでもなく農会であった。…地主の豪農の経営者の側面が失われて以来、地主が明治政府官僚と対立する面を終極的にもたなくなつたことはいうまでもない。…資本とのさまざまな共棲関係に立つようになった地主は、半封建的土地所有者として

独自の利害をもちもするが、その際それは官との抗争においてではなく、もっぱら官の農政のなかにおいて実現させようとする動きとなってあらわれる。この動きは官が農政遂行の補助機関と、相寄り相呼応する。

資本主義的工業の半封建的農業との間の不均等が拡大するにつれて、農事改良に対する官僚的指導の必要は強まり、下からの推進力の枯渇によってこの官僚的農事改良奨励は、それを徹底させるために、地主的ヒエラルヒーの筋をたどらざるをえないからである。  
(傍点原文)

この脈絡において「地主的農政」ないしは権力的バックアップをうけた「地主的農事改良」という理解が導き出され、定着してきたといえる。それゆえに冒頭で述べた課題を果たすためには、本来農政のあり方に関する検討も当然必要になってくるのであるが、本研究においては必要最小限度の関説にとどめあとは今後の課題としておきたい。

さて、1980年代になって地主制研究が後退期・衰退期に重点を移していくいっぽうで、農業技術史研究の分野で老農再評価の観点から研究が進められ、近年それらの成果がまとめられるに至っている<sup>5)</sup>。これらの研究は、老農再評価の立場からそれまでの近代農学の立場に立った技術評価に再検討を加えて在来農法との連続面を明らかにしつつ、核技術が個別に存在するのではなく一連の体系性・システム性をもつといういわば当然の事態への覚醒を促した点に大きな意義を有すると思われる。何より近年にいたって、老農など先進的技術だけではなくそれが全体にどのように普及していくかという側面に焦点が当てられるようになってきている。ようやく、「点から面へ」すなわち技術普及のプロセスに研究がおよぶ段階に立ち至ったといえる。しかしこれらの研究は総じて地主制への関心は薄く、農事改良が地主制にどのような影響を受け、あるいはどのような作用を果たし、どういう意義をもったのかなどはほとんど問題にされていない。

また1980年代には「技術の社会史」と銘打ったシリーズも刊行されているが<sup>6)</sup>、明治期の農業に関して技術と社会の関わりを内在的に論ずるには至っていないと思われる。つまり今日に至るまで、生産関係論と生産力論とのリンクに関してみる限りいまだに成功していないと言わざるを得ない。

その最大の要因は何なのか。おそらく従来の研究においては、地主制のもとにおいて新技術が如何に広がっていったのかという普及のプロセスの問題が等閑に付されていたこと、これであろう。すなわち生産者農民のなかでも分厚い層をなす自小作・小作農民が、どういう契機によってどのように新しい技術を受容していったのか・いかなかったのかというプロセス、新技術が「点から面へ」広がっていくそのプロセスにこそ、諸々の社会的・経済的要因が深く関わっていると考えられるのであるが、そうした問題意識がスッポリと抜け落ちていたためと言わざるを得ない。権力機構がどれほど強制しようが、地主がいくら主導的役割を果たそうが、現実には技術を取り入れていくのは生産者農民、ことに分厚い層をなす地主制下の自小作・小作農民であり、彼らの動向を規定した社会的・経済的要因と彼ら自身の行動との関わりを解明していかなければならないはずである。

しかし問題は、彼らの動向を直接示す史料が極めて少ないことにある。右のような課題への接近を阻んできたものは、実は史料の残存状況にほかならなかつたともいえるだろう。その点からすれば、本稿とてそうした状況から自由ではありえない。いわば「文字と無縁

な農民の姿を文字史料から探るパラドクス」である。そこで本研究では、方法論的な克服のためにつぎの二点に留意した。一つは「点から面へ」の状況を探るためにも統計に着目し、その数値から彼らの動向を読みとるという手法をとったこと、二つに文字を残した人々の目に映る農民像から、断片的にせよ彼らの動向を探るという手法をとったことである。これとても極めて限界の多い作業であり、数少ない破片から全体像を復元するようなものであるが、結局こうした作業を地道に積み上げていくしか方法はないのではなかろうか。

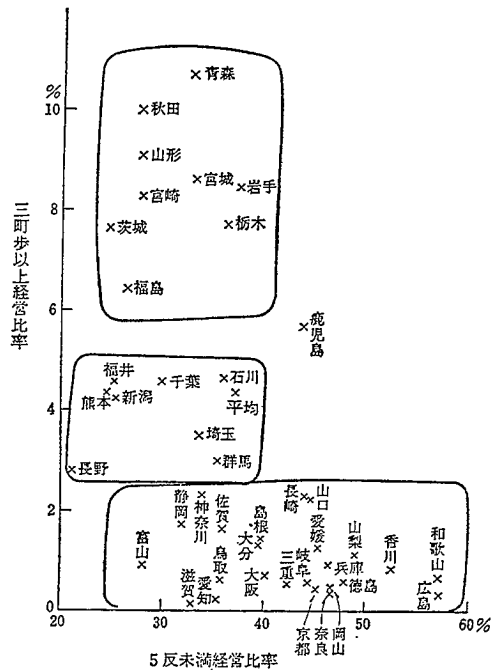
## 2. 分析の対象地域

本研究では上述の課題へのアプローチを行うため、広島・秋田両県を対象フィールドに設定したい。なぜ広島・秋田なのか。第1図に見られる如く、全国各府県のなかでも両県は農耕の零細性と相対的な粗放性と両極をなすのである。にもかかわらず第2図に見られるように、明治中期の土地生産力のレベルはともに粳米反収1石1斗と低い水準にある。結論を先取りするようであるが、やがて新しい技術体系へと転換していく直前の在来農法のレベルを示しているといえようか。しかし明治末～大正初年になると広島県では明治中期に比べて伸び率1.6強を示し、県平均のレベルは2石水準に近づきつつあるといえる。いっぽう秋田県では伸び率が1.4に満たず、県平均レベルは1石5斗強で広島県に水をあけられた格好になるのである。ではこの差は、そのまま続くのか。そこで両県の各郡レベルの反収の動きを第3図で見ておくことにしよう。ともに1900年代後半のデータを欠くが、しかし明らかに広島県では1910年代には郡レベルでほぼ2石水準に達しており、秋田県ではそのころ顕著な上昇が見られて1920年代にはやはり2石水準に到達する。すなわち生産力(土地生産力)上昇において、両県ではほぼ10年のタイム・ラグが見られるのである。なお全体的な状況を見ると、明治中期に比べて大正期には反収そのものの増加とともにグラフの上下の幅が小さくなっていることに気づく。それは地域間格差の縮小を示すものなのだろうか。各年度のそれぞれ郡ごとのばらつきを見るために標準偏差を算出してみると、広島県でほぼ2.0～2.5、秋田県でほぼ1.5～1.9のあいだを推移し、時代とともに減少に向かうというような傾向は見られないのである。すなわち地域間格差が縮小に向かうわけではない。とするならば先のグラフの印象は、豊凶の差の縮小によるものということになる。つまり明治中期にはなお作柄が不安定であったが、大正期以降は両県でタイムラグを見ながら反収の増加とともに作柄の安定を実現させていったということを示しているのであろう。こうした両県の異同は何によるものかなどの問題は、興味をそそられる。

また紙数の関係で表示を省かざるを得ないが、戦後全国的に行われた「地力保全基本調査」<sup>1)</sup>によると、広島県南部は砂質・壤質土、県中・北部では粘質土が中心であるが、秋田県では沿岸部の一部を除いてほとんど強粘質土が中心である。気象条件の差もさることながら、土壌のこうした差も大きな影響を与えていたと思われる。ともあれ広島・秋田両県の比較は、さまざまな点で興味ある問題を含むといえよう。その共通性と相違を見ていきたい。

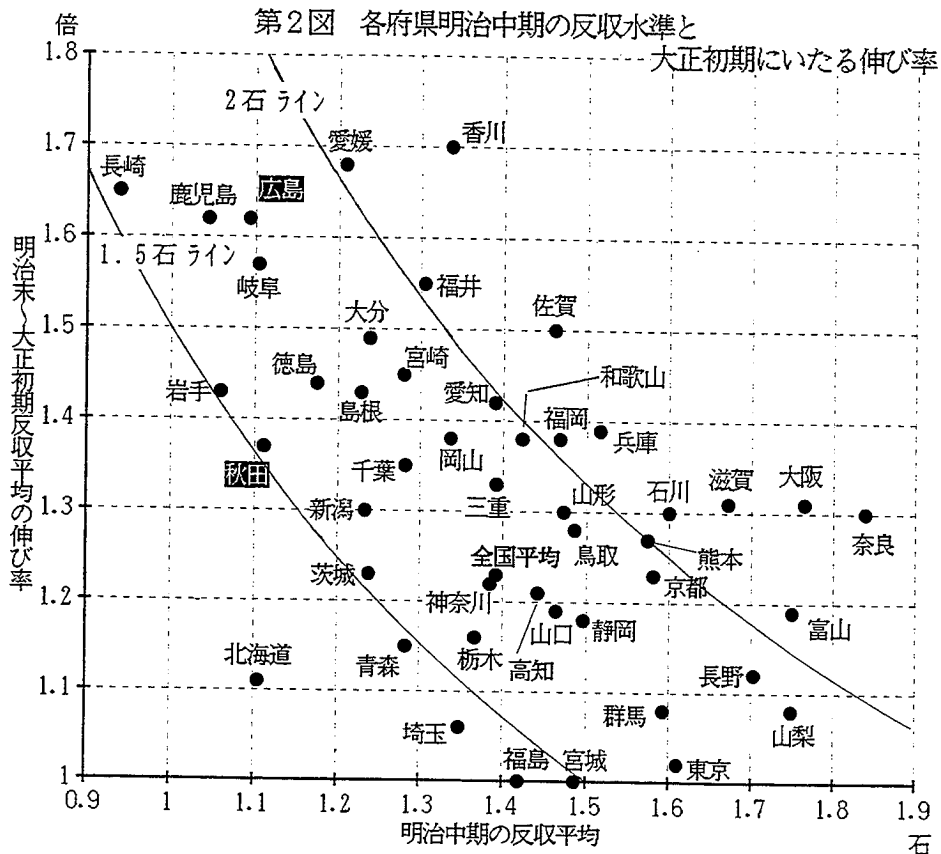
なお「農業技術」は稲作技術のみをいうのではないことは承知しているが、筆者の力量の問題と当時(多少の差はあれ)農産物の中心は両県とも米でありまた地主制の小作料取とも当然現物の米であったことから、本稿においては専ら稲作技術について検討していき

第1図 零細農耕(5反未満経営比率)と  
粗放農耕(3町以上経営比率)の相関図 (1908年)



中村政則『近代日本地主制史研究』137頁 第2図より。

注：『農事統計』（1903～1910年）より作成。



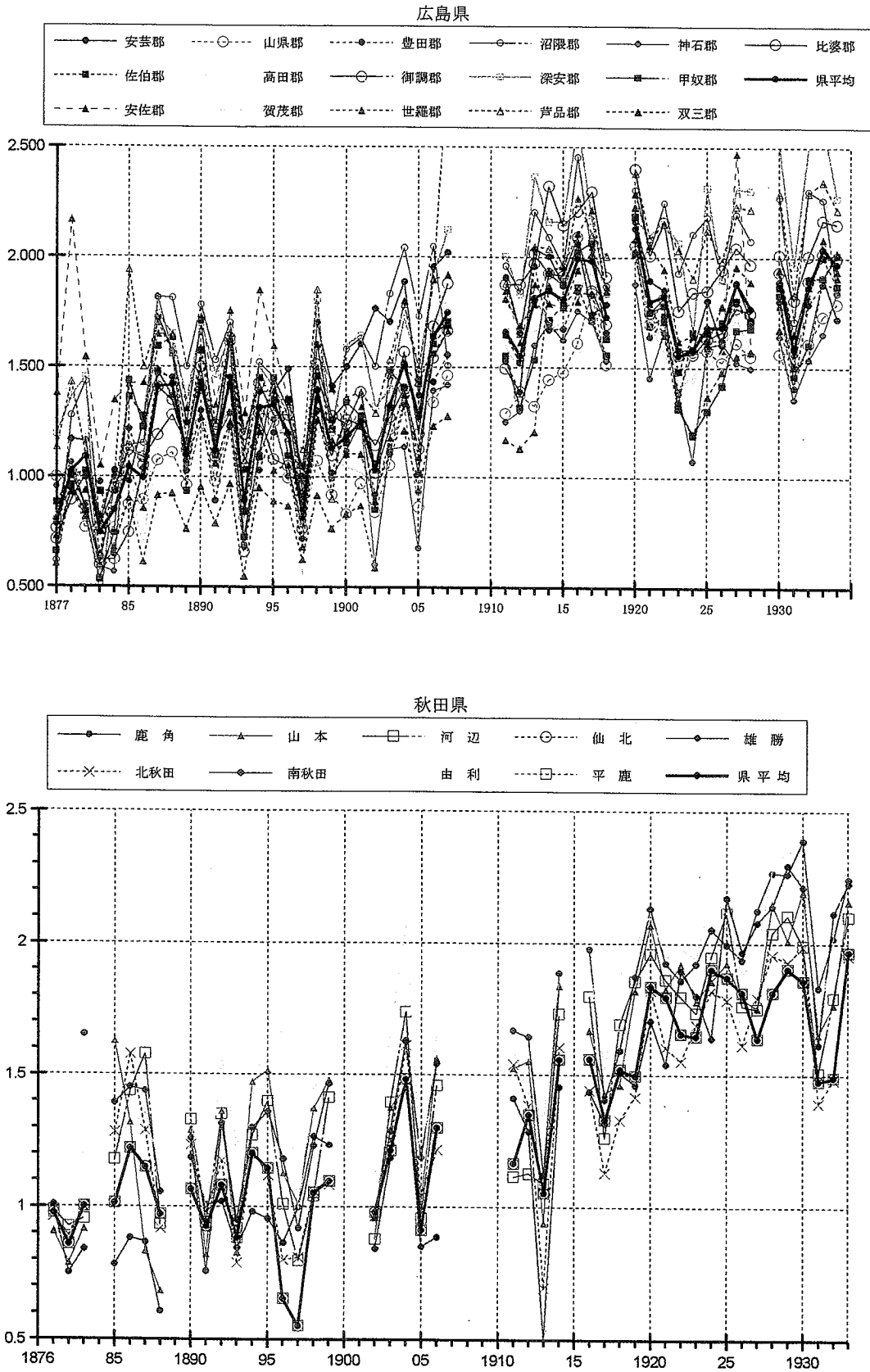
農商務省『農商務統計表』により作成。

明治中期は1893～97年平均、明治末～大正初期は1908～17年平均により、グラフ縦軸には後者を前者で除した値をとった。

すなわち図中「2石ライン」「1.5石ライン」はそれぞれ後者の時期の反収レベルを示している。



第1図 広島・秋田両県各郡レベルの反収の推移



い。

注(1) ここでは両氏の一々の成果は省くが、とりあえず中村政則『近代日本地主制史研究』(東大出版会 1979)、安良城盛昭『天皇と地主制』上・下(塙書房 1990)とくに下巻第Ⅲ部などを参照のこと。

(2) たとえばシンポジウム日本歴史一七『地主制』(学生社 1974)における各発言を見ても、「生産力」という言葉は頻繁に登場してもその具体的内容に関する言及はきわめて少ない。

(3) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上(東大出版会 1970)第二章第三節。牛山敬二「日本資本主義の確立」(暉峻衆三編『日本農業一〇〇年のあゆみ』有斐閣ブックス 1996年、これは同編『日本農業史』有斐閣選書1981年の改訂版である)。

なおこうした「地主的農事改良」といような理解は、本稿で対象フィールドとする秋田県の地主制研究の成果である清水洋二「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開—秋田県五〇〇町歩地主T家を事例として—」(『土地制度史学』74 1977)や品部義博「東北水稲単作地帯における地主経営の展開構造—秋田県八〇町歩地主小西家の分析—」(同79 1978)にも見られる。

(4) 井上晴丸「日本資本主義の確立と農業」(『日本農業発達史』第四卷第二篇第一章)第四部105頁。

(5) 個別の研究は省略するが、飯沼二郎『農業革命の研究—近代農学の成立と破綻—』(農文協 1985)などにおける農業革命論の提示と、それを受けつつ独自の観点から研究成果をまとめた内田和義『老農の富国論 林遠里の思想と実践』(同 1991)、西村卓『「老農時代」の技術と思想—近代日本農事改良史研究—』(ミネルヴァ書房 1997)、徳永光俊『日本農法史研究 畑と田の再結合のために』(農文協 1997)などがあいついで上梓された。また伴野泰弘「明治一〇—二〇年代の愛知県における勸業諸会と勸農政策の展開」(名古屋大学『経済科学』33巻3・4 1986)、「明治一〇年代の愛知県における『農事改良運動』の展開」(一)~(四)(同34巻4、35巻3、36巻2・3 1987~89)、「明治農法形成における一問題」(『農業史研究』23 1990)、「稲作論争」以前における林遠里法と塩水選の共存」(『経済科学』38巻2 1991)、「愛知県における明治農法の展開」(『社会経済史学』58巻2 1992)など一連の研究もある。

(6) 有斐閣『技術の社会史』一~六。とくに本稿との関わりでいえば第3巻第6章田中「在来農法と欧米農学の拮抗」(1982)。日本評論社『講座・日本技術の社会史』一~八、とくに第一巻『農業・農産加工』(1983)。あるいは平凡社『近代日本の技術と社会』とくに第一巻『稲作の技術と理論』(1990)など。

(7) 1959年から76年に至る長期にわたって行われた土壌調査であり、各府県ごとに『地力保全基本調査総合成績書』としてまとめられている。ここでは広島県立農業技術センターないし秋田県農業試験場でデータ閲覧を行った。

## 第1章 在来農法の水準とその課題

明治後半期から大正前半期にかけての広島・秋田両県における技術革新の具体相を明らかにしていく必要上からも、まず在来農法の水準がどのレベルにあったのかを明らかにしておく必要がある。さらにその当時において何がどのように課題として意識化されていたのかについても、両県の実状と地方勸業政策との関連のなかから検討しておく必要もあるだろう。以下両県それぞれについて検討していきたい。

### 1. 広島県における在来農法水準と課題の意識化

#### (1) 幕末期における在来農法の様相

本来なら明治前期の県内各地における農法の具体的な様子を検討したいのであるが、史料制約から幕末期の賀茂郡における技術を中心に検討することとせざるを得ない。当時同郡は西条盆地から黒瀬に至る丘陵部と現在の安芸津・安浦・川尻町にあたる沿岸部からなっていたが、明治期以降の土地生産力(反収)においては中位であり、その意味では広島県のなかでいわば平均的な姿であったと言えるだろう。そうしたなかで黒瀬地方の兼沢村(当時)には、後藤陽一氏が生産力的富農として分析された土井家<sup>1)</sup>が存在していた。1819年(文政二)同郡の「国郡志御用郡辻書上帳」には、当時郡内で行われていた稲作についての詳細な記述がある<sup>2)</sup>。以下それについて検討していきたい。

旧暦3月半ば前後から籾種を水に浸し(日数は沿岸部の3~5日から黒瀬村の15~20日まで差あり)、ついで苗代を作るために稲刈跡を牛耕、水を入れて でかきならし芝草・糞を施して再び耕耘、えぶりで「小ならし」を行う。往昔は多く大足で芝草を踏みならしていたが、この当時ではすでに少なくなっていたという。5月中旬から早稲種の播種を始め、2ヶ月ほどの間に中・晩稲も蒔き終える。苗代1坪当たりの播種量は西条・黒瀬地方で2合~2合7勺、沿岸部では4合7勺~6合7勺であり、「籾薄く蒔候得ハ苗能出来立、稲も夫二応出来宜儀者顕然二候」と、すでに薄蒔効果を会得していた。もっとも沿岸部でやや厚蒔気味なのは「苗薄く太く作り候得者、本田へ移植て後、中差虫生シ大二稲を害申候二付、無抛厚く蒔、苗小ク作申候」と螟虫害の発生を避けるために、やむを得ず厚蒔きして小苗に仕立てるといった術まで獲得していた。

本田については、一毛作田では春になると合間を見て荒起しを始めるが、二毛作田では5月節句のころに麦を刈り取ってその跡地の荒起しを行い、同月中旬に水を入れて でかきならし芝草を入れて再び耕耘(中作り)、田植えの時に代耕を行う。これらはみな牛を用いて行われた。但しここでは、犁についての記述も耕深についての記述もなく、おそらく長床犁による浅耕であって深耕についての意識はまだ形成されていなかったものと推測される。なお県北西の山間部に位置する山県郡では、幕末から明治初年ごろに中床犁が使われていたようである<sup>3)</sup>。

また元肥として、沿岸部では塩釜の灰・干鰯、「奥筋」(西条盆地あたりか)では干鰯・油粕その他種々の肥料が施され、追肥としては除草の際「差こへ」と称して干鰯・油粕・「水こへ」などが施されていた。但しこの記述からは施肥量は判明しない。先述の土井家「作帳」では、1844年(天保一五=弘化元)に「大田植」6反2~3畝に石灰63俵半と正銀7匁2分の干鰯、「二番植」では2反9畝の田に石灰23俵半・正銀8匁2分の干

鰯が施用されている<sup>4)</sup>。ここでは反当10俵前後の石灰と4～9升の干鰯が投下されていることになる<sup>5)</sup>。かりに干鰯一斗で含有窒素量0.621kgとするならば<sup>6)</sup>、土井家では米作に反当換算窒素量0.25～0.55kgが用いられていることになる。備後深津郡市村の土屋家では文化～嘉永期において綿作に反当15～20kgの換算窒素量(干鰯2石4斗～3石3斗)が施用されていたというが<sup>7)</sup>、米作と綿作との相違を差し引いたにしても土井家の米作への施肥水準はそれほど高いものではなかったとも思われる。これは後の段階と比較して、土井家のみならず米作においては一般的状況として施肥水準が低位であったものと推察される。

本田の管理については、田植えから15日ほどして一番草を取り、その後ひと月ほどのあいだに三番草まで行われていた。もっとも「念入候ものハ四度も取申候」というから、こまめな灌排水とあわせて集約的管理が進み始めていた状況と考えられる。虫害対策の面でも、6月ころから浮塵子が発生しはじめると「田壱反二油五六合、虫多けれハ壱升位も入申候」と注油法によって浮塵子防除に努めている。但し螟虫に対しては防除の方法が見つかっておらず、「多ク生ル時ハ神社ニて虫除祈祷仕」るほか手だてがなかったという状態で、また「じゃこう虫」と呼ばれた羽虫が多く発生した場合も防除不可能であり「祈祷火送りニ仕申候」と記されている。

いっぽう籾種・品種の選択はかなり意識的・意欲的に行っていたようで、籾種は「交り物・成替り」等を除いて「宜敷穂計りを選抜取、種ニ仕候」というように入念に選抜していた。土井家においても積極的に新品種を導入しており、文政期段階ではほぼ中稲中心であったものが、明治初年には晩稲品種が9割と完全に晩稲中心に転換している<sup>8)</sup>。備後地方においても、18世紀後半は中稲中心であったが、芦田郡町村では寛政期にすでに晩稲中心になりはじめていた<sup>9)</sup>。このように地域によって遅速はあるものの、新品種導入の過程でしだいに多収性の晩稲品種が取り入れられていったものと思われる。

こうした状況下で、土井家ではすでに化政～天保期に玄米反収で2石～2石5斗の水準を実現しており<sup>10)</sup>、また備後市村の土屋家においても幕末までに2石水準を突破するなど<sup>11)</sup>、近世的稲作技術水準のなかでも先進的経営においてはすでに2石水準を実現していたのである。

ここでは他の地域や耕深・田植え時の苗株数・本数などは触れられなかったが、次章においても多少述べることにしたい。

## (2) 1880年代における課題の意識化

1881年(明治一四)に開催された全国農談会において全国の老農とならんで出席した広島県沼田郡新庄町の山本孫兵衛は、芦田郡近辺の作物輪換に関する情報や沼田郡近辺の選種に関する方法を披瀝している<sup>12)</sup>。また「安芸国ハ大概牛耕ノミナリ」として神石郡を中心とする山間部で生産される牛との関連を指摘しているが、この時に「本員ハ五六年間馬耕ヲ試ミタル」結果を話している点が注目される。「牛ハ一日壱反三畝歩ニ過ギサレトモ、馬ハ式反六畝歩ヲ耕ヘス、是レヲ人耕ニ比スレハ牛ハ三人ニ当リ馬ハ六人ニ当ル、尤モ馬ハ粘土ニ適サレトモ深耕ニ宜シク、到底馬耕ニ利益アリトス」<sup>13)</sup>という発言に見られるとおり、牛耕地帯の広島にあって実験的に馬耕を導入し、深耕に対する意識も形成されているのである。牛馬耕の比較は専ら効率に主眼がおかれてはいるが、それにしても作物

輪換(それもかなり離れた地域の情報を把握している)や選種、馬耕・深耕などに対してかなり先鋭的な意識を持っていたことがうかがえるのである。しかし、その山本孫兵衛においても、その発言からは広島県農業の何が、どのように克服すべき課題なのかという展望は見いだせないのである。

この点は県など地方勸業のレベルでも同様ではなかったかと思われる。まずそのあたりを少し検討してみたい。1878年(明治一)津田仙の推挙によって広島県勸業課長に就任した十文字信介は、『広島県勸業雑報』刊行の中心となって県内農民からの情報を公開・交流することに努めている<sup>14)</sup>。また自ら筆を執って農民に様々な主張を行っているが、このなかで「勸農の説」として①作物輪換、②農具改良、③畜産・養蜂の実益、④「節ならぬものを節ならぬ時に」販売する利益、⑤国内外の動植物種の導入、⑥施肥改良・自給肥料、⑦山間部での「有益物」生産などを奨励している<sup>15)</sup>。十文字は、実際上の耕作技術では欧米に遜色ないが経済面で天地の差を生じておりそのためにも商業的農業の展開が必要であると、当時の政府当局者と同じような趣旨の主張をしているが、ともあれそうした点から右のような奨励を行っているのである。しかしこれらは必ずしも広島県農業に即した課題であったとは言えない。いっぽう1880年(明治一三)までに「本県ノ目的ト称スベキ明文御制定相成度ト、大略記載ヲ試ミ候原案モ大半出来候…本県勸業ノ目的ト言フモ其方向ノ大体ニ至ツテハ庁内ニ決スルヲ得ベシ」とも述べているから<sup>16)</sup>、一定の概要はまとまっていた可能性も大きい<sup>17)</sup>。ただ十文字はそれに続けて「然レトモ各郡区ノ実況ニ照シ、各郡区ニ適宜急要ノ業事ヲ勸奨セントスル細目ニ至ツテハ、各郡民業ノ消長適否ヲ實際ニ就キ審案考計シ、而シテ各郡区ニ至適有要ノ目的ヲ定ムルニアラズンバ、全管勸業ノ目的ヲ一定セリト言フ可ラズ」とも述べているように<sup>18)</sup>、実際上の課題を具体的・明確に把握するには至っていなかったと考えられるのである。それゆえに「事業ノ目的ヲ定ムル、必ス先ツ各郡区長ヲシテ其意見ヲ上陳セシメ」ることを大書記官平山靖彦ら県幹部に上申して、その裁可を得るのである。

この時各郡区長に指示された項目は、余業調査(第二条)、特産物の販路(第四条)、養蚕・製糸・製茶の見込み(第八条)、牛馬畜産の見込み(第九条)、衰退産業回復の見込み(第一〇条)などであり、総じて言えば郡内特産物・余業に関する事がらであった<sup>19)</sup>。すなわち農業のなかでも特用作物や絶対的・相対的に過剰な労働力の振り向け方に主たる関心があったのであり、穀物・蔬菜とりわけ農産物の中心であった米作の改良にはまだ明確な課題が意識されていなかったのではないかと考えられるのである。こうした指示をうけてか、各郡長のほうでもその線にそって回答が寄せられている。一々の事例は省略せざるを得ないが、広島湾沿岸の海苔・牡蠣養殖、安芸郡などの白木綿、沼田郡などの山繭織、沼隈郡などの畳表・藺草加工品、安那・品治郡の緋・縞木綿、神石郡の和牛など特産と称すべきものがあげられている。それゆえに最も大きなウェイトを占める米作の技術改良に関わる問題には、ほとんど言及されていない。

ともあれ十文字信介が進めようとした地方勸業政策はトップダウンではなくボトムアップの方式であったわけであるが、これは県内農民の「自主独立の精神を自力で身につけさせる」自由主義的な政策思想(自由放任主義ではない)と評価される所以であろう<sup>20)</sup>。こうした展開は、当該期における地方勸業の「政策的自由度の高さ」という斎藤修氏の指摘と符合するものと言えるだろう<sup>21)</sup>。ただこうした自由度の高さというのは、なお勸業指針が

定まっていない、すなわち課題の意識化がまだできていないということと表裏の関係にあるものと考えられる。

さて、こうした状況のなかで郡・町村レベルではどのような動きを見せていたであろうか。広島県では1878年(明治一)各郡区役所に勸業掛が設置され、翌年各郡区1000町歩に1人の割合で勸業世話掛がおかれたが<sup>22)</sup>、この両掛を中心に各郡で勸業会話が開催されていく。最も早い例は勸業掛が設置される以前の1877年8月に深津郡森脇村で勸業会話が開かれていたという<sup>23)</sup>。この時話し合われた内容は不明であるが、1880年以後毎年のように各郡で勸業会話(のち農談会)が開かれていく。ここで話題となっているのは、米のみならず西洋種を含む蔬菜・特用作物や山林保護など多岐にわたっており、こうしたなかでいくつか興味ある記事も散見される。たとえば、本県において最初に米の種子交換が話題にされたのは1882年(明治一五)3月の安芸郡勸業会話であるとされてきたが<sup>24)</sup>、すでに1881年9月の御調郡勸業会話で話し合われていたこと<sup>25)</sup>、あるいは1880年5月の甲奴・世羅・三谿三郡の勸業会話で世話掛の伊達源十郎が「渾て種を浸す水は寒水又は雪水に貯、之に浸す時は意外に豊穰を促すものなり」と県の中山間地域において経験的に寒水浸を行っていたことなどである<sup>26)</sup>。ともあれこうした会合における発言を見ても、全体としてどこに課題を見出すか、稲作の技術的課題は何なのかということとはやはり不確定であった。

1881年(明治一四)7月広島県勸業課農務係の森為雄が記した「稲作改良着手の意見」<sup>27)</sup>は、その点からすれば注目される。森は「県下の地勢」として山が多く耕地が少ない状況でありながら「其人口に至りては甚多く」、そのため「他方の産を仰がざるを得」ないとする。そこで「我固有産物に改良を加へ、其収穫を増加せしむる」ことが必要であるが、諸人の説は「概ね言ふ可くして行ふ可らず」という状況にある、そこで今は「為し易くして実益多きものより第一に着手」することが肝要であると言う。「我固有産物中にて最多額なるものは稲梁」であるから、稲作法を改良して収穫を多くすることが「今日の急務」であるとするのである。まさに広島県に即して課題が明確になったごとくである。では森は何をどうすればよいと説くのか。彼がとりあげているのは「寒水浸法」「土圃法」「干田苗法」である。ここで彼はまったく林遠里の名をあげていないが、これは遠里が主張した改良法そのものである。同年の第二回内国勸業博覧会で二等進歩賞牌を受賞した遠里は『勸農新書』再版本150部を参会した全国の勸業吏員と有志者に頒布しているのであるから<sup>28)</sup>、森はおそらくそのルートで目を通したのであろう。

ただここで問題としたいのは、森の意見が『広島県勸業雑報』に載せられた後も何の反響も見られないことである。各郡農談会などで「寒水浸」「土圃法」を試したというような報告もなければ、それらが話題になった形跡もないのである。後述するように、広島県において農事改良・稲作改良の必要性を意識化させる、すなわち課題の意識化のうえで、そのすべてではないにせよ一つの大きな契機となったものこそこの林遠里の改良米作法ではなかったかと思われるのである。にもかかわらずこの段階では、林遠里の名前は紹介されていないが、その改良法に反響がなかったということはどう考えればよいのだろうか。

森の意見が単発であったということもあろうし、この時期以降猛烈なデフレが農村を襲うといった事情も背後にあったであろう。しかし最も大きな要因は、1886年(明治一九)から遠里農法ブームがおこる契機となったのは林遠里自身が来県し、あるいはその後門弟

が実地指導を行ったことであつたのを考えるならば、遠里自身の演説のインパクトもあつたであろうが実際に試験田で結果を示したことのインパクトと活字による情報という違いではなかつただろうか。つまりこの差は、ことに農業の場面においてより多くの人々に大きなインパクトを与えうる力というのは目に見える実際の結果であるということを示しているように思われるのである。とするならば、一般の農民のなかに農事改良の機運をもたらす契機ないし新しい農業技術の伝播・普及を可能にする契機が奈辺にあるかについて、我々に示唆を与えているといえよう。

ともあれ林遠里・門弟が広島県下に与えた影響について検討しておく必要があると思われる。1886年遠里が来県して安芸・深津・安那三郡において「稲作改良ノ方法ヲ演説」したのであるが、それによって「農業者ハ非常ノ感想ヲ提起シ、奮進以テ之レカ改良ニ着手セント」する動きが見られたという<sup>29)</sup>。ここでは、改良の熱意はあつてもどういう方向へ進むべきかが意識化されていなかった先覚者的農民に対して一定の方向が示され、ブームに火をつける端緒となつたということであろう。上記三郡はさつそく遠里門弟の聘庸に動くが、さらに豊田・高田両郡でもその聘庸を要求することになり、広島県庁は福岡および門弟が派遣されていた石川両県に依頼してその雇入れの斡旋を行っている。重ねて遠里が「実業視察」として安芸・深津・高田各郡を巡回したこともあつて、「他郡モ亦大ニ改良法ニ属望シテ、其門弟ヲ備入スルモノ続々勃興セリ」という状況となつた<sup>30)</sup>。1887年における遠里農法の試験人員は10郡で計208人、試験反別は24町1反であつたが、翌88年になると県下全郡で計5301人、反別623町と飛躍的に増大するのである<sup>31)</sup>。まさに県下の相当数の農民を巻き込んだブームであつたといえよう。

そこでその中心地の一つであつた安芸郡の場合を少し検討してみよう。同郡海田市町(当時)においては、この時期三宅惣次郎とその子亀太郎が老農として地域の名声を得ていた<sup>32)</sup>。少し後になるが、三宅惣次郎に関して新聞紙上で「海田市の老農」と題してつぎのように紹介されている。

安芸郡海田市町の三宅宗次郎は今年六十五歳の老叟にして、家は屈指の財産家なれども、常に能く勤儉を守り節約を主として華奢贅沢を非常に忌み嫌ひ、特に其身矍鑠として壮者も尚ほ及ばざる程なるより、平素自身先に立て田野に出で子弟眷属と共に耕作を是れ事とし、最も熱心なる農事の改良者なるを以て、曩に同地に於て農事科講習所を開講したる際の如きは、四十歳の長男より次男三男を率て都合四人入所し衆に勝れて熱心に聴講し首尾能く修業証書を得たる如きは、実に他に見るべからざるのことにして、農耕を業とするものゝ好模範たりといふべし、因に同老人は、農事改良の事に関して近郡より招聘を受くるあれば、更に其勞を辞せず喜んで出張し、実地に経験に或は聞くところ見るところを指教して、唯だ及ばざらんことを恐るゝ篤志家なりといふ

(明治二九年一月二六日付『芸備日々新聞』<sup>33)</sup>)

今日ではほとんど知られることのない無名の存在ではあるが、このように地域に根ざした無数・無名の老農は他にも多く存在したものと思われる。

ともあれこの三宅家の間近にある明顕寺において、1886年12月16・17両日に

わたって林遠里が改良米作法を口授しているのである<sup>34)</sup>。この時郡内有志者が同寺境内に「殆んど寸分の余地なきが如く」参集し、寒水浸のみならず乾田化と馬耕導入・深耕、薄蒔き・疎植化、正条植、中耕除草など一連の技術体系について話を聞いている。この時に三宅父子と遠里とが直接接触したという史料は見いだせないが、おそらく何らかの接触があったと見るほうが自然であろう。この後三宅亀太郎が農事巡回教師として郡内で遠里の改良米作法の指導にあっているのである。安芸郡ではその「実効著しき」ことが確かめられて、1888年(明治二一)になると改良法従事希望者が郡内で1000名をこえるほどであったという<sup>35)</sup>。郡役所でもその導入に積極的に動き、海田市のほか4ヶ村に模範田を設けて農事巡回教師を5名(うち1人が三宅亀太郎)任じて奨励に当たっているのである。<sup>6)</sup>

つまり安芸郡で遠里農法が一般に広まっていくには「実効著しき」結果が必要であったのだが、その「実効」を示すためには門弟来県の有無に関わらず地元で三宅家のような積極的に受け皿となっていく一定の層の存在もまた必要であったということがいえるであろう。

第1表 林遠里宛の書簡一覧 (広島県関係分)

差出人氏名・住所	書簡 年月	内 容
割鞆 熊太郎 (地元農民) 沼隈郡神村	1886. 12. 29	12月5日福山における関西勸業競進会出品者への賞与授与式にて、はじめて林遠里の名を知る。選種法・田植えに至るまでの手続きにつき教授を乞う。
高田 惣五郎 (実業教師) 安那郡下加茂村 小川弥助方	87. 5. 13	1月8日福岡発、同20日より深津・安那両郡管内を巡回。改良農法受け入れに積極的で、歓迎をうける。寒水浸・土圃法を実施しない者はいないほどであるが、「其中ノ八九ヲ挙ゲレバ稍々不完全」。選種から苗代作りまでを实地指導する。
福 山	9. 14	安那郡小川弥助(勸業委員)・福山 藤井与一右衛門(大地主)の各試験田とも上作。坪当たり収量粃3升6合。平年作に比べ粃で反当2石6斗余の増収。
御調郡丸門田村 前田莞爾方	88. 3. 15	深津・安那米作改良試験田で好成绩を収める。通常作の反当粃2石から2石5斗・3石に対して改良作では3石から5石6～7斗に至る。
久保 惣平 (実業教師) 三上郡庄原村 佐々木理三郎方	87. 11. 1	10月3日三上郡役所着、翌日より稲種子選別について巡回指導。 翌年より他所で聘庸の由。
徳永 文市 (実業教師) 豊田郡瀬戸田町	(87カ) 9. 7	豊田郡90カ村(49役場)のところ、「貴所様ノ御延祝キカスシテ、粃種尅升モかんがし無之候」。福山より種粃3種4升を持ち帰り、久比・忠海村で寒水浸・土圃法など実験。増収の見込み。
豊田郡忠海村	87. 11. 15	試験田・試作成績報告。寒水浸実施試験田5カ所平均反当(粃)7.548石、現地試作人(寒水浸非実施)10カ所平均反当(粃)6.552石。
入江 恒右衛門 (地元農民) 三上郡高村	(年不詳) 4. 26	井手文四郎を稲作改良教師として招聘、が手違いから不要になる。急遽10日間だけ苗代仕様を伝習。農談会で講演してもらい島根に向かった旨を報告。

(注) 福岡県林家文書による。

内田和義氏から史料を提供していただいた。記して感謝したい。



また沼隈郡神村の割鞘熊太郎という農民は1886年12月に林遠里に手紙を出し、「小生儀近頃勸業ニ熱心仕居候得共、未タ本邦老農アルヲ知ラズ」そのため「独り潜二」農事改良に力を注いでいたが、12月5日福山大念仏寺における関西勸業共進会出品者への賞与授与式で沼隈郡役所三課の山田書記の話聞いてはじめて「林遠里」の名を知った、そこで選種法から田植えに至る手続きの詳細を教授して欲しいと懇願している(第1表)。このように「独り潜二」農事改良に熱意を燃やしていた農民にとって遠里に関する情報が一つの道を示すことになり、逆に割鞘熊太郎のような農民の熱意を吸収してブームが加速されていったともいえるだろう。

つぎに遠里門弟の目から見た広島県の状況について、少し見ておくことにしよう。実業教師として派遣されてきた門弟らは、いずれもまず招聘されたところの郡役所へ赴き、そこで担当する地域等についての指示を受けたようである(第1表)。逗留中の宿泊については、高田惣五郎<sup>37)</sup>が安那郡勸業委員の小川弥助<sup>38)</sup>宅に寄留するという形をとったように、地元の名望家・農事熱心家が遠里門弟を受け入れたのであろう。また彼らも担当地域を精力的に巡回して、寒水浸・土圃法を中心に指導し在来法の2～3倍に匹敵する反当(換算)籾収量5～7石という実績をあげている(第1表高田惣五郎・徳永文市)。なかには井手文四郎のように招聘されながらどのような手違いからか不要となってしまう、地元農民の入江恒右衛門の奔走により短期間だけ指導を行うということになった場合でも、熱心に活動するものもいた。こうしたなかで前述の高田惣五郎は、深津・安那両郡の農民は改良農法受け入れに積極的で寒水浸・土圃法を実施しない者はいないほどの状況であるが、そのやり方は不完全でなかには寒中だけ籾種を水に浸してのち日光にさらしてから播種する者もいたと報告している(第1表)。あるいは改良法受け入れにあまり積極的ではなかった豊田郡に赴いた徳永文市は、島嶼部の瀬戸田地方では遠里の名声がほとんど聞こえておらず「籾種壺升モかんがし(寒水浸—引用者注)無之候」と報告している(同上)。先述したように遠里の唱道した改良法は寒水浸・土圃法のみならず一連の体系的技術のはずであったが、これらの報告に見られるとおり受容のポイントが寒水浸・土圃法に収斂してしまっているかのような印象を与える。おそらく遠里門弟・実業教師の側も、また受け入れる農民の側も相互規定的に寒水浸・土圃法に力点を置いていったのであろうが、もしそうであるとするならば遠里農法ブームが急速に影を潜めていく要因の一つはここにあると言えるかもしれない。前項で見たように、播種の際の薄蒔効果への認識やある程度本田管理も集約化しつつあったものの、田植え時の密植状態・施肥水準の低さ・浅耕などといった稲作上の課題が、遠里農法導入によって意識化されるはずであった。もし受容のポイントが寒水浸・土圃法に収斂してしまっただとすれば、その寒水浸についてまわる種籾腐敗がきっかけとなってブームを冷却化させるという事態のなりゆきは理解しやすいものといえよう。

1888年を過ぎると「未タ普ク其術ヲ得サルヲ以テ、寒水浸ヲ行フニ当リ往々種籾を腐敗シタルモノアリ、加之当時理学的ノ論究甚タ盛ニシテ此改良法ヲ非難スルモノ各地ニ興起シ、為メニ此試験ヲ廢スルニ至ルモノ甚タ多キカ如シ」<sup>39)</sup>という記述に見られるように、稲作論争(というより近代農学者による一方的論難<sup>40)</sup>)の影響と、種籾腐敗とが冷却化させたのである。何の問題もなければ、酒匂常明らがどれほど痛罵しようがおそらく現場の農民がその影響を受けることはなかったであろうが、現実に無視し得ない種籾腐敗があったからこそ批判者の声に動揺させられたのであろう。こうした例は島根県・京都府にお

いても見られるが<sup>4.1)</sup>、地域によってはブームが一過性のもので終わったのは、その受容のあり方に一つの要因があったのではないかと考えられる<sup>4.2)</sup>。

ただ、一時的なブームであったにせよ、遠里農法が広島県下に広まったことによって在来農法を見直す一つの契機となったのではないとも考えられる。『広島県農事調査書』においてはブーム衰退後、「近時一般、此改良法(遠里農法一引用者注)ノ萃ヲ抜き、種子ノ選択ヲ精フスルノ傾向アリ」と指摘されているが<sup>4.3)</sup>、それもその一端を示していると思われる。遠里農法は広島県における課題の意識化を全面的にはなしえなかったとしても、老農層など一定の人々に対して農事改良への意識を覚醒する歴史的意義は担ったということであろう。そうした人々の前に立ち現れてくるのが「学理農法」であった。地方勸業体制の面でもいわばハードとして県・郡・町村農会など農民の組織化が基軸的な課題となり、また同時に農事試験場などとの連携のもとで近代農学にもとづく農法が(その骨格は遠里農法と同じ福岡農法ではあるが)いわばソフトとして注入されていくという展開を見せるのがつぎの段階である。しかし現場における老農・農民にとって、それが遠里農法であれ学理農法であれ、ともに「外来農法」であることには違いはなく、その「外来農法」によって在来農法を「在来」のものとして認識させることになった<sup>4.4)</sup>。いいかえれば課題の意識化が行われることになったといえるだろう。しかしそれが生産者農民全体に広がるかどうかはまた別の問題である。

注(1) 後藤陽一『安芸国土井家作帳の研究』(広島近世史研究会発行 1977年)。

(2) 同右所収史料編。

(3) 山県郡千代田町『千代田町史』近世資料編(上)所収井上家所蔵史料「農具之事」(明治五年)。なお同書所載の文政二年(1819)「農器略図・田植歌別記」にも同様に犁の図が載せられているが、明治五年のものは文政期のものに比べて犁柱・犁身・犁床の位置が三角形に近づき、犁床が若干短くなっているようである。

これらの史料については千代田町史編纂室の六郷寛氏にご教示を得た。記して感謝したい。

(4) 後藤陽一前掲書104頁。

(5) 同右書史料編天保一五年の記述に「千賀八大安売、正銀壹匁二八三升二三合」とあるところから(118頁)算出した。

(6) 濱田敏彦「幕末期農業生産力と地主富農の経営動向一備後国深津郡市村土屋家を中心として一」(有元正雄編『近世瀬戸内農村の研究』溪水社 1988年所収)表5-2から算出した。なお同論文が典拠としているのは吉村清尚『新編肥料学全書』である。

(7) 同右論文三四一～三頁。なお同論文では、文化～嘉永期以後干鰯をはじめ肥料が騰貴していくことにもなって施肥量が減少し、したがって綿の収量も作付け面積も低下していく点も明らかにされている。

(8) 後藤陽一前掲書所収「作帳」による。文政期では「庄右衛門」などの早稲とともにとくに「作州」「坊主庄右」など中稲が八割余を占めていたが、明治初年になると「アダレ」「紅餅」「世直り」などの晩稲品種で9割5～7分を占めるようになっていく。

- (9) 有元正雄「地主制形成期の諸問題」(前掲『近世瀬戸内農村の研究』所収)428～9頁。
- (10) 後藤陽一前掲書9～10頁。
- (11) 濱田敏彦前掲論文338～40頁。
- (12) 『日本農業発達史』第一巻資料・復刻編「明治十四年農談会日誌」781、729～30頁。
- (13) 同右721頁。
- (14) 藤井隆至「『広島県勸業雑報』の政策思想」(『芸備地方史研究』153号)。  
三好信浩「広島県勸業課長十文字信介による産業の啓蒙と教育」(『広島市立公文書館紀要』17)、『近代日本産業啓蒙家の研究』下(風間書房 1994)参照。
- (15) 十文字信介「勸農の説」(『広島県勸業雑報』2号 明治一三年四月)。
- (16) 「千田県令の諮問にたいする郡区長の勸業意見」(『広島県史』近代現代資料編Ⅱ 148頁所収 史料68)。
- (17) 三好信浩前掲論文11頁、および前掲書656頁。
- (18) 注16に同じ。
- (19) 同右。
- (20) 藤井隆至前掲論文8～9頁。
- (21) 斎藤修「地方レベルの殖産興業政策」(梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東大出版会 1983 所収)では、明治後期と比較して相対的にではあれ中央と地方との関係において政策的自由度が高く、かつ中央政府資金への依存度の高さが指摘されている。こうした関係は、もちろん府県によって差があるだろうが(後述する秋田県の展開は広島県と少し異なる)、明治後期と比較して相対的に県と郡・町村との関係にも敷衍しうるのではないかと思われる。ただ斎藤氏が松方財政の登場によって「このパターンに終止符がうたれた」(289頁)とされる点について、資金面はもちろん妥当するにしても、政策的自由度においてはもうしばらくは保持されるように思われるのである。これは、あくまでも農業政策の面から見てのことであるが、中央も地方もなお方針が確定していないという事態と表裏一体のことと解せられる。ただはじめに述べたように、本稿においては農政まで叙述する余裕がないので、この点は課題としておきたい。
- (22) 『広島県農事調査書』(日本経済評論社『明治中期産業運動資料』第一二巻)5～7頁。
- (23) 後に勸業世話掛となる同村の佐藤十三郎が中心となって開いたようであるが、彼の趣意説明文によれば義倉が若干の費用を与えて「勸農演舌会」を設けたことに呼応したものであったようである。『広島県勸業雑報』13号(明治一四年三月)参照。
- (24) 住田克巳・上田一雄「広島県農業史」(『日本農業発達史』第四巻)346頁。
- (25) 『広島県勸業雑報』20号(明治一四年一〇月)。
- (26) 同右12号(同一四年二月)。なお伊達の発言に続けて郡書記岡田礼次郎が「寒中糶を出し、一夜水に浸し一日乾し、斯くすること三度に、後ち貯、播種の頃常の如くする時は生育速かにして虫害も又軽ろし」と述べているところからすれば、著

名な林遠里の寒水浸とは若干異なる。但し内田和義前掲『老農の富国論』によれば、寒水浸法は江戸時代以来各地に見られるものであって決して遠里一人の発明ではないという。内田氏の力点は、それゆえに、また戦後の実験で効果が立証されたごとく、寒水浸法は一般性・普遍性を持つものであるとするところにある。

- (27) 『広島県勸業雑報』17号。
- (28) 西村卓前掲『老農時代の技術と思想』45頁。
- (29) 前掲『広島県農事調査書』10頁。
- (30) 同右。
- (31) 前掲住田・上田「広島県農業史」第10・11表。
- (32) 三宅家は1890年代に耕地だけで28町歩、全所有地価18000円強の大地主であった。三宅惣次郎父子の活動については、拙稿「明治中期の広島県における『老農』について」(『芸備地方史研究』137号)参照のこと。
- (33) 安芸郡海田町『海田町史』資料編764頁所収。
- (34) 明治一九年一二月二一日付『芸備日々新聞』。
- (35) 明治二一年二月一五日付『芸備日々新聞』。
- (36) 同右および同一八日付同紙。
- (37) 高田惣五郎は、早くから林遠里の薫陶をうけ遠里に傾倒していた高田耕作の子で、島根県に派遣されて活躍した高田万太郎と兄弟にあたる(西村卓前掲『「老農時代」の技術と思想』156～7頁)。
- (38) この後1888年9月に広島県の添書をもって奈良県へ赴き、巡回したという(徳永光俊前掲『日本農法史研究』187頁)。但し徳永氏は小川の巡回指導が遠里農法と無縁のように考えられているようであるが、高田惣五郎との関係からするならばむしろかなり遠里農法の影響を受けていたと思われる。
- (39) 前掲『広島県農事調査書』10頁。
- (40) 西村卓前掲書18頁、注(2)。
- (41) 西村卓前掲書147、193頁。徳永光俊前掲書202～3頁。
- (42) ただし徳永氏は、京都において寒水浸・土圃法のみならず深耕への意識も覚醒されているとする(同右)。
- (43) 『広島県農事調査書』10頁。
- (44) 徳永光俊前掲書184～7頁。

## 2. 秋田県における腐米改良問題と在来農法の水準

### (1) 腐米改良問題への取り組み

秋田県においては腐米の発生という現実的な問題に直面し、広島県の場合に比べてある意味では早い段階から課題が意識化されていたと見ることも可能である。ただ、結論的に言うならばこの段階での取り組みはいわば対症療法的なものに終わっており、より根本的な課題への取り組みはつぎの段階になって開始されると考えられる。そこで前節とは記述の順序が逆になるが、県を中心とする腐米問題への取り組みを検討するなかから県下にお

ける在来農法の持つ技術的問題点を明らかにして、「より根本的な課題」の実相に迫ってみたい。

腐米というのはいうまでもなく春3～4月になって前年産米の何割かが「腐敗ニ属シ、色味共に変シ食料ニ供スヘカラサル廃物トナル」もので、ちょうど柳の芽が吹くように黄色味がかったものに変色するところから、秋田では「柳差米」とも称されていた<sup>1)</sup>。当時腐米は秋田県のみならず、隣県山形の庄内地方や新潟県などでも発生しており<sup>2)</sup>、また全国的にも粗悪米問題がおこってきていた時であったが、こうしたなかで秋田県が内務省に提出した資金拝借願が聞き届けられ少なからぬ政府資金が投じられるのである<sup>3)</sup>。秋田県においては、当時県内産米の44.2%にあたる約47万石を産する穀倉地帯の仙北・平鹿・雄勝三郡を中心に、10年に7～8年の割合で産米の4割方が腐米となり、県経済上からも看過し得ない問題となっていた。こうした事態は「数百年ノ久シキ」慣行であり江戸時代以来続いてきたものであったが、1876年(明治九)明治天皇の東北巡幸に備えた各郡調査によって行政の関心が払われるようになったのではないかとされている<sup>4)</sup>。

ともあれ県権令石田英吉が内務省に提出した計画によれば、1878年(明治一一)より5年間で計8万5千円の拝借金をうけ、稲刈り時に稲束をかけて乾燥させる稲架用材の購入に5万9千円を充てようというものであった。しかし内務省勸農局では「民心ノ趨向」もわからないので、まず「第一等腐敗甚キ二三ヶ村ニ就テ」実験を行うよう、対象地を300町歩と見積もって計2500円の支出を決めたのである<sup>5)</sup>。ただこうしたボトムアップ方式に見られる政策的自由度の高さといい中央資金への依存度の高さといい、先述した斎藤修氏の示した当該期の地方勸業体制に関する理解・枠組みは、ここではそのまま妥当するものといえるだろう。

この資金拝借願の別冊として「腐米ヲ生スル地ノ氣候土質及耕耘ノ慣習」「腐米ノ原因及改良法」が添付されており、秋田県下の在来農法のなかに腐米発生の要因を探ろうとしている。

まず田においては「区画ノ界線ニ沿ウテ用水堰ヲ通シ」灌水しているが「絶テ地湿ヲ排除スヘキ設ケ」がなされていないし、さらに「畦畔狭少」のため稲架を設置する余地がほとんどなかった。つまり田はほとんど湿田であり、また畦が狭く稲架の設置が困難であったのである。

耕種法においては、苗代は前年苗を取ったあとそのまま捨て置き、播種前になって厩肥・「木草ノ枝草」を打ち込み掻き均す。清明の節(陽暦4月5日頃)から1週間ほどたったころ種籾を20日間ほど水に浸し、少し乾かしたのち厩肥で作った床へ俵のまま埋めて発芽させ、八十八夜をすぎたころに日の出前ないし日没後に播種するという。この記述から明治末期に問題とされる通し苗代が行われていたことが判明するが、1坪当たりの播種量は不明である。本田については、清明の時期に田を「打チ返シ」すなわち耕起して「五月ノ節」に田植えを行い、「半夏」に一番草・「土用ノ中頃」に二番草を行うというものであった。除草の回数が2度であった(広島県賀茂郡では3～4回)ことはわかるが、耕深や田植え時の苗株数や1株当たりの苗本数はわからない。肥料については「夏ノ土用前後ニ於テ山野ヨリ刈採ル所ノ雑草ト草少キ地方ハ糞ヲ用フルナリ、厩ノ踏草トヲ以テ堆肥ヲ作り、翌一、二月未夕雪ノ解ケサル前、此肥シヲ雪車ニテ田地ヘ入レ、雪ノ解クルニ随テ地上ニ注ク」という状況であったから、一般に魚肥・油粕などの金肥はほとんど施用されず、ま

た追肥も行われていなかったようである。しかも雪上に堆肥を放置するから「其緊要ナル液汁ハ雪後ノ雨ト共ニ流出シ、残余ハ全ク腐敗セサル半熟ノ肥料ナルカ故ニ、稲ノ植付後腐敗ヲ起シ却テ害ヲ生スルカ、若クハ蝗害ノ患ヲ醸ス媒介トナル」と指摘されていた。ここでは施肥量が判明しないが、施肥水準は低くその方法も不完全であったことをうかがわせる記述である。

二百十日前後には田の水を落として田面を乾かすという記事も見られるがこれは「堅田」だけであり、「其場所少ク」逆に「水ヲ乾カサル泥田ハ多シ」というように、乾田が少なく湿田が多かったのである。こうしたなかで稲刈り後「其稲ヲ束ネタル儘、田ノ畔ニ逆シマニ併ヘ立テ」て藁の根本のほうを乾かすから、当然湿田に触れる穂の部分は湿気を含んでいったであろう。この「束立」を7～8日行った後「小杭ヲ建テ此ノ稲ヲ掛クル」すなわち一本の杭に稲束を順に積み重ねていく「杭掛」を行うが、場合によってはそれすらしないものもあったようである。ただし「杭掛」「稲架掛」を行ったとしても「此候多分連日ノ風雨ナレハ…充分ニ乾シ得ス」というように、秋の霖雨の影響を多分にうけていたのである。さらに10～30、日後宅地の庭に稲束を運び込んで「其穂ヲ内ニ、基本ヲ外ニシテ層々墨々円筒状ニ積ミ重ネ、上ニ藁ヲ覆ヒ風雨ヲ防ク」という「には」(鳩)を築き、翌年1～2月ころまでに順次籾を扱き落としたのである。「腐米ノ原因」においては、この「には」に積むがゆえに円筒状の内側にある籾部分の空気の流通は遮断され「鬱閉蒸熱既ニ早ク陳朽物トナルモ、嚴寒能ク抑制シ幸ヒニ腐米ニ至ラシメス、然ルヲ春暖ヲ得一時ニ蒸発シ変シテ全ク腐米トナル」と指摘されていたのである。

これに関しては、1881年全国農談会の席上今野庄右衛門が、仙北郡辺のこととして「稲ヲ刈束ネテ穂ヲ下ニシテ畦畔ニ跨ケ、本ヲ乾カスナリ、是ヲ束立ト唱フ、而シテ五六日ヲ過杭或ハ稲架ニ掛クレトモ、常ニ雨多キニヨリ到底十分ノ乾燥ヲナス能ハス、故ニ年々四五月ニ至レハ腐米ヲ生シ、最モ甚キハ俵ノ儘抜ルコトアリ」と述べており<sup>6)</sup>、乾燥不良の原因に関して同様の認識を持っていたといえるだろう。

以上の農耕法のなかで、腐米を生ずる大きな要因の一つとして、束立・鳩といった稲刈り後の処置による乾燥不良というのは確かにあったと考えられる。それゆえに県当局も、資金拝借願の計画のなかで資金の70%弱を稲架用材購入にあてるなど稲架設置に重点を置いたのも自然なことであったといえる。この時県当局では、1878年3月第二課長が樋田魯一にかわって腐米改良事業を本格化し、さらに実務・農民指導の面では石川理紀之助が傭・勸業掛となって中心的役割を果たしていった<sup>7)</sup>。このため石川理紀之助文書のなかには、各地での稲架の調査や理紀之助自身が考案した稲架の図などが現在まで伝えられている<sup>8)</sup>。このように稲架掛の実施がその主眼となったのであるが、はじめに述べたようにこれはいわば対症療法的な措置であり、腐米発生をとりまくさまざまな要因が構造的にからみあって存在していたといえる。

たとえば施肥法のまずさ、除草回数の少なさ、湿田の存在などは「米穀堅硬ナラサル」軟質米を生み出す要因として指摘されていたし、一般の農家が「幾分力其収獲ヲ増サント欲シ、多クハ晩稲ヲ好ミ早稲ヲ嫌フ」状態にあったため、稲刈りが遅れ「彼ノ風雨屢至ルノ時ニ際シ、又如何トモスルコトナキニ至ル」というように、晩稲の流行が腐米発生の一因ともされたのである。当時の晩稲の流行については、後年の史料になるが<sup>9)</sup>以下のように記されている。

明治初年頃ハ収穫ヨリ寧ク氣候ニ耐ヘ成熟安全ナル早稲ニ重キヲ措クモノ増加シ、偶豊年ノ結果ハ自然収量ニ重キヲ措キ、晩中稲ハ試験場ノ試作結果其収量多キヲ示スヲ以テ晩稲漸ク増加セシガ、晩稲ハ動モスレハ秋季冷氣ノ襲来早キ時ハ豊稔セザルコトアルヨリ其栽培稍々退歩シ、現今ハ早稲三分、中稲五分、晩稲二分ノ割合ナランカ  
(明治三九年)

この記述のように、腐米改良問題がさかんに言われていた時期にちょうど晩稲が流行していたことになる。

また「腐米ノ原因」のなかで「田地ノ多キニ比スレハ耕作人ノ少キ事実ニ驚クヘシ」とも述べられている。男は6～7反、女は5～6反を耕すのが当時の秋田県内では常であったから、「水ノ掛引、肥料ノ製造、凡テ耕作上□ 粗ニ流レ地力ヲ尽セシムル事能ハサルナリ」という指摘のように、労働粗放的な東北農業の特質が腐米問題の基礎に存していたということになる。ことに1881年(明治一四)県の勸業課が「秋収之繁忙ニ際シ、稲架ノ煩勞ヲ厭ヒ腐米ニ安スル者多ク…」と指摘しているように<sup>10)</sup>、労働粗放的であるが故に稲架掛の励行を唱えても一般の農家にとっては実効困難なものであった。ついでながら述べておくと、田口勝一郎氏の近年の研究によって1876年(明治九)時点ですでに第五大区長御代信成の区勢報告中「区内ノ如キ田畑多ク人力乏シ」との指摘があったことや同年官庫「米見御雇」の報告で「平生生田米多ク耕民少キ」との指摘があったことが明らかになっている<sup>11)</sup>。にもかかわらず「耕作人ノ少キ事実ニ驚クヘシ」との文言には、同じ秋田県人による表現とは思われない強い調子が感ぜられる。明らかに西日本との比較が意識されたと思えないような強い表現である。直接証明する史料は存在しないが、1877年(明治一〇)2月から翌年10月まで腐米改良主任として秋田県に招聘されていた中村直三が当時秋田におり石川理紀之助とも交流していたことなどを考えるならば、中村直三の影響があっても不思議ではないだろう<sup>12)</sup>。

また腐米問題は一面で生産過程＝技術の問題であったが、他面では流通とも深く関わる問題でもあった。小岩信竹氏や田口勝一郎氏が秋田・仙北などの改良社に注目された所以であるが<sup>13)</sup>、1880年代における秋田米の取引慣行が買い手市場であったことも腐米改良事業に対して大きな制約要因となっているのである。秋田県が作成した『秋田県興業意見』<sup>14)</sup>には、米の販売が仲買人の手を通してあるいは直接に土崎港への入港船に対して行われる様が記されているが、その売買の慣行はかなりひどいものであった。いったん売買契約が成立した後であっても船側すなわち買主側は再び一俵ごとの検査を行い、米質のよいものだけを選んで契約高の一部だけを買取ろうとするか、甚だしい場合には良米を指して悪米と断じ契約高の過半を一方的に破棄しようとするか、言うべからざる紛議を醸し、数日間米俵が路傍に放置されて風雨にさらされますます価格を低下させることになり、結局常に契約価格を大きく下回って買い叩かれるというものであった。田口氏が言われる如く「要するに買手市場」であった<sup>15)</sup>のである。

ただこうした買手市場となった背景に、自然的・地理的要因とそれに規定された社会的要因＝インフラの未整備、低蓄積とがあったのである。

抑、本管内ノ形勢タルヤ冬季ニ際シ陸運ハ積雪ニ妨ケラレ、海運ハ颶風激浪ノ為メニ壅塞シ、之レカ為メ産出物ノ価格ハ低落シ輸入品ハ騰貴ヲ極ムルハ地勢ノ然ラシムルモノト云フヘシ…<sup>16)</sup>

加えて「管内ハ豪商ニ乏シク、殊ニ米穀ノ如キハ大ニ購求スルモノナシ、故ニ豪農ハ船舶入港ノ地方ニ積下ケ船主ヘ直接ノ売却ヲナス」というように、県内での米穀市場の未発達とがあいまって以上のような買手市場を生み出していたのである。さらに

地租納期田方ハ此時ニ際会ス、又農家ニ於テハ秋収ヲ俟テ産出米ヲ売却シ防寒ノ衣ト為スハ管内一般ノ習慣ナリ、茲ヲ以テ秋収ノ際売ルモノ多クシテ買フモノ寡シ、故ニ米価ハ益低落ヲ加フルノ実況ナリ<sup>16)</sup>

という秋の収穫期一般の価格低落と地租納期の問題とがあった。さらに「貢納者ハ有力者ニ依頼シ金員ヲ借ラントスルモ、その必用ナルニ乗シ高利ヲ食ルノ弊アリ、商法家モ亦売ラサルトキハ貢納ニ差支ヘ身代ニ及フヲ以テ其必用ナルヲ機会トシ安価ニ買取ルノ弊アリ」という状況であった。秋田県勸業課ではこの困難を「要スルニ金融宜シカラサルニ由ルモノ」ととらえていたが、折しもここに松方デフレの影響が加わって当時の状況は三重苦・四重苦に呻吟する悲惨なものになったといえよう。

米穀取引がこの有様であったから、腐米改良による改良米は「遂ニ普通米ト同一ノ価格ニ陥リ、其効ヲ見ルコト能ハサルカ如シ」という事態は避けがたいものであった。この結果『秋田県興業意見』が述べるように「他管ノ米商ハ秋田米ト称スレハ概シテ不良ノモノトナシ、其質ノ良否ト改良ノ如何トニ関セス旧慣ニ依リ玉石混淆必ス総石高ノ幾割ヲ除シテ価格ヲ減スルヲ常トスルカ故ニ、農家ニ於テハ寧ロ不良米ノミヲ出スノ手数ナキニ勝ルト云フ思想ヲ懷キ、改良ノコトハ容易ニ進歩セサルノ勢ナリ」と腐米改良へのエネルギーを奪い取ってしまったのである。

また地主・小作関係や農民側の勸業政策に対する不信感などもあって<sup>17)</sup>、結局腐米改良事業は失敗に終わる。このように腐米問題の背後には、自然・地形・気候の影響や米穀・金融市場の未成熟、インフラの未整備など、技術改良の範囲では如何ともしがたい構造的な問題を抱えていたのである。これらは一朝一夕には解決しうるものではなかったし、つぎの段階においてもなお課題として引きずらざるを得なかった。

ただ、県当局が推奨した稲架掛が労働粗放的な一般の農家にとって受け入れ不可能であったのであれば、早稲・中稲によって収穫期を早めることはもちろん乾田化によって籾乾燥の妨害要因を取り除くということが重要になってくるであろう。また田の多くが湿田であったことは、秋田県の在来農法そのものに対してもさまざまな影響を与えていたと考えられる。そこでそのあたりをもう少し検討しておきたい。

## (2) 県下における水田耕作法

1883年(明治一六)岩手県から「田圃耕作法」に関する問い合わせがあり、秋田県では米・煙草・大小麦・粟・稗・苗木について調査を行い各郡・村からの報告をまとめ同県へ回答しているが、その写し・報告が秋田県庁文書のなかに残されている<sup>18)</sup>。ここではデ



一タとして最もよくそろっている「水田耕作法」について検討することにしたい。調査の対象は全県下であったと考えられるが、雄勝郡のデータを欠いている。ただし郡によって回答数がかなり異なっており、山本・河辺両郡では郡全体の概観を一つにまとめたもの、鹿角郡は花輪村1ヶ村、北秋田郡も栄村1ヶ村、南秋田郡も水ノ口村1ヶ村、平鹿郡でも赤坂村1ヶ村だけの回答である。由利郡では城内村・平沢村・館合村の3ヶ村の回答が残されているが、仙北郡では64町村(ここでは2~3ヶ村連名で回答しているものは1町村とカウントしたため、それらも含めればさらに31町村ふえる)と群を抜いて多い<sup>19)</sup>。県が岩手県宛の回答を作成する際にこれらの町村の報告をピックアップしているところから、おそらく現存のデータが県のもとに届けられた全容であると思われる。すなわち県では「山間之部」(本県下最僻地ニ在リ)・「村落」(通例ノ農民住居ノ部落)・「里郷」(稍人家多イ且近傍ノ地)・「海浜」(海辺ニ近キ部落)の4パターンに区分し、「山間之部」に由利郡館合村・仙北郡三本扇村、「村落」北秋田郡栄村・南秋田郡水ノ口村、「里郷」由利郡城内村・仙北郡刈和野村、「海浜」に由利郡平沢村をそれぞれ選んで1つの表にまとめているのである。

ともあれデータの数としては仙北郡に偏るものの、1880年代における在来農法の姿を伝えるこれらの貴重なデータについて紹介していきたい。まず選種法では穂先三分(ないし穂元三分)や雌(女)穂を重視する地域も多少あったが(北秋田栄村、由利館合村、仙北豊受・八幡林・東長野・長谷川各村などが穂先・元説、雌穂説は河辺郡、仙北齊内村など7ヶ村)、「抜穂」と明記するか(仙北郡で12町村)明記しなくともよく実った穂を選び通常の稲刈りに先立って刈り取り稲架で十分乾かすなど、種籾の選抜はたいていどの地域でも入念に行っていたといえる。記述に精粗があるため正確な比較はできないが、千歯扱で扱き取った籾を軽い木槌などで静かに叩く(押す)という作業をしている村(鹿角花輪村、仙北梅沢他2村・蘭田他3村・黒沢他一村)も見られる。石川理紀之助が「適産調要領」で「指竹にて扱籾を押すに主人の耳に聞えぬまでしずかに打など習慣あり」を指摘している<sup>20)</sup>ことを考えると興味深い。さらに唐箕(トミ・トモ)選の記述が見られるのは、河辺郡のほか仙北郡では5町村である。記述の精粗を考えれば実施町村はもう少し増えるとも思われるが、逆に唐箕選を経ないで種籾を選んでいた地域もかなり多かったようである。田口勝一郎氏によれば由利郡矢島地方では一種の水選法が実施されていたというが<sup>21)</sup>、データのなかから水選法の記述を見出すことはできなかった(山本郡では水選法はないと明記されている)。仙北郡北野目ほか3ヶ村や神宮寺村など穂のまま浸水させた後に乾燥して保存するという記事は見られるが、これは明らかに水選法ではない。この慣行については、1881年の全国農談会で森川源三郎が河辺郡あたりで「赤米ヲ除クニハ先ツ種ノ儘水ニ浸シ、而シテ台ニ揚ケテ撰フ」方法を紹介しているが、これは「籾ヲ水ニ浸ストキハ赤米質ハウルミテ見易シ」というように<sup>22)</sup>赤米を見分けるためのものであろう。また種子交換について述べているのは、由利城内村と仙北郡では境ほか1ヶ村、西今泉ほか2ヶ村、四ツ屋村、高関上郷村、花館村、金沢村ていどにとどまっており、けっして多いとはいえない。

つぎに播種について見ていくと、第2表のように仙北郡以外では記述のない1村を除いて三分の二が5合以上であり、8合以上が最も多い。仙北六四町村では記述のない6ヶ村を除いて4合以下の村も見られるが、過半が5~7合で、8合以上も19ヶ村と多い。1坪当たり3合5勺(本田反当3~4升)前後の薄蒔きで太苗を作る地域も少数ながらあるい

第2表 播種量の状況

播種量	仙北 以外	仙北 郡内
4合以下	2	7
5～7合	1	32
8合以上	3	19

(注)秋田県庁文書「明治十六年  
自十月下旬至十一月中旬 勸業  
報告事務簿 六番」より。

第4表 耕深の状況

耕深	仙北 以外	仙北 郡内
5寸以下	1	6
6～8寸	5	5
9寸以上		8

(注)第2表に同じ。

第3表 仙北郡における田植え苗株数・本数の状況 (単位 町村)

	40株未満	50株未満	50～70株	70株以上	合計	備 考
3～4本	0	0	0	0	0	
5～6	5	7	12	1	25	4～5本含む(3村)
7～8	3	8	17	4	32	6～7本含む(4村)
10～	1	3	2	1	7	8～10本はなし
合 計	9	18	31	6	64	

(注)第2表に同じ。

っぼうで、1升をこえる厚蒔きのところもかなり多く見られ、全体としても厚蒔きの傾向にあったと見なすことができる。また田植えの際の1坪当たりの株数・1株当たりの苗数を見ると、仙北以外の七ヶ村では坪当たり40～50株で苗数は4～5本ないし6～7本となっている。仙北郡については第3表にまとめたが、1株3～4本という小株による移植は全く見られず、せいぜい4～5本からが3ヶ村あるだけで、ほとんどが5本以上から8本以下である。株数も40株未満は少なく、中心は50～70株レベルである。つまり一般的には、一株7～8本、坪当たり50～70株という密植の状態が中心で、少ない場合でも一株五～六本あるいは坪当たり40～50株のレベルまでで、全体に大株・密植であったといえる。こうしたなかで仙北郡の峰吉川村や北野目ほか3ヶ村の1株6本・坪当たり36株、あるいは四ツ屋村・大曲村の5本・36株植え、大曲西根村の5～7本・24株植えなどは、郡内ないし県内でもかなり疎植化の進んだ地域であったと考えられる。前述したように幕末の広島県賀茂郡では坪3～4合の薄蒔きを実施していたことからすれば開きがあると見ることもできるが、後に見るように安芸郡では6～7合の厚蒔きで田植え時も6～8本・42～56株植えが在来の水準であったと考えられるから、それほど大きな差であったともいえないように思われるのである。

疎植・密植の差というのは、河辺郡の記述に株数・苗数の「不同ナルハ土質ノ良否ト脊肥トニヨリ繁茂スルトセサルトニヨレリ」とあるように耕土の瘠肥によるものである。ゆえに秋田県で密植状態にあったというのは土質が悪いないし瘠地が多かったということを示すことにほかならないが、それは前述したように湿田・深田が多かったということと密接な関連があったと考えられる。それは耕耘の際の耕深にも関係してくる。第4表のように、耕深が判明する限りでは仙北郡以外で6～8寸が中心、仙北郡では5寸以下の村もあるが9寸以上が最も多い。広島県では浅耕であると推測したが、後に見るように安芸郡の在来水準で4寸前後と考えられる。この数値からすれば秋田県では信じがたい深耕が行われているのである。しかもほとんどの村で「人耕」すなわち人力耕によって行われているのである。ただ由利郡館合村や仙北郡境村ほか1ヶ村、大沢郷宿村、板見内村ほか2ヶ村

などでは深田は人力耕・堅田は馬耕という記述が見られることから、湿田ゆえに人力によって深耕せざるを得ないという事情が見えてくるのである。腐米改良問題で稲架掛が農民に広がらなかった一因に繁忙期の人手不足があったというような労働粗放的な秋田県農業にとって、人力によってなかには1尺以上の深さでもって耕起せねばならないというのは、現実の農業経営にとって非常に大きなネックとなっていたはずである。秋田県の在来農法は、自身のなかに内包的な矛盾を抱えていたと考えざるを得ない。

それはまた施肥水準の低位生にも関わってくると思われる。前項で述べたような施肥の状況は、このデータからでも確認できる。多くの町村では厩肥・人糞・家畜糞を雪上に放置する施肥法が一般的で、魚肥に関する記述はなく、また追肥も北秋田栄村の水肥、南秋田水ノ口村の油粕、仙北大曲村の灰肥ていどしか記されていない。元肥としての厩肥・堆肥の施用量は、仙北黒沢ほか2ヶ村の反当2貫を除けばほぼ300貫前後である(由利平沢村280貫、同館合村300貫、仙北高梨村500貫、同六郷村・六郷東根村300貫など)。この数字だけから見れば施用量はけっして少なくないが、厩肥・堆肥の単用であったことや前述のような施肥法のまずさが結果として施肥水準を低くしていたと考えられる。何より問題であったのは、多くが湿田であったために投下された厩肥・堆肥が土中で十分に分解されず肥料効率がはなはだ悪かったであろうことである。施用量自身はけっして低水準ではなかったものの、この肥料効率の悪さが結果として施肥水準を低めていたと考えても大過ないであろう。前述したようにこの当時晩稲の作付けが流行していたのであるが、郡レベルの統計で見ると反収では各郡とも中稲と変わるところはなく、場合によっては中稲のほうが勝っているケースも見られる<sup>23)</sup>。このように晩稲の多収性が郡全体の平均として現れていないところに秋田県下における技術的制約要因の存在を想定せざるを得ないが、それは肥料効率の悪さによる施肥水準の低さにあったのではなからうか。

除草回数もほとんど2～3回で、仙北以外では7ヶ村中4ヶ村が3回実施しているが、仙北では40町村が2回しか実施しておらず、14ヶ村で3回、4回実施しているのは2ヶ村だけであった。平鹿赤坂村の記述に「除草泥田ハ二ヶ度、堅田ハ三ヶ度」と記されているから、湿田ゆえに除草回数が少なくすんでいたと考えられる。

稲刈り後の処置も前述のとおりで、束立している町村がかなり多く、仙北以外の7ヶ村中刈り入れ後ただちに稲架掛しているのは1ヶ村、仙北では宮林新田組合村だけであった。逆に「地上乾ス十日位ヲ経テ扱取ル」とする佐野村組合では明らかに束立のあと稲架掛・杭掛を経ずに、脱穀作業に入っている。多くは束立の後に杭掛・稲架掛を行って、塙に積んでいたであろう。

以上のように、さまざまな技術的制約要因が見られたが、それらに大きく影を落としていたのが湿田の存在であったといえよう。すなわち湿田における人力による深耕は、農業人口の相対的な過少さに規定された粗放的経営のなかでは大きなネックたらざるを得なかったし、肥料効率の低さから瘠地化を余儀なくされ、密植による収量確保に努めねばならなかった。湿田はまた腐米発生の一因ともなっていたが、この時期の腐米改良事業は前述したとおり稲架の励行という対症療法的な対策に集中し、湿田の乾田化という課題の意識化には至らなかったといえる。それはつぎの段階へと持ち越されるのである。

なお参考までにこの時期に実施された自由試験人の成績を第5表にあげておく。試験人の過半は自作上層か手作り地主層であり勸業委員となっているものも多く、この時期のト

第5表 秋田県内における自由試験人の試験成績 (1882年)

試験者名	場所	品種	反別	収 穫	反 収	肥料・培養	備 考
勝 田 清 蔵	南秋田郡浜井川村	(中)庄内早稲	反 収 歩 6.2	15.253	2.460	前年堆肥 4/18, 5/28	同村に「藤田清蔵」(地価800円)の名あり、同一人物が。
		晩 白 川	4.0.15	10.201	2.519	前年堆肥 4/18, 5/29	
松 本 喜 久 治	河 辺 郡 桜 村	家 ノ 内	1.09	0.195	(*1.500)	1月1日	* 印原史料は 1.890石
		三 光	1.29	0.384	(1.952)	1月1日	
		(中)稲 妻	2.17	0.424	(1.652)	1月1日	
斎 藤 恒 四 郎	仙 北 郡 花 館 村	三 光	3.0	3.600	1.200	馬糞	地価1,560円  他に4種実施しているが、5畝以下のため省略した。
		四十日早稲	2.0	3.000	1.500	馬糞	
		(晩)白 川	5.0	7.000	1.400	馬糞	
		(中)六 七	7.0	8.400	1.200	馬糞	
谷 口 重 兵 衛	平 鹿 郡 浅 舞 村	中 種 若 桜	5	0.900	(1.800)	馬糞 7/1	明治11年勸業委員 地価1,680円
高 橋 理 造	雄 勝 郡 桑 崎 村	西 白 文 六 犬 長	1.5	3.000	2.000	堆肥	地価840円
安 藤 安 治	雄 勝 郡 郡 山 村	(晩)細 壳	3	0.450	(1.500)	夏草、振(か)肥料	地価2,680円
成 田 重 兵 衛	山 本 郡 二 ツ 井	(中)浜 ノ 平	2	0.450	(2.250)	馬肥、下糞	地価2,040円
		雀 知 ラ ス	2	0.300	(1.500)	馬肥、下糞	
		タ ン ボ	2	0.540	(2.700)	馬肥、下糞	
		(晩)ハタガリ	2	0.480	(2.400)	馬肥、下糞	
成 田 儀 八 郎	北 秋 田 郡 鷹 巣 村	(晩)ハタガリ	1.0	3.150	3.150	糞肥 4/20, 6/6, 6/20	地価20,320円
金 啓 蔵	河 辺 郡 北 野 田 高 屋	(晩)街道早稲	1.16	0.209	(1.368)		地価2,640円
		相 染	1	0.174	(1.740)		
		(晩)ハタガリ	1.18	0.154	(0.963)		
高 本 圓 左 工 門	平 鹿 郡 陸 成(カ)村	七十日早稲	2	0.270	(1.350)	馬肥、人糞	
		三 光	1.7	3.000	1.764	草肥、人糞	
佐 藤 泰 治	雄 勝 郡 川 向 村	(晩)文 六	5	0.980	(1.960)	馬肥、振(か)肥	
		(中)稲 妻	5	0.980	(1.960)		
近 藤 間 右 工 門	雄 勝 郡 下 関 村	(晩)長 稲	1	0.120	(1.200)	6/8, 7/2	
		(中)稲 妻	1	0.200	(2.000)	6/8, 7/2	
		女 夫	1	0.210	(2.100)	6/8, 7/2	
		(晩)文 六	1.0	2.100	2.100	6/8, 7/2	
野 呂 多 一 郎	北 秋 田 郡 笹 館 村	赤 坊 主 稲	3.0	5.100	*1.700		* 印原史料は上からそれぞれ1.670石、2.590石 明治11年勸業掛 地価1,200円 他に6種実施しているが、5畝以下のため省略した。
		早 稲 弁 慶	5.0	10.000	2.000		
		早 稲 カ ト	5.0	10.230	*2.046		
		中 種 車 文 吾	3.0	6.300	2.100		
		早 稲 細 カ ラ	2.0	2.880	1.400		
神 田 治 五 右 工 門	鹿 角 郡 長 谷 川 村	岩 手 白 稲	5	0.915	(1.830)	糞肥、人糞・馬尿	
浅 利 勘 左 衛 門	仙 北 郡 下 松 木 内	(中)稲 妻	1.3.05	1.834	*1.393	馬肥、汚水	* 印原史料は 1.5189石
広 鱈 夏 蔵	山 本 郡 脇 板 村	穂 長 晩 稲	1	0.200	(2.000)		
後 藤 長 右 工 門	山 本 郡 畑 谷 村	包 早 稲	2	0.374	(1.870)	土草、鯀ノ粕	* 印原史料は 1.613石  * 印原史料は 0.335石
		神 穂 早 稲	1.10	0.216	(*1.620)	土草、鯀ノ粕	
		青 プ ン プ	1	0.155	(1.550)	土草、水肥	
		晩 ハ タ ガ リ	1	0.123	(1.230)	土草、水肥	
		晩 福 島	1	*0.135	(1.350)	土草、水肥	
中 村 孟 尚	雄 勝 郡 角 間 村	(晩)文 六	1	0.200	(2.000)	3/5, 5/5	
		(中)稲 妻	1	0.210	(2.100)	3/1, 4/27	
目 黒 貞 治	南 秋 田 郡 澁 川 村	(晩)寅 早 稲	5.0	10.000	2.000	1/20, 5/17	地価5,480円
		(晩)街道早稲	2.0	4.100	2.050	5/17, 6/24	
		荒 谷 文 吾	2.0	4.200	2.100	1/20, 5/17	
		豊 田	5.0	10.000	2.000	1/15, 5/15	
		細 壳 早 稲	5.0	10.000	2.000	1/15, 5/15	
		桐 葉	5.0	1万本		4/1	
遠 藤 万 工 門	由 利 郡 長 坂 村	(晩)鶴 菊	1.0	2.100	2.100	4/17, 5/1, 5/15	明治11年勸業係、 地価960円
島 山 久 工 門	仙 北 郡 六 郷 村	(晩)文 六	3.5	5.400	1.543	馬肥	地価2,120円
小 林 兵 左 工 門	北 秋 田 郡 五 反 沢 村	(晩)ハタカリ	15	0.090	(1.800)	草肥 4/16, 5/15	明治11年勸業係 地価6,360円
		(晩)ハタカリ	15	0.117	(2.340)	草肥 4/16, 5/15	

(出典)「明治十七年二月 勸業課報告掛事務簿 三番之甲(報告之部)」所収「秋田県第五回年報 明治十五年」による。

「備考」欄の勸業委員については、南秋田郡昭和町伝習館所蔵「秋田農界沿革誌編纂材料一斑」(石川家文書)による。

同欄の地価については、秋田県立図書館蔵「国会準備 秋田県管内名士列伝」による。

(注)1. 「反収」欄の( )内の数字は試験反別が1反未満のものを示す。反別が小さい場合は反当換算が正確を欠きやすいと考えたからである。

2. 「反収」(ないし「収穫」)欄の\*印は原史料の数値が誤りと考えられるため訂正した。

3. 「品種」のうち早・中・晩がわかったものは(中)のように表した(田口前掲著第66表, p.125-128による。なお同著は明治12年「秋田県勸業年報」に拠っている)。

レーガー的役割を担う人々であったと思われるが、全部ではないにしてもかなり多くが反収2石水準をすでに実現しているのである。肥料は「糠ノ粕」の記述も見られるがほとんどは「馬肥」「人糞」であり、一般の状況とそれほど変わらなかったと思われる。とすれば2石水準を実現しえた技術的要因がどの辺にあるのかは、ここではわからない。乾田化していたのか厩肥の量が違っていたのか判明しないが、ともあれ一般的状況としては湿田をはじめ種々の技術的制約があるなかで、すでに2石水準を実現していた事実注目される。この点では広島県における状況と共通した点が見られるのである。結局広島県でも秋田県でも、一般の農民は先のグラフに見られたように反収1石レベルにとどまっていたのに対して、先進的な経営ではすでに2石水準に到達するという経営間格差が明確に存在していたのである。

- 注(1) 内務卿大久保利通宛の秋田県権令石田英吉「腐米改良法二付資金拝借願」(『農務顛末』第一巻にも所載されているが、ここでは『明治前期勸農事蹟輯録』下巻に再録された「秋田腐米改良」の史料によった)。田口勝一郎「明治前期農事改良と農民諸階層(上)―秋田県腐米改良事業を中心に―」(『秋田近代史研究』35号)13頁注4・5参照のこと。
- (2) 田原音和「庄内における諸イデオロギーの展開と農民」(菅野正・田原音和・細谷昂編『東北農民の思想と行動―庄内農村の研究―』お茶の水書房 1984年)813～5頁。
- (3) 田口勝一郎前掲論文16～7頁。
- (4) 同右13～4頁。
- (5) 前掲『明治前期勸農事蹟輯録』下巻1201～2頁。
- (6) 前掲「全国農談会日誌」(『日本農業発達史』第一巻)687頁。
- (7) 川上富三『石川理紀之助 人と生涯』上巻(自費出版 1995)133～58頁。
- (8) 南秋田郡昭和町郷土文化保存伝習館所蔵。
- (9) 秋田県庁文書「自明治三十六年至同三十九年 第三部農務課事務簿」(現在秋田県公文書館所蔵)所収。これは1906年農事試験場畿内支場に対して「米麦変遷」の状況を回答したものである。
- (10) 同「自明治十四年十二月至十五年十二月 勸業課農事掛事務簿 改良米之部」所収の明治一四年一一月農商務卿西郷従道宛「柳差米予防法之儀二付上申」。
- (11) 田口前掲論文13～4頁。
- (12) 拙稿「明治一〇年代における秋田県農業の技術段階」(京都大学人文研『人文学報』73 1994年1月)での筆者のこの推測に対して、田口勝一郎氏から私信で中村直三ではなく土佐から来県した南克太郎の影響ではないかとの指摘を受けた。しかし石田英吉の上申および別冊の「腐米ノ原因及改良法」の日付が1878年1月となっており、中村直三と交代で南克太郎が来県したのが1878年10月であるとするならば(川上富三前掲書155頁)やはり中村直三とするのが妥当と思われる。
- (13) 小岩信竹「秋田改良社についての一考察―明治前期の腐米改良問題をめぐって

- 一」(『弘前大学経済研究』12)および田口勝一郎『近代秋田県農業の研究』(みしま書房 1984)215～62頁の秋田・仙北・本庄各改良社に関する論考および史料参照のこと。
- (14) 秋田県立図書館所蔵。
- (15) 田口前掲書245頁。
- (16) 秋田県庁文書「自明治十七年至三十年 第二／五課勸業事務簿 農業全」所収「前田書記官宛回答案」による。
- (17) 田口前掲書193～4頁。
- (18) 「明治十六年自十月下旬至十一月中旬 勸業課報告掛事務簿 六番(報告之部)」所収(現在秋田県公文書館所蔵)。
- (19) 前掲拙稿「明治一〇年代における秋田県農業の技術段階」においては史料撮影上の都合により2町村(連名分含めて計6ヶ村)を含めていなかったが、その後の調査によってこれを補った。本文において同拙稿(旧稿)と重複する記述も多いが、数値などは訂正した。なお本稿においては旧稿第4表の各町村記述の一覧は割愛せざるを得ないが、詳細は同表を参照されたい。
- (20) 石川理紀之助『適産調要録・老農晩耕録』(農文協『明治大正農政経済名著集』14)99頁。田口勝一郎前掲書140頁参照。
- (21) 田口前掲書140頁。
- (22) 前掲「明治十四年全国農談会日誌」729頁。
- (23) 秋田県庁文書「明治十四年自四月至五月 勸業課農事掛事務簿 二番(雑之部)」  
「明治十七年二月 勸業課報告掛事務簿 三番之甲(報告之部)」  
「明治十七年度自八月至九月 勸業課報告掛事務簿 四番(報告之部)」(秋田県立公文書館蔵)により、1880・82・83年度各郡における早稲・中稲・晩稲の作付け反別・収穫から見た。旧稿第3表においてくわしく表示したので、参照されたい。

## 第2章 「農会体制」確立期の農事改良と農民

1887年(明治二〇)近代農学者による初めての稲作に関する書物である酒匂常明『改良米作法』が出版され、ついで翌年には横井時敬『稲作改良法』が出版され、近代農学者の側から日本稲作に対する見通しが得られた。水選ないし塩水選、薄蒔き、疎植、深耕・多肥化、三要素分析的な施肥法、中耕除草など福岡農法を基盤にして近代農学の分析的手法を加えた体系的技術を、通例に従って「学理農法」と呼んでおこう<sup>1)</sup>。

こうしたいわばソフトに対し、1893年(明治二六)農商務省農事試験場本場および6支場が設立され、さらに日清戦争前後の時期に各府県・郡市町村において農会が設立されていく。こうして農事試験場とタイアップした系統的農会組織が行政の援助をうけながら、いわばハードとして「学理農法」というソフトを農民に注入していく体制が1890年代に形を整えていく。あるいはやがて産業組合も設立されていき、物品購入・生産物販売・信用事業などを行うことでそれを側面から援護する。こうした農民組織化の体制を「農会体制」と称しておきたい。

いっぽう経済社会においては資本主義化の進展と、それに適応する形で地主制が確立していく。こうした事態は一般の生産者農民の農事改良に対する姿勢に大きな影響を与えていくが、その具体的様相を検討していくこととする。ただしはじめに断ったように地主制プロパーの分析は割愛せざるをえないので、ここでは必要最小限度の範囲で触れるにとどめたい。

### 1. 広島県における「農会体制」と農民

#### (1) 「農会体制」下の農事試験と老農

広島県における県農会設立のきっかけは、1893年(明治二六)に県書記官(大日本農会特別会員)高田善一が大日本農会から農産物品評会の開設をもちかけられたことにあり、県会議員宮田亮造・県属山根肅らと計らって県農会設立へと動き、翌94年5月に第1回総会を開くに至った<sup>2)</sup>。この県農会設立が各郡農会・町村農会の設立を促すことになるが、町村農会設立の状況について整理したのが第6表である。県農会設立以前にすでに6ヶ村で農会が組織されていたのも注目されるが、本格的に設立されていくのはやはりそれ以後

第6表 広島県における各町村農会の設立状況

	1890~9	95~9	97~9	99~190	01~0	95~9	07~1	12~1	17~2	合計
県南地域	1	39	13	42	7	27	14	10		153
(%)	0.7	25.5	8.5	27.5	4.6	17.6	9.2	6.5	0.0	100.0
中間地域	3	14	13	82	14	17	6	1	1	151
(%)	2.0	9.3	8.6	54.3	9.3	11.3	4.0	0.7	0.7	100.0
県北地域	2	23	9	12	10	14			1	71
(%)	2.8	32.4	12.7	16.9	14.1	19.7	0.0	0.0	1.4	100.0
合計	6	76	35	136	31	58	20	11	2	375
(%)	1.6	20.3	9.3	36.3	8.3	15.5	5.3	2.9	0.5	100.0

(注) 『広島県農会史』(昭和6年)による。

県南地域は佐伯・安佐・安芸・沼隈・深安・芦品6郡であり、中間地域は賀茂・豊田・御調をはじめ中山間地域の高田・世羅・甲奴の計6郡、県北地域は山県・神石・双三・比婆4郡である。

である。設立には3度のピークがあり、最初は1895～96年すなわち県農会設立にともなって組織されたもので、各郡農会もほとんどこの時期に設立されている。つぎのピークは1889～1900年で、農会法・農会令・産業組合法など勸業法制の整備がそれらの設立を促したと思われる、最初のピークのほぼ倍近い町村数であり、また全体で見ても三分の一がこの時期に組織化されている。3度目のピークは日露戦後の時期であるが、全体から見るならば日清戦後期に系統的農会組織が成立していったと見てよいであろう。地域差の面で見ると、中間地域が1889～1900年に50%強と集中していること以外はほとんど差異を見出しにくい。このことは、町村農会の設置が地域的条件よりは行政的都合によって設置されていったということを示しているといえるだろう<sup>3)</sup>。そこで前述の老農三宅惣次郎・亀太郎父子と農会・近代農学との関係を見ていくことにしたい。三宅家では農会成立以前から大麦「ゴールデンメロン」と裸麦の試作を安芸郡役所から依頼されており(1890年)、また燐酸肥料・厩肥の比較試験を行い(1892年)その成績を記録している<sup>4)</sup>。これらの試験は籾の収量結果のみの比較であったり、施肥量や田植え時の苗本数・株数がまちまちであったり、客観性・系統性を欠いていたと言わざるを得ない。しかし安芸郡および海田市町に農会が設立された1895年(県農会発足の翌年)と96年の両年度にわたって安芸郡農会から稲作試験を委託されており、この時の試験は「山口農学士(県農会技師山口泰次郎—引用者注)の指定に係る試験方法に基」いて実施された<sup>5)</sup>。ここでは各試験区の肥培条件を同一にしたうえで、品種・肥料・播種量などの優

第7表 三宅家委託試験の品種別試験成績 (1896年)

品 種	産 地	熟 期	茎 長	茎 数	収 穫 月 日	籾 反 収	籾 重 量	収 穫 順	発 育 順	備 考
宮 内	安芸郡	晩	尺 3.07	本 23	月 日 11. 1	石 4.950	貫/石 26.4	1	2	
三 国	沼田郡	〃	3.40	20	〃	4.920	25.6	2	5	
白 玉	奈良県	中	3.97	18	10. 16	4.892	24.4	3	9	
武 井	京都府	〃	4.00	16	10. 15	4.892	24.6	4	13	
関 取	群馬県	〃	3.42	16	〃	4.773	26.0	5	4	
政 岡	沼田郡	〃	4.89	18	10. 24	4.770	26.1	6	8	
〆 張	〃	晩	3.81	21	11. 1	4.770	25.6	7	3	
富 錦	滋賀県	中	3.90	17	10. 16	4.745	24.0	8	10	
八 重 穂	安芸郡	晩	3.07	14	10. 26	4.740	24.4	9	15	
陸稲海田穂	〃	〃	3.61	16	11. 1	4.625	24.8	10	14	
瀬野四石	〃	中	3.89	17	10. 26	4.620	24.4	11	11	
玉 錦	茨城県	〃	3.72	17	10. 7	4.590	22.4	12	12	有芒種
福 山	鳥取県	〃	3.80	19	〃	4.570	22.4	13	7	有芒種
御成所坊主	福岡県	〃	4.18	19	10. 24	4.530	24.3	14	6	
福 岡	鳥取県	早	2.90	28	9. 28	3.690	25.8	15	1	鳥害・減収

(注)三宅家『勸業書類』により作成。拙稿「明治中期の広島県における『老農』について」第3表より。

試験の目的「各地ニテ栽培セル種類中、善良ノ聞ヘアル稲種子十五種ヲ集メ、肥培同一ニシテ各種類ノ適否・収穫ヲ多少・品位ノ優劣ヲ試ミントスル」。



劣を判定するという客観性・系統性を保っており、また単に収量のみではなく分蘗のしかたや葉幅・籾重量なども記載されている。

ここで基本となる耕種技術について、簡単に述べておこう<sup>9)</sup>。選種は塩水選によって行われ、苗代への播種量は坪当たり3合とかなり薄蒔きが実施されている。本田には紫雲英が栽培されており、6月はじめに耕耘して(耕深は不明)6月20日に1株4本・坪当たり36株で田植えが行われているから、かなり疎植であるといえよう。施肥量は反当たり菜種油粕4貫950目・大豆搾粕8貫910目であり(代価は計2円92銭)、この反当窒素換算量は3.5kg<sup>7)</sup>となり、当時の一般的水準をかなり上回っていたものと推測される。また本田管理として蟹爪打を含む計4回の除草(中耕除草)とこまめな灌排水が行われ、かなり集約化しているといえる。

そこで各試験結果を見ておくことにしよう。まず第7表は品種別試験の結果で「善良ノ聞ヘアル稲種子」15種類を比較したものであるが、ここでは中稲で草丈4尺前後の長稈種が8種と最も多く、晩稲で3尺余の短稈種が3種とこれについている。収量結果はやはり晩稲・短稈種が1・2位を占めており、籾反収(換算)で4石9斗余(玄米にして2石5斗くらいであろうか)の成績を収めている。晩稲の多収性を引き出す技術があったということである。しかし3位中稲・長稈種の白玉、4位同じく武井ともに、籾反収4石8斗9升余と、1・2位の晩稲と遜色のない成績であった。元来白玉は少肥向きで収量中程度の、酒造にも用いられる大粒の上等種であったが、それが作り方によっては晩稲と遜色のないレベルの収量をあげたというのは興味深い。晩稲と比較して分蘗による茎数の違いは明らかであるのに、結果として収量では遜色ないのである。品種別試験以外はこの白玉種が用いられているが、それが三宅家の意志なのか山口泰次郎の指示によるのかは不明である。ただ白玉の選択という行動の裏に品質重視の姿勢を読みとることができる。それにしても中稲で多収を実現する技術というのは、このあとの展開を考えたときに注目されるのである。

つぎに播種量の試験結果であるが、ここでは3合に対して6合が比較されているところから、当地の一般的水準は6合前後ではなかったかと推測される。また田植え時苗数・株数の比較では、2本植えと4本、8本とが、また36株と42~56株とが比較されている。当時安芸郡内の慣行では1株苗数が6~8本(坪当たり株数は不明)であったというから<sup>8)</sup>、ここでも4本・36株植えという疎植の方法と在来水準とを比較しているといえよう。つまり前述したように安芸郡の在来水準は6~8本・42~56株植えのレベルであったと考えられるのである。なお県北山間部の奴可郡西条村農会の1897年度試験においては36株・64株・100株を比較していたというから<sup>9)</sup>、県北地域においてはさらに密植状態であったと思われる。

さて耕深では「在来ノ耕」と「二寸深耕」とが比較されている。山口泰次郎が各地での農事講習会のなかで6寸耕を勧めていた<sup>10)</sup>ことから、「在来ノ耕」は4寸耕であったことが推測される。それは1904年(明治三七)広島県農事試験場の稲作試験において、深耕区が「四寸耕即チ普通耕」区に優っていると報告されている点からも裏付けられる。ともあれ在来水準は牛耕で長床犁を用いた4寸耕であったと推測されるが、三宅惣次郎が行った深耕試験では持立犁などが導入された形跡はなく、おそらく備中鍬によったものと思われる。

以上のように、耕種技術はほとんど学理農法ともいえるものである。ただ三宅惣次郎には、文字にはあらわれにくい実地の技能・テクニクがあった。『広島県農会報』において「海田市の老農」として紹介された記事に、「同氏の行へる現場を実視するに於ては又言外の妙所あるべし」（傍点引用者）と記されている<sup>11)</sup>のである。いわば「農会体制」下で近代農学の分析的手法および学理農法と、老農の経験的・实际的技術とが結びついてこの試験の成績を収めたところに意義があったといえるだろう。しかし、では両者は対等であったのかというところをけっしてそうではない。明らかに県農会技師山口泰次郎と三宅惣次郎との間には指導する側とされる側という、タテの関係が存在していた。理論と実践、本来両輪の関係にあるはずの両者が、中央における近代農学の権威主義が地方においても縮図となって、タテの関係に転換してしまっているのである。しかし三宅惣次郎も、進んで学理の“権威”に服していったきらいがある。たとえば先にあげた史料にも見られるとおり、1896年1月安芸郡海田市町で県農会による農事講習会が開催されたときに、亀太郎以下三男までを率いて積極的に受講しているのである<sup>12)</sup>。三宅家に関していえば、その名声がせいぜい郡レベルにとどまったゆえの、権威に対する従順さなのかもしれない<sup>13)</sup>。

とはいえ三宅惣次郎にとってみれば、近代農学が示した分析的手法や学理農法の内容などは大きな刺激であった可能性が大きい。遠里農法であれ学理農法であれ、自らの経験にない新しい知見はおそらくかなり積極的に受容しようとしたことが今までの検討から察せられるのである。このあたりの三宅惣次郎の心情を示す史料が見つからないが、いずれにせよ「従順さ」の背後にある新しい技術・知識へのどん欲さ・強靱さを感じずにはいられないのである。

## (2)一般の生産者農民の動き

三宅惣次郎のように地域で老農と称せられた人々以外にもさまざまに工夫を重ねていた者も存在していたであろうし、逆に大多数の農民は資本主義の展開・地主制の確立のなかで農事改良の余裕を奪われていたのではないかと思われる。以下それらの点を検討していきたい。

三宅惣次郎と同じ海田市町に在住していた衆樹一介なる人物が、再植農法を考案したという記事が地元紙に紹介されている<sup>14)</sup>。これは「稲苗の長ずる凡そ二寸許りにして、率ね二本を以て一本となし、之れを苗代面積の凡そ三倍の地に仮りに移植し、後再び尋常の本植をなす」というもので、「他は旧来の法に異ならず」というから、要するに二度田植えをするというのがポイントである。そのように手間をかけるのは「苗根未だ蔓延錯綜せず土壤固著せざる間、曳き取りて苗根をして傷害なからしむる」ためであった。衆樹はそれを『稲作改良新法』という一冊の書物にまとめているのである<sup>15)</sup>。ただ同紙にはそれ以上の記事もなく、同家もすでに町内に残っていないので、この再植農法が地域にどのような影響を与えたのかは定かではない。おそらく苗根に傷を与えないことのメリットと倍の手間がかかるというデメリットを比較するなら、あまり大きな影響力を持たなかったのではないかと思われる。ところが1892年(明治二五)四月栃木県が出版した『米作試験成績表』のなかで、衆樹の再植農法を取り入れた2例の試験結果が掲載されているのである<sup>16)</sup>。この2例の試験では顕著な効果を示さず「多少其効アルベシ」という程度であったが、西村卓氏の指摘するように、衆樹が自ら書物にまとめたことで広島県内のローカルな情報が

北関東にまでおよんだということを示している<sup>17)</sup>。こうした情報のネットワークは我々の想像以上の広がりと深さを持つものといえるだろう。

また備後芦品郡府中町(当時)の山名新太郎も独自の取り組みを行った一人であろう。山名は小地主でありかつ郡吏員をつとめているため生産者農民ということとはできないが、経済的に余裕があるゆえに多少残した手作り地で試験に取り組んだケースと見ることができる。山名新太郎は郡役所勤めのあいまに1反9畝余の田と1反強の畑を作っており、1892年(明治二五)でいえば田1反7畝4歩に「神力坊」と2畝8歩に糯米を植え、後作として「一年麦」を植えるという米麦二毛作を行っている。畑では茄子・大根・南瓜・甘藷・ねぎ・白菜・豆類など麦と野菜を組み合わせ、毎年のように輪換を行っている<sup>18)</sup>。こうしたなかで、山名新太郎は当時普及しはじめた晩稲「神力」の品質改良に取り組んでいるのである。

在来神力稻ノ収獲多量ナルト茎幹ノ強硬ナルコトハ今更喋々ヲ要セサルモ、該稻種ハ米質ニ於テ在来種ニ及ハサルノ憾アリシガ、余ハ二三年前ヨリ普通神力稻種中ニ付キ米質ノ佳良ナルモノ数穂ヲ選出シ漸精選シテ遂ニ本年ハ其目的ヲ達スルコトヲ得タリ、之レヲ命名シテ選り出神力坊トス、該種ノ特有トスル所ハ藁質強健ニシテ短寸ヲ以テ他肥ニ倒ルノ憂ナク、秋熟ノ候ニ至ハ其穂先ハ葉先ヨリ敢テ抽テサルヲ以テ風害ヲ蒙ルコトナキノ二個ナリ、且摺り出八歩合多キヲ止メ壺反平均三石壺斗五合ヲ得タリ、而シテ米質佳良ニシテ其味美ナリ、粒実少シク小ナルモ精米多クシテ在来種ノ遠ク及フ所ニアラズ、試作ニ志シアル諸君ハ弍銭口券弍枚ヲ添ヘテ御申越アラバ種量三十匁迄直二分与發送ス<sup>19)</sup>

このように多収ではあるが品質の劣る神力の米質を改良しようと「米質ノ佳良」種を丹念に選抜し、目的を達したというのである。文末の記述から何らかの形で広告に出すための下書きであると思われるが、どういう形で公にされたのか、どういう影響を与えたのかは現在の所判明しない。

ともあれ衆樹の再植農法といい山名の神力稻の品質改良といい、地域において老農とは認められていない人々であっても、土地生産力ないし価格生産性(品質・収量)の向上をめざして独自の試みがなされていたことがわかる。これらの事例では直接農会や農事試験場との連携があったとは認められないが、衆樹のように情報ネットワークにのってローカル性を克服することもあっただろうし、また場合によっては「農会体制」と関係を持つこともあり得たとも考えられる。いずれにせよ三宅家のような「無数無名の老農」の周縁に、衆樹一介や山名新太郎のような存在がより多く存在していたと思われる。こうした人々は一定の経済的余裕があった層ではなかろうかと推測される。

いっぽうで生産者農民の多数をしめる自小作・小作農などを中心に、経済的余力のない大半の農民は「農会体制」とは無縁の存在であったと考えられる。広島県では地主制の確立期にあたるこの時期に、広島・福山両都市部を拠点に資本主義化、地域経済の活性化が波及していくなかで、地主層は諸々の農外投資を行うようになり、とくに地価1万円以上の大地主層は地方銀行への投資によって役員に就任していき、地域の金融を掌握することで地域経済に対する支配力を強めていった。また在村地主クラスを含む中小地主層の多く

は、農村工業・諸商業を兼営して地域経済形成に一定の役割をはたしていった<sup>20)</sup>。しかしこの時期、生産者農民の多くはこうした地域経済形成のなかで子女労働力の工場出稼ぎや、とくに地場産業と結びついた農間余業・家内副業によって家計維持に活路を見いだしていたと考えられる。広島県西部の佐伯郡宮内村では第8表のように、それぞれの年度とも小作農の収支で表作の田四反の収入に匹敵する額を「傭夫」兼業・「藁細工収入」によってあげており、それでもなお裏作・畑作もあわせた総収入は小作料支出(田畑表作収入の49%)を含む総支出に足りず、4～13円の赤字を計上している。この調査では自家労賃が計上されていないから、赤字部分は実質衣食の節約によってしか埋められなかったであろう。なおそういう経済状態のなかで各年度総収入の7%にあたる額が肥料代に投下され、さらに2.6～2.9%が「教育費・交際費其他雑費」に費やされていたのは注目される。また福山周辺部で畳表など藁草加工の中心地の一つである沼隈郡山南村についての第9表を見れば、自作農ですらすらに「副業」収入が「土地」収入を上回っており、小作農に至っては「副業」収入が「土地」収入の3倍弱というように、完全に主客が転倒してしまっている。このように地域により程度の差はあっても、自作農から自小作・小作農までの生産者農民らは余業・副業に過剰労働力を投下することによって、再生産を維持していた。

1890～1900年代における地域経済の活性化・資本主義化の進展は、こうした余業機会の拡大をもたらしていったものと考えられる。1911年(明治四四)段階になるが、県内務部勸業課の「広島県ニ於ケル農家副業ノ調査」によると、農家副業による生産額は全体で845万円にのぼり、これは同年の米麦生産価額3042万円余の27.7%(農産物全体の21.5%)にあたる<sup>21)</sup>。このなかで最大の額(全体の約15%)をしめるのは「農家ノ一大副業タルト共ニ、一面家屋工業トシテ農家女子唯一ノ余業」とされる「織物」で<sup>22)</sup>、とくに芦品郡の新市・府中を中心に国内農村向けに生産された備後緋と深安郡神辺・沼隈郡水呑を中心に輸出向けとして生産された備後緋がその中心であった<sup>23)</sup>。ついで多いのが「畳表及莫産」(同じく12%)で、これは沼隈・深安両郡を主産地とする備後表がその中心であり、「本県ノ特有物産ニシテ、古来農家ノ副業トシテ発達シ、其隆盛今日ニ至レリ」とされていた<sup>24)</sup>。その他漁網地・和紙・果実・麦稈真田などを含め、こうした副業生産の伸びはそのまま余業機会の増大を示しているものといえよう。

それゆえに自小作・小作農を中心とする生産者農民の大半は、この段階で農事改良やそれを推進しようとする「農会体制」とは無縁の存在であったと考えられる。前述したようにこうした層の動きを直接示す史料は、きわめて少ない。現在のところ筆者が広島県内で見出しえている史料は、つぎの二点である。一つは前述の三宅惣次郎の記事に関わる新聞史料で、他の一つは備後地方の地域雑誌への投書である。

何ぞ農事に冷淡なる 安芸郡海田市町の老農三宅宗次郎氏は有名なる農事の熱心家にして、常に農作の改良を計り、自ら資を投じて試田を作り、米作に麦作に其他有らゆる農産物を試植して其結果を各人に縦覧せしめ、併せて其方法を説明して大に地方農事の改良模範を示し各人各家を利せしめんとの念を抱くこと一日にあらずと雖も、同地の農家は悉く因循姑息にして、旧来の弊習を固守し、更に改良を企図するの念なきより、従てまた同氏の試作地に就て其説明を乞はんとするものは一人もなきを以て、同氏は地方農民の農事に冷淡なるを大に慨嘆し居る由…<sup>25)</sup> (傍点引用者)

第8表 佐伯郡宮内村の「大・中・小農」の収支推移

大 農	1890	1899	1908	中 農	1890	1899	1908
小作米(田2町)	187.0	205.2	300.4	自作(田1町)	163.5	196.2	327.0
収" (畑2反)	2.9	3.4	5.7	収裏作(9反)	22.4	40.5	64.8
宅地米(1.8反)	18.9	22.7	37.8	自作(畑8畝)	8.0	9.5	16.8
自作(田1.2町)	166.2	199.4	392.4	入山林収入(5反)	3.2	3.0	5.0
裏作(1町歩)	36.0	45.0	72.0	その他雑収入	15.0	18.0	30.0
自作(畑1反)	10.0	15.0	30.0	計	212.1	267.2	443.6
入山林収入(3町)	15.0	20.0	72.0	家屋修繕費	5.3	6.3	14.0
その他雑収入	18.0	25.0	40.0	支農具費	3.4	4.1	7.7
計	454.0	535.7	950.3	雇人給費	19.4	23.3	38.8
家屋修繕費	7.5	9.0	20.0	肥料代	34.5	41.4	69.0
農具費	3.8	4.5	8.5	飲食費	89.4	107.8	192.5
支雇人給費	27.8	33.3	55.5	衣類他必需品	32.4	38.9	70.0
肥料代	41.3	49.5	82.5	出寄付金・信仰費	7.9	9.5	18.6
飲食費	134.1	149.7	288.2	諸税	20.6	34.2	47.8
衣類他必需品	45.0	54.0	100.0	教育・交際費他	7.5	10.0	15.0
寄付金・信仰費	26.3	31.5	62.5	計	220.3	275.3	473.4
出諸税	68.8	114.0	160.0	差引	-8.2	-8.1	-29.8
教育・交際費他	22.5	30.0	75.0	田1町・畑1反・宅地3畝・山林5反および建物3棟 牛1頭を所有。家族は下男1人を加え6人。			
計	376.9	475.5	852.2				
差引	77.0	60.3	98.1				

田3町2反・畑3反歩・宅地2反5畝・山林3町歩所有。家族は下男女合せて7人、建物4棟・牛1頭。

第9表 沼隈郡山南村の農家収入推移

小 農	1890	1899	1908		1890	1899	1908
収入米(田4反)	65.4	78.5	130.8	土地	639.5	997.3	1278.6
収裏作入(3反)	10.8	13.5	21.6	大金利	100.0	150.0	250.0
畑収入(5畝)	5.3	6.3	10.5	地副業	28.0	38.0	50.0
その他雑収入	3.4	4.1	6.7	主労役			
入荷車1輛	37.5	45.0	75.0	雑収入	16.0	20.0	30.0
藁細工収入	21.6	25.9	43.2	計	783.5	1205.3	1608.6
計	143.9	173.3	287.8	土地	68.0	92.2	118.3
家屋修繕費	2.6	3.1	7.0	自金利			
田畑小作料	34.9	41.9	69.3	作副業	85.0	115.0	150.0
支宅地賃借料	2.1	2.5	4.2	農労役	1.8	2.0	3.0
肥料代	10.1	12.2	20.3	雑収入	12.0	*15.	20.0
飲食費	76.3	91.6	152.7	計	166.8	224.2	291.3
衣類他必需品	11.3	13.6	24.5	土地	28.3	39.0	51.0
農具費	1.7	2.0	3.8	小金利			
諸税	1.5	2.5	4.0	作副業	70.0	97.0	125.0
出寄付金・信仰費	3.1	5.1	7.2	農労役	8	10	12
教育・交際費他	3.8	5.0	7.5	雑収入	0.8	*1.	1.5
計	147.4	179.5	300.4	計	107.1	147.5	189.5
差引	-3.5	-6.2	-12.6	(注)第8表に同じ(773頁 224表)。			
土地は無所有で傭夫を兼業。家族は5人。							

(注)『広島県史』近代I 768~70頁、表220~2による。

原史料は廿日市町宮内公民館蔵「明治四十二年農業調査書」。

…夥多の農家中には往々、此農会には百姓仕事か嫌ひて大小郡や村の世話等を為し理屈好き位の人達てなれば用事かなくて、百姓一卷の者は此農会に入りたとて日間損のみにて何の役にも立たぬと云ふて、農会かありても中々容易に出席せぬ人も随分ある事なる…<sup>26)</sup>

(同 前)

この2つの史料から当面いえることは、1896年(明治二九)段階において生産者農民の多くが農事改良や「農会体制」に背を向けていた状況が明らかであったということである。農事改良を進めようとする老農と一般の農家、あるいは農会運営に携わった地主名望家層と一般の農民との意識のギャップを、これほど雄弁に語るものはないともいえよう。これ以外の史料の発掘は今後の課題に属するにしても、先の推測には大過はないと考えられる。

しかし多数の生産者農民が新しい技術に関心を持つに至る2つの契機が、この段階でもすでに現れはじめているといえる。1つは晩稲種「神力」の普及である。前述の山名新太郎の記述からもすでに1892年(明治二五)ごろ芦品郡あたりで神力が広がりはじめていた状況も推測されるが、1896年(明治二九)にはつぎのような新聞記事も見られる<sup>27)</sup>。

備後地方に産する米穀中、最も良質を以て称せらるゝ者あり、之を乗兼穂と曰ふ、元来この乗兼穂は中稲に属し、畜に其質の精良なるのみならず、味亦極めて美しく、元三原藩の食米たりし作州米よりは復かに優れる処あり、故に御調・世羅・沼隈・豊田諸郡地方の酒造家は非常に之を好めり、然れども中稲なるを以て収穫少なければ、農家は其金嵩を考へ多く晩稲の神力とか云へる米質の粗悪なるものを植う、豈に悲しまざるべけんや…

このように晩稲種「神力」を選択するというのは、品質を犠牲にしてでも多収性を追求しようという農民の意志・行動を直截に物語るものであるといえる。ことに地主・小作関係のもとでどのような品種が選択されるかというのは、両者の利害が直接抵触する微妙かつ深遠な問題である。ただこの時期に自小作・小作農民がいっせいに神力を植えはじめたとも考えがたい。県南部地方を中心に晩稲品種の作付けはかなり進んできていたとは思われるが、神力のように多収性の品種は晩稲ゆえの作付け期間の長さと同様に分蘗がさかんであるため地力消耗が激しく、多肥化を伴わなければ倒伏の危険性が大きであった<sup>28)</sup>。浅耕のまま多肥化すれば稲熱病を誘発しかねないのであるから、当然多肥化は深耕を不可避にする。つまり神力の選択は、それにとまなう技術体系(システム)の革新を余儀なくされるのである。それゆえにこの段階では、史料的に確認することはできないものの、老農層とは別に農事改良に積極的であった人々(自作農ないし自小作上層に位置するであろうか)からはじまり、さらにつぎの層へと広がりはじめていたのではないかと推測される。こうした動きがつぎの段階で多数の生産者農民に広がっていくと思われるのである。

いっぽう老農層は、前述した三宅家の試験にみられるように、神力のような品質の悪い品種には冷淡ではなかったかと思われる<sup>29)</sup>。徳永光俊氏によれば、奈良県においても1900年代にかけて老農型の中稲技術体系と多数農民型の晩稲技術体系とが対立的に存在したというから、一般化が可能であるとも考えられる。多数農民型の新しい技術に対して老

農が保守的位置に立ち歴史的役割を変化(終焉?)させたとする同氏の見解<sup>30)</sup>は、その意味できわめて示唆的である。

2つ目に、たとえば1893・97年などたびたび発生した病虫害があげられる。ことに1897年(明治三〇)西日本一帯を襲った浮塵子による虫害は、広島県下においても大きな影響を与えた。芦品郡戸手村では「各小作人ニテ種々防禦シ再度油ヲ田ヘ入レタルモ兎角除虫ニ至ラズ、此上ハ小作人ニテモ耐ヘ難キ状況」となり、同村の60町歩大地主信岡家に対し援助を要求した。同家では「稲虫防クハ小作ノ義務ナリ」といったん突っぱねたものの、「本年ハ非常ノ虫害ニテ」「尅反歩ニ付石油尅升宛トシテ其油代費金拾銭宛ヲ…特別トシテ当年限リ支弁」している<sup>31)</sup>。虫害は当時の生産力規定要因のうちでも大きな位置をしめたから、1896年(明治二九)害虫駆除予防治制定をはじめ各府県でもしばしば強制規定をとめないながら積極的に害虫防除が推進されている<sup>32)</sup>。いっぽう通常の状態であれば「稲虫防クハ小作ノ義務」と突っぱね、非常事態でも「特別トシテ当年限リ」と極力援助を避けようとする地主の姿勢を前にして、自小作・小作農ら生産者農民の側でも害虫駆除に本腰をいれざるを得なかった。彼らは注油法などいわば対症療法的な措置から、やがて苗代・本田管理そのものの積極化を進めていかざるを得なかったであろうと考えられる。

注(1) 飯沼二郎前掲『農業革命の研究 近代農学の成立と破綻』七〇四～七六頁、『飯沼二郎著作集』第三卷農学研究(未来社 1994)150～83頁。須々田黎吉『明治農書全集』第一卷解題348～58頁。

(2) 『広島県農会史』1～8頁。『広島県史』近代I 1036～37頁。

(3) 拙稿「明治農法の展開と受容基盤」(『農業史年報』1 1987)11頁。

(4) 三宅家所蔵『勸業書類』。

(5) 明治二八年九月七日付・一〇月二五・二七日付『芸備日々新聞』。1896年(明治二九)度結果は前掲三宅家『勸業書類』に整理されており、『海田町史』資料編807～14頁に所収されている。なお安芸郡農会発足とともに三宅亀太郎が幹事に当選しているが、この時理由は定かでないが「家事上繁劇」として辞退している。2年後の1897年再び幹事に選出され、以後2年間県農会議員をつとめている(明治三〇年二月七日付『芸備日々新聞』、前掲『広島県農会史』)。

(6) 以下の記述は三宅家『勸業書類』による。

(7) 『明治三十七年 広島県農事試験場報告』による。ここでの換算率は菜種油粕百分中の窒素成分5.05、大豆粕は7.76となっている。なお酒匂常明『日本肥料全書』(一八八八年 国会図書館蔵)・『米作新論』(『明治農書全集』第一卷)では、大豆粕が5.34となっており、この換算率を用いるならば2.72kgと下方修正が必要となる。

(8) 明治二八年九月七日付『芸備日々新聞』。

(9) 『広島県農会報』24号。

(10) 府中市石岡家蔵 山口泰次郎『広島県農会農事講習所普通農事課 第一期講義録』による。6寸耕のルーツはいうまでもなく酒匂常明や横井時敬であり、さらにいえばフェスカであった。

- (11) 『広島県農会報』53号(明治三二年一二月)。この記事は「甘藷の早作り」についてのもので、本文の引用部分も甘藷作りに関するものである。
- (12) 明治二九年一月二六日付『芸備日々新聞』。
- (13) 徳永光俊氏によれば、奈良県においてはとくに1900年代に老農型の中稲技術体系と試験場型の技術体系と多数農民の晩稲型技術体系とが鼎立する状態にあったという(前掲書229～37頁)。いずれ多数農民型の技術が広がっていくにしても、その前段階で老農型の技術体系が試験場型の技術体系に対して独自の位置にあったという点は興味深い。広島県においては、なお研究の余地はあるものの、現在の見通しからすれば奈良県ほどの強烈な在地の自己主張が見られるわけではない。それはたとえば遠里農法に対する姿勢の違いにも見られるような、生産力的に裏付けられた大和農法とのアイデンティティの違いであろうか。
- (14) 明治二三年九月九日付『芸備日々新聞』、『海田町史』資料編所収。
- (15) 国会図書館所蔵。これについては西村卓氏のご教示によった。
- (16) 西村卓前掲書211～12頁。
- (17) 同右。もっとも西村氏は衆樹を「広島県下では知られた老農」としているが、管見の限り衆樹を老農としている史料は見あたらない。
- (18) 山名家文書「明治廿五年ヨリ 農業明細簿」。
- (19) 同右。
- (20) 広島県内における地主制に関しては、有元正雄「地主制下の諸階層構成」(後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』所収)および拙稿「確立・興隆期における〈近畿型〉地主制の諸特質」(『史学研究』149号)などを参照されたい。
- (21) 同右771頁。『広島県史』近代現代資料編Ⅱ 352～61頁。
- (22) 『広島県史』近代現代資料編Ⅱ 357頁。
- (23) 同近代Ⅰ 840～1頁。
- (24) 同右832～5頁。および近代現代資料編Ⅱ 357頁。
- (25) 明治二九年五月二一日付『芸備日々新聞』。
- (26) 芦田郡広谷村桑田林太郎発行「農法」第1号 明治二九年二月。
- (27) 『三原市史』第六巻資料編三 782頁。
- (28) 徳永光俊「奈良盆地中央部における近代農業の確立(1)」(『田原本の歴史』第5号)23～30頁。
- (29) ただし三宅家が地主であったためか、老農であったためかの区別はつけがたい。
- (30) 徳永光俊前掲書229～30頁。
- (31) 芦品郡新市町信岡家文書「永代日誌繰出簿」による。
- (32) 『日本農業発達史』第四巻資料・復刻編「米作二関スル府県令」参照。

## 2. 秋田県における「農会体制」と農民

### (1) 「農会体制」の形成

秋田県においては、「農会体制」が築かれていくうえで石川理紀之助の尽力が大きかつ



たようである。前田正名が大日本農会幹事長となって1894年(明治二七)12月第1回全国農事大会が開催された折、理紀之助は森川源三郎とともに大会に参加しているが、その後前田の要請による九州巡講を経て、帰県後の1895年8月にまず南秋田郡農会の設立に奔走している。さらにその後各地を巡回して農会設立を働きかけ、同年11月までに鹿角・北秋田・山本・仙北・平鹿・雄勝各郡農会の設置を見、森川源三郎も河辺郡農会設立に尽力している。そして同月末に秋田県農会の設置を実現し、理紀之助は初代県農会長に就任しているのである<sup>1)</sup>。由利精農会から改編された由利郡農会を含めて、県農会と各郡農会はほぼ同時に設立されたと見てよいが、町村農会の設立状況についてはよくわからない。1893年(明治二六)時点の町村農会数は3であり、1903年(同三六)には農会既設町村は221・未設15であるというデータもある<sup>2)</sup>。仙北郡について見れば、1895年郡農会設立以降1899年(明治三二)農会法公布までに21町村で農会が設置され、1905年(同三八)には34町村にふえ、1908年(同四一)には40町村全部の設立が実現している<sup>3)</sup>。おそらく他郡でも郡農会設立・農会法公布などを機に町村農会の設立が進められていったものと思われる。また農事試験場としては、秋田県農事試験場が1891年(明治二四)4月に、93年には由利郡農事試験場が設立されていたが、1896年(同二九)7月には農商務省農事試験場陸羽支場が仙北郡花館村に設置された<sup>4)</sup>。

こうした体制のなかで、県内全域にわたる老農層・農民層・行政を含み込みながら展開した事業は著名な種苗交換会であろう。1878年(明治一一)にはじまり、のち石川理紀之助が組織した歴観農話連がこれを支え、さらに県の事業になっていたが、農会令後の1901年(同三四)からは県農会事業となり、県は補助を行う形となった<sup>5)</sup>。種子交換のみならず品評会・談話会にも力をそそぐこの会は、年を経るにしたがってしだいにさかんになっていくが、自小作・小作農を中心とする生産者農民がこの会に対してどういう対応を見せたのかは今のところ不明である。

この時期秋田県においては土地所有がなお拡大傾向にあるが<sup>6)</sup>、これは広島県の場合とは異なって地主層の投資が農業外には向かわずなお活発に土地購入に充てられたことと表裏の関係にある。たとえば平鹿郡で最大の地主で居村館合村のみならず雄物川沿いの平坦部12～3ヶ町村計300～400町歩(ピークは1928年512町歩)を所有するT家は、1900年代半ばまで年平均10町歩に近い土地購入を行っていた<sup>7)</sup>。そのため収入の80～90%を小作米販売収入がしめており、また高めに設定された小作料に対して未納があった場合には年利20%の貸米にまわされたという<sup>8)</sup>。小作人層は旧型富農経営の年雇・季節雇として雇用されて、再生産を行っていたとされる<sup>9)</sup>。

同じ平鹿郡の醍醐村における地主・自作農・小作農各層の経済状態の変遷を第10表に示したが、約50町歩と推定される地主層と1町5反の自作農の生活レベルを見ても天地ほどの差がある。小作農はここでも自家労賃を計上しなくとも連年赤字を出している。自作・小作ともに「副業」収入を得ているが、その内容は不明である。おそらく藁工品などと推測され、広島県あたりとは内容的に大きな違いがあるものと思われる。また自作・小作とも肥料代を計上しているが、後述するように秋田県下では堆肥が中心であるから、金肥を使用していたとは考えにくい。ただそうしたなかでも小作農層も「家畜」(馬であろう)を飼っていたというのは注目されることである。また1890年(明治二三)から1908年(同四一)にかけて、自作農が反収を1石9斗から2石2斗と2石水準を突破しており、

第10表 醍醐村における各層農民経済の推移

収支費目	1890年	1899年	1908年
<b>(大地主)</b>	円	円	円
小作料	3106.0 465.9石×@6.7円	3722.0 475.2石×@7.8円	7420.0 556.5石×@13.3円
収桑葉収入	37.5 0.5貫	80.0 0.8貫	70.0 0.7貫
貸金公債利子		513.0	1114.8
入水車収入		47.0	44.0
合計	3143.5 指数(100.0)	4362.0 指数(138.8)	8648.8 指数(275.1)
肥料代	5.0 経営的支出計	7.0 経営的支出計	15.0 経営的支出計
支雇人給料	200.0 205.0円(100.0)	370.0 377.0円(183.9)	255.0 265.0円(129.3)
税金	525.2 税支出 (100.0)	894.4 税支出 (170.3)	1809.1 税支出 (344.5)
食費	1021.0 生計的支出計	1616.0 生計的支出計	2113.0 生計的支出計
その他生活費	915.0 2011.0円(100.0)	1110.0 4836.0円(240.5)	3468.0 5631.0円(280.0)
出修繕費	75.0	2110.0 (臨時建築費2030円含む)	50.0
合計	2741.2 指数(100.0)	6107.4 指数(222.8)	7710.1 指数(281.3)
差引	402.3	-1745.4 差引赤字	938.7
<b>(自作農)</b>	円 田1町5反	円	円
収收穫米	151.9 28.5石×@5.3円	218.5 28.5石×@7.7円	440.0 33.0石×@13.3円
副業	15.0 (反収1.9石)	25.0 (反収1.9石)	30.0 (反収2.2石)
入雑収入	15.0	30.0	30.0
合計	181.9 指数(100.0)	273.5 指数(150.4)	500.0 指数(274.9)
肥料代	18.8 経営的支出計	25.0 経営的支出計	37.1 経営的支出計
支家畜飼料代	15.0 37.3円(100.0)	20.0 50.4円(135.1)	30.0 76.1円(204.0)
種もみ代	3.5	5.4	9.0
税金・組合費	17.1 税支出 (100.0)	32.6 税支出 (190.6)	56.1 税支出 (328.1)
食費	75.9 生計的支出計	146.4 生計的支出計	273.8 生計的支出計
出その他生活費	44.0 119.9円(100.0)	60.0 206.4円(172.1)	112.0 385.8円(321.8)
合計	174.2 指数(100.0)	289.4 指数(166.1)	517.9 指数(297.3)
差引	7.7	-15.9 差引赤字	-17.9 差引赤字
<b>(小作農)</b>	円 田1町5反	円	円
収收穫米	128.0 24.0石×@5.3円	176.4 25.5石×@6.9円	318.6 27.0石×@11.8円
副業	20.0 (反収1.6石)	30.0 (反収1.7石)	50.0 (反収1.8石)
入雑収入	10.0	75.0	30.0
合計	158.0 指数(100.0)	281.4 指数(178.1)	398.6 指数(252.3)
肥料代	12.0 経営的支出計	22.5 経営的支出計	34.0 経営的支出計
支家畜飼料代	3.0 90.0円(100.0)	5.0 146.9円(163.2)	10.0 228.5円(253.9)
種もみ代	3.0	5.4	9.0
小作料	72.0 反当小作料 0.90石	114.0 反当小作料 1.10石	175.5 反当小作料 0.99石
税金(戸数割)	3.3 生計的支出計	5.4 生計的支出計	9.4 生計的支出計
出食費	57.6 77.3円(100.0)	116.0 152.0円(196.6)	146.2 198.7円(257.1)
その他生活費	19.8 指数(100.0)	36.0 指数(178.3)	52.5 指数(255.7)
合計	170.7	304.3	436.5
差引	-12.7 差引赤字	-22.9 差引赤字	-37.9 差引赤字

(注)秋田県庁旧蔵文書「明治四十二年 醍醐村・西館村・川添村農事調査 農業状態」による。なお自作・小作農の反収および反当小作料は筆者の算出による。

また小作農もやや水準は下がるにしても1石6斗から1石8斗と反収をあげて2石水準に近づいている点も、この後の展開を考えると興味深い。しかしこの段階では自小作・小作農とも多くは農事改良の余裕を奪われ、広島県の場合と同じく「農会体制」に対してはほとんど無縁の状態であったと推測される。そのあたりの事情を示す史料の発掘は、今後の課題である。

## (2) 乾田化の推進

ともあれ腐米問題がなお解決しえていないなかで、「農会体制」のもと馬耕競犁会が開かれたり堆肥改良・稲架掛け・産業組合組織化などさまざまな事項が奨励されていくが、馬耕導入の面からも乾田化がしだいに大きくとりあげられていく。早くは1886年(明治一九)8月農商務省甲部巡回教師であった酒匂常明の巡回指導の影響から<sup>10)</sup>翌87年県の勸業諮問会の席において「乾田法」が議題としてとりあげられているが、ここでは腐米問題との関連で「従来之れが改良の方法を試験せしに、単に稲架掛の一法のみにおいて其他未だ経験したるものなし、然るに米質の改良は水田法と乾田法とによりて大に其品質を異にするものなれば、漸次乾田法に改むるは米質佳良ならしむるの利益ありとす」というように、腐米問題解決の一法として意識化されてきている<sup>11)</sup>。対症療法的措置から脱する一歩であるといえよう。さらに県の示した「米作改良試験田」の基準にしたがって、腐米の多かった雄勝・平鹿・仙北三郡において1888年試験が実施され3割の増収を実現したという。あるいは由利郡農談会や種苗交換会談話会などでも「乾田法」が論議されている<sup>12)</sup>。

「農会体制」が確立する時期の1897年(明治三〇)には、秋田県農学校の尾泉良太郎が『秋田稲田之遺利』<sup>13)</sup>を著し、やはり乾田化の利益を訴えている。尾泉は同書のなかで終始乾田の利益を説き、それによる「遺利」は少なくとも年150万円以上あると主張する<sup>14)</sup>。もちろん腐米の問題とも絡んでおり、それについての記述も見られる。

本県の如き水田多く稲刈り取り後数日間之れを乾燥するに畔乾の習慣を墨守するの地方に於て、稲穂を水に湿潤するも尚ほ之れを顧みざるものあり、其数少なからず、…(中略)…畔乾及棒乾中水田は乾田より水蒸気の飛散する量多く且つ稲の周囲に於ける空気に湿気を充満するを以て、水田外の地に於て稲乾にするにあらされは充分粉及稈を乾燥する能はず。然れも乾田に改良するときは、縦令一時旧慣法に基づき畔乾にするも周囲に水なきを以て粉及稈の乾燥水田より速にして時日を要すること殆と半に過ぎず…<sup>15)</sup>

このように乾田化すれば、東立をしたにしても腐米を防げるというのである。それだけではなく、湿田のままであれば「酸素不足の為め乾田の如く有機物を分解し之れを稲の養材とすること甚た緩慢にして腐植質を含有すること多」くなり、それにより「酸性の反応を呈し稲の根を害」したり、あるいは「地中の第二鉄塩は還元して第一鉄塩となり、硫酸塩類は変して硫化物となり稲の根に害をなす」と主張する<sup>16)</sup>。それゆえ乾田化すれば「土壌理化学的变化に依り益々稲の成長に適するに至るを以て、初め数年間は肥料二三割減するも従来の水田より稲の収穫増加す」として、「旱魃に凶作なしとは往古より伝ふ」という

言い伝えを紹介するのである<sup>17)</sup>。こうして乾田化による増収の利益や、米質改良によって得られる利益、あるいは馬耕導入が可能になって節約される労働コストなどすべて合算していけば年150万円になるというのである。ただ尾泉は乾田の利益については詳しく述べているが、ではどのようにして乾田化するのかという技術的な側面については具体的には触れていない。

また農事試験場陸羽支場の技師であった恩田鉄弥・加藤茂苞・石塚鉄平の三名が仙北郡役所の依頼によって、1898～99年(明治三二～三三)仙北郡内の調査を行い1903年に『仙北郡農事調査書』を著している<sup>18)</sup>。このなかで「稲田改良ノ部」を担当した恩田鉄弥も仙北郡農事改良の要点として、乾田化の実施をあげているのである。恩田は郡内農民の乾田化に対するアレルギーをつぎの6点にまとめている<sup>19)</sup>。

- 一、稲田八年中水ヲ瀦留シ置クモノナリト云フコトハ農家ノ腦裏ニ染込ミ居ルカ故
- 二、容易ニ乾田ニ変スル能ハスト思ヒ居ルコト
- 二、好シ乾田ニ変改シテ利益アリトスルモ、土性ニヨリ乾田ニ変改スルコト能ハストノ念慮ヲ有スルコト
- 三、傾斜地即チ棚田ハ水持悪シクシテ、乾田ニ変改シ能ハスト心得居ルコト
- 四、乾田ニ変改スレハ多量ノ水ヲ要スルモノト思ヒ居ルコト
- 五、乾田ニ変改スレハ多数ノ人夫ヲ要シ、実行シ得サルト心得居ルコト
- 六、湘漉地ハ乾田ニ適スルモ、其他ノ稲田ハ乾田ニ適セサルモノト心得居ルコト

要するに一般の農民が乾田化に消極的であったのは、旧来の慣行、土質・水源の問題、乾田化後の耕作上の多労化への懸念であったといえよう。これは恩田が仙北郡内を回った際に、いわば肌で感じた一般農民の乾田化への意識・反応であったと思われ、その意味では多くの生産者農民の姿勢をうかがい知ることのできる貴重な記述といえよう。おそらくこうした姿勢は他郡でも同様であったと考えられる。もちろん恩田はこれらの点について一々反論を加えているが、先に述べたように農事改良の余裕のなかった多くの生産者農民にとって「農会体制」ないし農事試験場が推進しようとする乾田化は、この段階ではやはり縁の遠いものではなかったのではなかろうか。

ところで恩田の叙述のなかで、注目すべき点が2つある。1つは陸羽支場において、乾田化の後に稲熱病の被害を経験していたということである。恩田は「土性及稲ノ種類ニヨリ、湿田ヲ乾田ニ変改スルニ当リ、稲作上最モ恐ルヘキ」ものは「稲熱病ノ発生スルコト」であると述べている<sup>20)</sup>。すなわち乾田化によって「空気及ヒ日光ハ自由ニ土中ニ侵込ミ、土中ノ養分ハ急ニ腐敗分解ヲ始ムル」が、とくに「排水后三四年ヲ経レハ一層其分解速トナリ、土中ニ養分ヲ増加スルコト夥シ」く、ゆえに「稲熱病ハ乾田変改后三四年ヲ経タル稲田ニ多ク発生スルヲ見ル」というのである。現に「陸羽支場試験田ノ如キ乾田変改后三年目ノモノヲ供用シ」て、通常乾田と同程度に深耕・多肥化した結果、「益稲熱病ヲ誘テ惨害ヲ呈シタリ」と自ら「失態」を認めたのである。「不能不学ト評セラルル」ことを覚悟で敢えて「失態」を公表したのは、「本郡ノ如ク湿田多キ地方」で同様の事態がおこっている恐れがあるものの「農界調査ノ不充分ナル、未タ之ニ関シテ記述シタルモノアラス」という状況であったため、警鐘を鳴らすことを優先したのであろう。

2つに、乾田化を進める際の技術的な方法についてである。恩田の記述のなかに暗渠排水を示す箇所は見つからない。その方法を記した箇所を引用してみる。

最初干田トスルニハ第一ニ停滯水ヲ排除スルニアリ、即チ水ノ落シ口ヲ見出シ之ヲ充分深ク浚渫スルナリ、谷地田ニテハ三尺以上、処ニヨリ六七尺位ノ深サニ溝ヲ掘ルナリ…右ノ如ク溝ヲ浚渫シ置キ、稲田ハ谷地田ナレハ田一枚毎ニ畦畔ニ沿フテ深サ二尺乃至二尺五寸位ニ隧道様ノ溝ヲ掘リ、以テ排水ニ便ナラシム…<sup>21)</sup>

このように各田の周囲(畦に沿った部分)に溝を浚渫して排水していく方法によるものであり、明渠による簡易排水法といえようか。この時点までの乾田化は、こうした簡易排水法によっていたものと思われる<sup>22)</sup>。すなわち田1枚のレベルでも、水の落とし口さえあれば乾田化は可能であったのである。

さてこの段階における農事改良の動きがどうであったのかについて、第11表によって簡単に見ておきたい。同表のもとになった史料は、1905年(明治三八)農事試験場畿内支場からの依頼に応じて県が米麦の品種・栽培法について調査を指示し、各郡から報告されたものである<sup>23)</sup>。全体に興味深い内容であるが、ここでは後の三県令と呼ばれる強権的農政と関わる項目について表示することとした。まず乾田化について見ていくと、各郡とも少しずつ乾田化の動きがあることを示している。数値が記されていないのでどの程度進捗しているのかは知ることができないが、しかし乾田化にともなって馬耕導入の動きや蟹爪など中耕除草具をとり入れはじめていることがわかる。山本郡の記述によれば「大ニ労力ノ減少ヲ来シ」というように、乾田化・馬耕導入によって労力の節減を実現したのもあったようである。腐米改良事業で結局失敗に終わった稲架掛の奨励は、各郡の報告からすれば多少進捗が見られるかという程度であるが、それでも河辺郡や雄勝・由利郡のように「架乾法」＝稲架掛の進展を示す動きも見られる。ただし仙北郡のように従来よりすべて稲架掛実施と報告しているが、前章で見たように湿田での束立や庭先での鳩積みと同時に行われていたことから、額面通り受け取ることができない面も見られる。また依然束立や鳩が行われている地域も多い。施肥については従来通り堆肥が中心で、改良堆肥が用いられているのかどうかについて記述はない。おそらく従来通りの堆肥が中心であったと思われる。ただ「鍊メ粕」や「過磷酸石灰」など金肥に関する記述が見られる点は注目される。少しずつ導入の動きもあったと思われるが、しかしいっぽうで由利郡の記述に「明治三十年頃ヨリ過磷酸石灰又ハ鍊粕等ノ使用ヲ試ムルモノアリト雖モ、之レ等ノ肥料ハ地方ニ売店ナキヲ以テ一時ノ使用ニ止ルモノノ如シ」とあるように、金肥使用が一般的でなかったためにその流通ルートが未整備であり、こうした経済的条件が金肥使用を阻んでいた状況も想定しておく必要があるだろう。

これらの記述から町村レベルないし各農家の具体的な様子を知ることはできないのであるが、1890年代後半から1900年代前半にかけて全体的には緩慢な動きのなかで少しずつ新しい動きが出はじめていたというところではなかろうか。この時期になると晩稲の流行は終わり早・中稲中心になるが、豊後・五郎兵衛・名古屋白・短穂・不知虫など地域にもよるけれども比較的品種は雑多であったといえる。このなかで亀ノ尾について記述していたのは南秋田郡だけであり、1905年段階ではまだ広がりを持っていなかったよ

第11表 秋田県各郡における乾田化・稲架掛け・施肥法の状況概要

	乾田化・馬耕	稲架掛け	施肥法
鹿角 (昭和4年) 05.6.22	近年になって蟹爪除草・馬耕器械など改善の動き。 近來乾田実現するものが出現。	古来より稲架法郡内で七分通り。現今年で九分通りへ。 明治初年以來變遷なく、4～5日畔立の後、稲架ないし鳩に積む。	現一般的に、堆肥中心。緑肥も一少。現今年農家が追肥に熟した堆肥を施用。近年は厩肥・土肥・魚介のみに至る。
北秋田 (昭和4年) 06.2.12	6～7年前から馬耕・蟹爪普及し、労力の減少を來す。	稲架の減少を來す。	海山間部は厩肥・土肥・魚介のみ。
山本 (昭和4年) 05.6.28	従來は人工の湿田。明治9年早魃の経緯等から乾田化の動きも。近年乾田化の現。	従來は日東立の稲架掛増後、鳩へ。三令に上り、稲架掛増。但し未だ低率。	堆肥単用。3年前より堆肥・魚粕・過燐酸石灰現用。近年鶏糞・人糞尿を施用。近年の施用も始まる。
河辺 (昭和4年) 05.10.12	従來は人工の湿田。明治9年早魃の経緯等から乾田化の動きも。近年乾田化の現。	従來は日東立の稲架掛増後、鳩へ。三令に上り、稲架掛増。但し未だ低率。	堆肥単用。3年前より堆肥・魚粕・過燐酸石灰現用。近年鶏糞・人糞尿を施用。近年の施用も始まる。
仙北 (昭和4年) 06.1.25	旧來は年中湛水ゆえに低収量・乾燥する者多し。排水は一般的。春は混濁水を入る。	従前より架乾法を行なう。東立で、稲架の習慣。稲架の弱い箇所は稲架が通例。	従來は堆肥・人糞尿を単用。近年過燐酸石灰施用者多し。魚肥は僅少。
平鹿 (昭和4年) 05.10.21	排水は一般的。春は混濁水を入る。近年乾田化の増加に現。	従前より架乾法を行なう。東立で、稲架の習慣。稲架の弱い箇所は稲架が通例。	従來は堆肥・人糞尿を単用。近年過燐酸石灰施用者多し。魚肥は僅少。
雄勝 (昭和4年) 05.9.13	近年乾田化の増加に現。	従前より架乾法を行なう。東立で、稲架の習慣。稲架の弱い箇所は稲架が通例。	従來は堆肥・人糞尿を単用。近年過燐酸石灰施用者多し。魚肥は僅少。
由利 (昭和4年) 05.8.30	1896年より乾田・馬耕の伝習により、漸次乾田化・馬耕実現へ。	以前は畔立て後に稲架・杭掛。97年頃より架乾法実現するに、一般に架乾法実現する。	従前より厩肥・土肥・魚介のみ。近年は厩肥・土肥・魚介のみに至る。

(注) 秋田県立公文書館所蔵『自明治三十九年 第三部農務課事務簿 農事之部』による。

- 注(1) 田口勝一郎前掲『近代秋田県農業史の研究』209～10頁。川上富三前掲『石川理紀之助 人と生涯(上)』369～70頁。
- (2) 『大日本農会報』165・279号所載の農会設立状況について各府県から報告されたデータのうち、秋田県分。拙稿「近代における農業と農政」(岡光夫・山崎隆三・丹羽邦男編著『日本経済史』ミネルヴァ書房 1991)第三節 表6—2参照。ただし各県のこの報告では、たとえば1893年にすでに秋田県農会が設置されていることになっていたり、先述の広島県各町村農会設立の状況と一致しなかったりするなど、正確さの点ではやや疑問もある。
- (3) 明治四四年二月『仙北郡農会報』第1号(秋田県立図書館所蔵)3～5頁。
- (4) 田口前掲書207～8頁。
- (5) 『明治四十一年度 秋田県農会年報』(秋田県立図書館所蔵)による。
- (6) 県平均の小作地率からいえば、1882年35.5%、87年41.4%、1900年47.7%から07年50.4%となっており、ピークを迎えるのは1932年(昭和七)である(有元正雄他「郡市別小作地率の史的分析」『広島大学文学部紀要』第44巻特輯号2 1984)。
- (7) 岩本純明「東北水田単作地帯における地主経済の展開〔明治後期から昭和(戦前期)一秋田県五〇〇町歩地主T家を事例として一〕」(『土地制度史学』69号1975)表—2、41～2頁。清水洋二前掲「東北水田単作地帯における地主・小作関係の展開一秋田県五〇〇町歩地主T家を事例として一」3頁。
- (8) 岩本同右論文33頁、清水同右論文14頁。
- (9) 清水同右論文15頁。
- (10) 田口前掲書197頁参照。
- (11) 『秋田県史』資料 明治編上1064～65頁。
- (12) 以上の記述は田口前掲書197～98頁による。
- (13) 国会図書館に原本が一部所蔵されている。なお同書についても西村卓氏のご教示を得た。
- (14) 『秋田稲田之遺利』1頁。 (15) 同右9～10頁。
- (16) 同右5～6頁。 (17) 同右10～11頁。
- (18) 秋田県庁に旧蔵されていた原本が現在秋田県立公文書館に所蔵されている。
- (19) 『仙北郡農事調査書』第2章「本郡農事ノ現況」。
- (20) 同右第11章「稲熱病」。
- (21) 同右第5章「乾田栽培法」。
- (22) この簡易排水法による乾田化の意味も含めて、拙稿「明治末期の秋田県における乾田化奨励と稲熱病問題」(『秋田近代史研究』38 1997)に述べている。本稿の叙述と重複する部分もあるが、容赦されたい。
- (23) 秋田県庁旧蔵文書「自明治三十六年至同三十九年 第三部農務課事務簿 農事之部 全」(現在秋田県立公文書館所蔵)所収。なお各郡の報告を県がまとめた回答について、『秋田県史』資料 明治編下 361～67頁に所載されている。
- (24) 同右「米麦種類ノ変遷」に関する各郡の記述による。

### 第3章 日露戦後農政と農民

日露戦後において農政上の大問題となったのは、1つは米価問題・米穀関税問題であり、2つに食糧問題・外米輸入問題であった。これらは相互に、またすぐれて日露戦後経営全体と深く関連する問題であるが、外債償還という財政課題と主穀輸入による正貨流出とそれゆえに農事改良の実質的前進の必要性とがそれぞれ絡みあいながら、戦後経営の成否を規定する一重要課題となったことは、いまさういまでもないであろう。これに対する農政当局の見通しについてはここでは省かざるを得ないが<sup>1)</sup>、各府県に大きな影響を与えたと考えられるのが1903年(明治三六)農商務大臣清浦奎吾の名で出された農会への諭達事項である。塩水選・麦黒穂抜取・短冊形共同苗代・通し苗代廃止・正条植・牛馬耕・堆肥改良など14項目にわたるこの有名な諭達は戦時・戦後農政の起点とも称すべきものであるが、内容的にはすでに「農会体制」確立期に示されていたものであり、それらをいかに実際に普及させていくかというのがこの段階の農政であったといえよう。この諭達に加えて日露戦中農商務省農務局が各府県に対して実施した「戦時ニ於ケル農事奨励施設及成績」<sup>2)</sup>のための調査などが、各府県当局をして競争に走らせたと見ることもできよう。こうしてこの段階においてはそれぞれの府県において強権的な農政、いわゆる「サーベル農政」が展開する。そうしたなかで多数の生産者農民たちはどのような対応を見せたのか、また技術革新の動きはどのように現れてくるのかなどについて検討していきたい。

#### 1. 広島県における強権的農政と農民

##### (1) 共同苗代問題と農民

広島県においては農会諭達事項をうけて、ただちに県農会が通し苗代廃止・牛馬耕実施をのぞく12項目の通牒を各郡農会あてに発している<sup>3)</sup>。この2項目がのぞかれたのは、通し苗代が県内にはなかったことと第1章で見たように牛耕がすでに普及していたことによるものであろう。さらに日露戦争が開始されると、県農会は「戦時農業実行方法」を定めて塩水選・害虫予防駆除・麦黒穂抜取・堆肥改良の4つをとりあげ、また知事山田春三に対して「各郡内未タ農会ニ加入セサル農業者モ有之候間、此際各郡市及警察部ニ於テ一般農業者ニ対シ戦時ニ対スル農民ノ本分トシテ…奮励シテ一致改良ヲ期スル様督励被下」るよう上申を行っている<sup>4)</sup>。このような動きは県農会にとどまらず、同時期に山県郡農会長が表装改良についての強制命令を要望したり、広島商工会議所会頭による強制的な米穀検査の要望が出されたりするなど<sup>5)</sup>、県内各方面から強権的農政を求める動きがあったのも事実である。このような動きを経て、1907年(明治四〇)1月知事に就任した宗像政が、着任早々「農事必行事項ニ関スル件」を訓示し、塩水選・正条植・共同苗代・麦黒穂抜取・緑肥栽培・堆肥改良の6項目をとりあげてその督励をはかった。このうち害虫予防駆除のみならず米種統一などにとって「米作改良ノ根底」とされた共同苗代が遅々として進んでいなかったため、翌08年8月に県令第70号「共同苗代設置規則」を制定し、「拘留又ハ科料」の罰則規定を付して公布したのである<sup>6)</sup>。これに対する反対運動は後に述べるが、これ以外にたとえば耕地整理事業では1910年代前半の段階でも2000町歩前後が着手されていたにすぎない。1914、15年を中心にかなり増加するが、それでも



累計で6000町歩前後であり、大規模な土地改良事業として展開するのは1920年代以降のことであるといわれている<sup>7)</sup>。工事の主体は暗渠排水であった。

前述した芦品郡戸手村の大地主信岡家は、宗像知事が農事六大必行事項を命じた際に、日記につぎのように記している<sup>8)</sup>。

右六項ヲ所定事項ノ遂行ヲ期シ、其筋ヨリ厳敷督励相成、本年ハ県属及警察吏・郡吏・村吏等各村ニ出張示諭相成、是非共正条植施行方相成非常ナル督励ニテアリシニ、小作人ハ正条ヲ否ミ彼是ト陳弁スルモ、官庁ニハ是非トノ事ニテ之ヲ執行セラル

一、戸手村地主会ニテ小作人ノ否ム折柄、地主ニテモ小作人ノ困ルヲ見テ居ル訳ニ不至候、依テ本年限リ器具買入費其他手数モアルニ付、小作地ニ対シ反歩ニ付米一升宛ヲ地主ヨリ村農会ヘ寄付シ、之ヲ小作人ヘ指定寄付トシテ本年限リ出金スル事ニ相成タリ

ここで注目されるのは、1つは県・郡・村の各吏員と警察官が各村へ出張して「厳敷督励」して回っていること、2つに小作人ら生産者農民が「彼是ト陳弁」して容易に必行事項(ここでは正条植)を受け入れようとしなかったこと、3つにそれゆえ地主側としては「寄付」という恩情的行為による矛盾の糊塗を余儀なくされたこと、この3点である。ここには強権的農政をめぐるそれぞれの動向が集約されているように思われる。ただし近隣の新市町では「別ニ異ナリシコト無之」状態であった。というのも「前年正条植シ来リシ故ナラン」ためであった。つまり同じ地域であっても正条植を積極的に推進していた生産者農民も確かに存在したのである。共同苗代については各村に対して「施行方其筋ヨリ命令」があったが、信岡家では「各地代人ニ於テ其受部ニ当ル処置ヲ地主ニ替リ執行スルコトヲ命ス」というように、小作地管理機構を使ってこれに対応している。後述するように、県東部では共同苗代反対運動は低調であったのである。

また1910年(明治四三)県令第一一号「米穀検査規則」が発せられると、当地では「産米改良スルニ当リ各村地主会ヲ設ケ、郡ハ郡地主会ヲ設置」しており、信岡家は戸手村地主会長、芦品郡地主会長に選ばれている<sup>9)</sup>。このように一見積極的に対応しているかに見えるのだが、実際には事態は複雑であったようである。

一、産米改良、米表装改良ノ県令発セラレ、就テハ其方針ヲ以テ相運セシ処、実際ニ当リテハ地主大ニ損失ヲ見ルコトニナリ、又検査ノ定度モ相分ラス大ニ苦心ヲ極ム、拙宅ニハ改良表装納米方ヲ各小作人ヘ一応ハ示談ナシタルモ、実際小作人ハ之ヲ否ミシナリ、又当家ニモ不利益ナランコトヲ思ヒ、再ヒ意ヲ変シテ本年ハ可成従来通り三斗俵ニテ納米致呉レル様心ニ望ヲ以テ其事ヲ再ヒ各小作人ニ通達シタリ、而シテ受取米ヲ為シタル上都合ニ依リ当家ニテ改良俵ヲ為シ輸出検査ヲ試ミニ受クルコトモアルコトニセリ … (中略) …

一、是迄通りノ表装(三斗一升五合)ニテ地主ノ従来ノ米受取所ヘ相納タル米ニ対シテモ、乾燥調整米質等改良米ニ匹敵スルモノニハ相当ノ賞与ヲ行フモノトス … (中略) …

本年ハ何分ニモ改良米ニシテ納俵スル小作人ハ多分無之モノト信ス、加フルニ本年

稲大不熟ニテ検見引米多キモノ故、殊改良ハセザルモノナリ<sup>10)</sup>

ここでは「検査ノ定度モ相分ラス」というように実施当初に伴う混乱もあつただろうが、こうした農事必行事項が地主側の恩情的行為による「損失」を不可避にしたため、地主としてはそのメリット・デメリットをはかりながら自らの論理で行動しているという事情が明確に読みとれるものといえよう。一面で積極的な対応を見せつつも、「当家ニモ不利益ナランコト」を考へて「再ヒ意ヲ変シテ」当局の要請とは逆の方向へ動くというのは、まさにそうした事情をものがたるものである。何より「実際小作人ハ否ミシナリ」というように小作人の頑強な不服従に直面した場合には、当局の方針に逆行するほうがかえって自らの利害を保つことになるという事態が以上から明らかになったと思われる。地主は自らの利害を保つためにも、地主小作関係に規定されて当局の圧力をそのまま抑圧移譲できたわけではなかったのである。こうした展開を見た時に、強権的農政の進める農事改良が地主の利害に沿うというような通説的理解は、もはや成り立たないのは自明であるといえよう。

この点は、最も典型的には共同苗代反対運動に見ることができるようと思われる。時に「小作争議」とも見なされる<sup>11)</sup>この運動は、現在明らかにされている限り<sup>12)</sup>けっして地主・小作間の争議ではない。反対運動は、共同苗代設置規則第八条の除外規定適用を請願する動きにはじまったが、やがてその年(08年)の年末から安佐・佐伯・双三・賀茂・比婆各郡など県西部・県北地域において郡民大会・村民大会が開かれ、強制に対する反対運動へと発展していった。これに革新派(反政友会系)の県会議員も参加して、08年(明治四一)12月28日付けで内務大臣平田東助および知事宗像政あてに県議会から意見書が提出されている。同意見書は、共同苗代が「管理不行届」「位置選定ニ困難」「労力ノ不経済」

第12表 広島県における農事六大必行事項の実施状況 (◇内は推計)

	年次	共同苗代	塩水選	正条植	緑肥栽培	麦黒穂抜取	堆肥舎建設
安芸郡 海田市町	1911	2.6% (1.4反)	—	%	11反	—	—(累計)
	12	—	-%斗	<100>	9	—	—(-)
	13	—	<1以内>(4)	100	7	—	—(-)
	14	—	75 (438)	"	9	—	—(-)
御調郡 貢村	1907	<3~4%>(0.9)	%斗	%	3.5反	%	—(-)
	08	100 (21.2)	100 (236)		4	100	—(-)
	09	" (18.4)	" (234)	66.8	1	"	—(-)
	10	75 (14.7)	" (242)	37.1	—	"	—(-)
	11	—	" (244)	33.2	—	"	—(-)
豊田郡 幸崎村	1906	-%反	?% (246)斗	100	37.2%	16%	—(-)
	07	17.5 (6.4)	100 (450)	"	41.5	100	—(-)
	08	94.0 (30.1)	" (356)	"	31.3	"	1(1)
	09	100.0 (34.8)	" (376)	"	48.9	"	1(2)
	10	6.3 (2.2)	" (381)	"	29.0	"	2(4)
	11	8.4 (2.8)	" (276)	"	9.0	50.1	1(5)
	12	7.9 (2.7)	" (396)	"	14.1	65	1(6)
	13	7.8 (2.8)	99.8 (397)	"	17.0	70	1(7)
14	4.6 (1.6)	18.9 (63)	"	4.8	—	—(7)	
同郡 田野浦村	1912	—	—	100%	5反		

(注) 海田市町各年度「統計報告跡綴」(海田市役場蔵)、貢村同「勸業報告一件」、幸崎村「豊田郡施設沿革二」、田野浦村「勸業一件」(以上三原市役所蔵)による。拙稿「明治農法の展開と受容基盤」。

「経費ヲ増加」等の理由から「県下公益ノ発達ヲ疎害スベキ」ものと断じている<sup>13)</sup>。この問題が帝国議会に持ち込まれた際も政府は取り合わなかったが、県当局も警察力動員によって運動を弾圧しあくまでも共同苗代の実施を強行しようとしたというのはすでに周知のことである。児玉正昭氏によれば<sup>14)</sup>、警察力発動による紛擾の事例としては、たとえば09年3月安芸郡本庄村(現呉市)へ呉警察署の警官20名が赴いて共同苗代除外陳情書への捺印の真偽について役場職員を厳しく取り調べたためおこったもの、あるいは同じ頃安佐郡伴村(現広島市)で運動の指導者であった郡参事会員、郡会議員らが私書偽造行使の疑いで祇園警察分署へ召喚されたためにおこったものなどである。このように「違反行為ヲ教唆又ハ幫助セントスル者アルトキハ、一面嚴重戒告ヲ加ヘ、一面直ニ郡長ニ御内報相成」あくまで「共同苗代設置ノ諸準備ヲ整頓セシメ」る体制をとっている<sup>15)</sup>。ただ県当局にとって頭が痛かったのは「近時一部農民ニ於テ共同苗代設置反対ヲ唱フルモノアルニ際シ、或ル郡ニ在リテハ町村長助役等之ニ加担シテ陰ニ陽ニ声援ヲ与ヘ、甚シキハ公開ノ席上ニ於テ県令ノ不法ヲ論議」というように<sup>16)</sup>、町村(ないし郡)行政を担う地主名望家層がこの運動に加担していたことである。

彼ら名望家層が反対運動に加わったのは、小作争議・村政批判などにより生産者農民の突き上げをうけて町村支配に動揺を来していたからといわれる。この背景には日露戦後経営による町村財政の膨張・行き詰まり、すなわち教育費など歳出全体の膨張に対して戸別割の強化(県内町村総収入のうち日露戦前の30数%水準からほぼ50%前後の水準へ)で対応したことが基底的に存在していたことがあげられるだろう<sup>17)</sup>。すなわち彼らはその矛盾の糊塗のため反対運動に加わらざるを得なかったし、逆にそのことで矛盾を糊塗しえたのがこの段階であったといえる。また県東部の深安・芦品・沼隈・豊田各郡は政友会代議士井上角五郎・望月圭介の地盤であり、政友会が知事与党の立場をとっていたこともあって運動は低調で共同苗代実施率も高かったといわれているが、これも右の裏返しの現象であって、信岡家に見られるような恩情的対応によって矛盾の弥縫が可能な段階であったと考えることができる<sup>18)</sup>。

結局1909年(明治四二)12月に宗像知事が強制規定を撤廃して奨励方式に改めたことにより、反対運動は全面的に農民の勝利に終わったのであるが、それでは共同苗代が失敗した如く他の必行事項の普及が失敗に終わったのかといえばそうではない。

広島県全体でいえば共同苗代を除く正条植・麦黒穂抜取・塩水選などの事項は、いずれも70~90%の高い普及率を示したとされる<sup>19)</sup>。ただし町村レベルで見えていくなれば、そう単純に断定することはむずかしい。第12表にその一例を示したが、各事項の実施率が町村・時期により非常に区々であることが判明する。共同苗代反対運動がさかんであった地域の1つ安芸郡海田市町でその当時の実施率がどうであったかを知ることはできないが、1911年(明治四四)以降で見ると限り共同苗代は言うにおよばず、塩水選も緑肥栽培もほとんど普及しておらず正条植だけが100%の実施状況である。ただし塩水選は14年(大正三)から普及しはじめたようで、以後は91%前後に増大している。御調郡貢村では共同苗代の強制を従順に受け入れているようであるが、それでも強制規定の撤廃後は再び実施されなくなっており、正条植も実施率が低下している。豊田郡幸崎村はこのなかでは最も積極的に必行事項を受け入れているが、それでも強制撤廃後にはやはり大きく後退し、塩水選も14年以後ふるわなくなっている。田野浦村では正条植のみ完全で、その他

の項目はほとんど実施されていない。このデータはあくまでも村レベルのものであるから、個人レベルになるとさらにバラつきが大きくなると思われる。ただ残念ながら広島県では、今のところ個人データを示す史料を見出しえていないのである。

ともあれ以上のような実施率の凹凸は何を物語るものであろうか。これまたこの間の事情を説明する文字史料がないため解釈の問題たらざるを得ないが、おそらく生産者農民がそれぞれの地域において自ら必要と実感した技術を自主的・主体的に取り入れていった結果ではないかと考えざるを得ないのである。御調貢村や豊田幸崎村のように、強制規定がある期間だけ共同苗代を実施したというのは、まさに強制によって実施させられたという側面を物語るものであろうが、むしろ基本的には正条植や塩水選にそれだけのメリットがあると判断した場合には強制の有無に関わらず自ら取り入れていったのではないかと思われる。選種や田植えの際によけいな手間や器具・材料費がかかるにしても、それによって選抜された稲の成長や収穫、あるいは害虫駆除・除草など本田管理の利便さを、実際の目で見たときにそうした新しい技術導入の契機が生まれるように思われるのである。第1章において述べたように、目に見える違い・実際の結果が新しい技術の伝播に大きなインパクトを与えるのではないかというのは、まさにこうした局面において妥当するのではないかと考えられる。逆にいえば、共同苗代のように農民にとって日常の作業上不合理なものは、どれほど強権をもってしても容易には受け入れがたかったということであろう。

さらにいえば、村内で実施率90～100%というのは農民の階層に関係なくほとんど実施している状況である。前段階で農事改良の余裕のなかった地主制下の生産者農民(自小作・小作農層)であっても、こうした新しい技術を取り入れている状況を物語っている。否、むしろ彼らが積極的に取り入れていったからこそ、新技術の普及が見られたといえよう。ではなぜ彼らがそうした技術の受容に動いていったのかを検討する必要があるように思われる。つぎにその点を含めて見ていきたい。

## (2) 技術革新の位相

前章において晩稲種神力の普及に触れたが、この段階における普及の状況をまず確認しておきたい。1907(明治四〇)～1916年(大正五)の各郡ごとの主要な稲品種の作付けの割合<sup>20)</sup>によれば安芸・佐伯・沼隈・深安といった県南地域の各郡において神力がかなり普及しており、ことに安芸を除く3郡では60%をこえる作付け率を見せていて、ほとんど神力に特化しているといってもいい状況にある。逆に高田・世羅といった中山間地域では中稲の八反(系)、神石・双三・比婆といった県北山間部では早稲の八反(系)の作付けが目立っている<sup>21)</sup>。こうした対照のいっぽうで、県南地域においても長稈穂重型で品質のよい雄町が広く栽培されている点も注目される<sup>22)</sup>。また八反(系)は元来早稲の大粒・中稈種で分蘗中程度、収量は少～中とされる品種であった<sup>23)</sup>。このように多収性の神力の普及は確かに見られたが、そのいっぽうで雄町や山間・中山間地域を中心に八反(系)の作付けもまた広く見られたのである。これをどのように理解すればよいのかなどの点を含めながら検討していきたい。

第13表は、明治末年に広島県農事試験場が行った「稲作栽培法」の調査結果をもとに、県下各郡における稲作状況を示したものである。作付け品種に関する状況は先に見たものと大差はないが、神力を中心に晩稲化が進んだ地域のほうが高反収をあげていることがわ

かる。はじめに掲げた郡レベルの反収動向を示したグラフにもあるとおり、これらの地域はもともと県内でも生産力的に高い地域であったのであるが、明治末～大正初年にかけて反収がさらに上昇し郡平均で2石水準に達していくうえで神力の多収性が大きな役割を果たしていると見ることができるだろう。各郡ごとの状況が判明しないため表にはあげていないが、田植え時の苗株数・本数について早稲は坪当たり7～8本・56株植え、中稲は5～6本・42株植え、晩稲で3～4本・36株植えを普通としていたと報告されている<sup>24)</sup>。点からすれば、晩稲化は疎植化と結びつきながら進んでいったと思われる。

塩水選の普及率を見れば佐伯・賀茂・山県郡など実施率が低いところもあるが、おおむね90～100%と普及してきていると見てよいであろう。播種量は籾の大・小粒で差があるもののほぼ坪当たり4～5合(本田反当換算3～4升から6～7升)と全体として薄蒔き傾向になってきているといえる。ただ島嶼部・山間部・県北などでは7合をこえることもあったようで、まだ厚蒔きの傾向が残っていた。前述したように賀茂郡の在来技術のなかにすでに薄蒔き技術を胚胎していたが、この段階になってかなり一般化してきていたと理解してよいだろう。比婆郡は「本郡は一般に播種量多き感あり」と指摘されていたように県内でも最も厚蒔きの地域であったが、それでも「近来漸次改良して、一坪当三合一五合、一反歩当四五升乃至六七升を播種するものあるに至れり」と薄蒔きの意識が浸透しつつあった<sup>25)</sup>。

さて第13表のなかで県北地域は概して反収が低いけれども、比婆郡のように八反(系)を作付けしつつ1.8石水準に達している地域が存在したのもまた事実である。先の反収動向のグラフを見ても、確かに県南地域の反収上昇も見られるものの中山間地域も県北山間部も同時に上昇しており、八反(系)を作付けしていた地域が生産力を停滞させていたわけではないのである。本来品質がよく収量「少」とされる八反ではあるが、たとえば佐伯郡産の八反は品質「中」で収量「多」と報告されている<sup>26)</sup>。とすれば八反(ないし雄町)も作り方によって多収を追求することが可能であったといえよう。現に前章で三宅家が少肥向きで低収量のはずの中稲種白玉を用いて晩稲と遜色のない収量をあげていたし、またつぎの「終わりに」で述べる如く、「安芸」産の八反米は当時市場において品質が粗悪であると指摘されていたことからすれば、品質より多収を追求していた可能性はきわめて大きいと考えられるのである。

耕耘や施肥の状況も郡ごとの記述がないため表示することはできなかったが、耕耘については六月上旬裏作物の麦を収穫したのち「五六寸の深さに牛耕(又八四ツ子鋤、備中鋤耕鋤ス)し直ちに灌水し鋤き返し、後馬鋤にて搔き均す」と記述されている<sup>27)</sup>。おそらく県下全般の傾向を記したものでそれが全てではないであろうが、それにしても在来水準の3～4寸耕から5～6寸耕へと深耕になっているのが確認されるのである。犁についての記述はないが、この段階で改良犁が導入されていた形跡はなく、中床犁ないし長床犁を用い、深耕用には「四ツ子鋤、備中鋤」が使用されていたものと思われる<sup>28)</sup>。ともあれここでは深耕についての意識がかなり一般化してきている点が注目されよう。これは多肥化にともなって意識化が促されたものと思われる。その施肥状況であるが、つぎのように記述されている<sup>29)</sup>。

本田肥料

第13表 明治末期の広島県における稲作技術の概要

郡名	反収平均	中心品種	比率	塩水選	播種量	除草
県南沿岸部	佐伯郡	早 都	1 (割)	%	(大粒) 4~5 合 (小粒) 3~4 合 島嶼・山間 6~7 合	回 4
		中 出雲、福山、白玉	2			
		晩 雄町、神力	7			
	安佐郡	早 八反、出雲	1	100	(大粒) 5~6 合 (小粒) 3~4 合	5
		中 穀良都、福山、白玉	5			
		晩 雄町、神力	3			
安芸郡	早 王子、千本、雀不知	2	80	(大粒) 5~6 合 (小粒) 4~5 合 山間部で7 合	3	
	中 福山、八反、八重穂	3				
	晩 神力、雄町、惣五郎	5				
沼隈郡	早 柞磨、盆早稲	1.5	100	(大粒) 4~5 合 (小粒) 4 合 薄穂流行で1~2 合	4	
	中 雄町(大半)、目黒、四国	3				
	晩 神力(6割)、竹田、大坂	5.5				
深安郡	早 山田早稲	0.5	97	(大粒・小粒とも) 7~10 合	)	
	中 都、雄町	2				
	晩 神力	7.5				
芦品郡	早 出雲早稲、八反	1	100	(大粒) 6~7 合 (小粒) 5~6 合	5	
	中 雄町	3.2				
	晩 神力、小天狗	5.8				
中 間 地 域	賀茂郡	早 八反田、千本、七十日	1	70	(大粒・小粒とも) 4~5 合	)
		中 京作、都、雄町	6			
		晩 神力、雛形、赤三本	3			
	世羅郡	早 八反、二節、合惣	3	97	(大粒・小粒とも) 4~5 合	)
中 白出雲、中生県令		4				
晩 中器量良、雄町、県令		3				
甲奴郡	早 八反、光明錦	1	100	(大粒) 5.5 合 (小粒) 4.6 合 北部 6.5 合あり	4	
	中 福山、赤出雲、二ツ成畦越	4				
	晩 県令、雄町、白玉	5				
神石郡	早 八反	3	100	(大粒・小粒とも) 7~8 合	)	
	中 福山	5				
	晩 千切	2				
山 北 山	早 出雲早稲、道明	4	65	(大粒) 5 合 (小粒) 4 合	3	
	中 八反、白玉、目黒	4				
	晩 福山、穀良都、晩八反	2				
比婆郡	1.793	寒暖の差大きく区別不能 最普及品種は八反(全体の 3割)道明、白玉、雄町		100	(大粒・小粒とも) 7~10 合 近來漸次改良へ	) 3

(注)「反収平均」は1904~14年平均値(『広島県史』近代I P.781)より。その他の項目は『芸備農報』208~214号「広島県下に於ける稲作栽培法」(其一~六)による。「中心品種」は「最も広く栽培せらる」順に3つを掲載した。

堆肥、山草、干鰯、大豆糟、過燐酸石灰最も多く使用せられ、油糟、硫酸アンモニア、調和肥料之に次ぐ、堆肥は島嶼部及広島市付近を除くの外は量に於て多少の差あれとも何れも使用す、一反歩施肥量二百貫より六百貫に至る、山草は本県中部以北に於て専ら利用せらる、青草又は乾草として其儘施用するものと、牛馬の敷料として後堆積腐熟せしめて施用するものとの二法あり

このように金肥もかなり施用されているが、その量は不明である。ただ堆肥の施用量だけでも反当窒素成分は3~10kgになるのである。多肥化の状況を推察するに十分であるといえよう。

このほか第13表中の除草回数を見るならば、3回にとどまっている郡も5郡あるが、安佐・芦品の2郡のように5回実施している地域も出てきている。さらに広島県農事試験場によれば「除草は三乃至五回之れを行ふを普通とす。最初の二回は中耕を主とし除草器(太一車を主とす)を用ひ、其後は除草を目的とし手取りとなす」というように<sup>30)</sup>、中耕除草が定着しはじめていたのである。また病虫害に関しても、たとえば稲熱病は県下各地で発生して害をなすことも多かったが、「本病は主として窒素肥料の過剰より来るものなれば、一般に肥料の配合につき注意をなしつゝあり」というように<sup>31)</sup>、「農会体制」下で広められたのであろう科学的知識が情報として伝播していた様を伺うことができる。在来技術で放置されてきた螟虫害についても、枯穂の抜き取り・採卵・採蛾の実施や刈株の焼却・刈跡地の浸水などによって駆除に努めるようになってきている。

以上見てきたように地域によって多少の差は見られるものの、全体的には多肥化・深耕・本田管理の集約化を軸に技術の革新が一般化しつつあったといえよう。いわば在来技術が内包していた先進的技術や学理によってもたらされた技術が平準化して、生産者農民諸階層に普及していったものといえる。そうしたなかで広島・福山両都市部の周辺地域である県南諸郡では、神力を軸にした多収技術が定着していったと考えられる。多肥化によって神力の多収性を引き出し、そのためには深耕して肥料効果を増大させ、さらに中耕を行いより繁茂する雑草を抑えるべく除草回数を増やし、収穫安定のため病虫害対策を強化した結果、作柄の安定と反収そのものの増大を実現させていったといえよう。これを仮に「晩稲多収技術」と称しておこう。徳永氏が奈良県で検出した多数農民型の晩稲技術体系<sup>32)</sup>に対応するものといえる。いっぽうで中山間地域・県北山間部では八反・八反早生といった早稲・中稲を軸とする技術が展開した。本来品質が優先されるはずの八反が、ここでは多収追求の技術として広まったと考えられる。この地域においても多肥化・深耕・本田管理の集約化が進んだものと思われるので、早稲・中稲を軸としつつも「晩稲多収技術」に準ずる内容をもつ技術体系として展開したのであろう。これを仮に「早稲・中稲多収技術」と称しておきたい。広島県の中山間部・県北山間部においては、これが多数農民型の技術体系であったと考えられるのである。おそらく雄町も多収の方向で作られたものと考えられるが、芦品・賀茂・豊田各郡といった地域でなぜ神力に一本化しなかったのか現在のところ答えを出しうる準備がない。今後の課題である。

### (3) 晩稲多収技術と早稲・中稲多収技術

そこでこの2系列の技術の内容を少し検討しておきたい。広島県農会では1914年(大正三)より稲作多収法実施指導事業を行い、毎年30名前後の農民に試験を行わしめている。この時の各農民の耕種・収量データが『芸備農報』で公開されているので、1914~17年(1916年のデータを欠く)分によって検討してみたい。すなわちここにあげられているデータは県農会の指導に基づく多収技術の先端を示すもので一般農民の技術内容を物語るものではないが、これらのデータから2系列の技術体系への一定の見通しを得られるものと思われるのである。ここでは実施年度を無視して、各データごとの内容を見ていくこととする。

まず各試験人がとりあげる品種については「各地に適する多収的品種」としか記されておらず<sup>33)</sup>、品種の選択は各自にまかされたようである。表示は省略するが、選択された品

種の傾向としては先に見たものとほぼ同じであるといえよう。つまり多収技術の先端においても選択される品種は県南部で神力中心、中山間・県北山間部においては八反中心であり、そこに雄町も栽培されるのである。いわば一般農民の技術を凝縮したのがこの多収法技術であって質的に断絶するものではなかった、それゆえにこの多収法技術から一般の技術を見通せると思われるのである。

そこで第4図によって播種量と田植え時の苗株数・本数の状況を見てみよう。ここでは後者について数値データ化するために、坪当たりの苗株数と1株当たりの苗本数を乗じ(て10で除し)たものを栽植密度として算出している。すなわち図中「15」の線上は、苗3本植えなら50株、4本植えなら37.5株ということになる。ここでは神力であれ八反であれ、ともにきわめて薄蒔き・疎植であり大きな差はないといえる。その薄蒔き・疎植を前提にしたうえでさらに細かく見るならば、神力は相対的に若干厚蒔き気味でより疎植・八反は逆により薄蒔きで相対的に密植ということになるであろうか。ただそれはミクロに見た場合の差であって、基本的にいえば大差はないであろう。

また第5図で施肥量と収量との関連を見るならば、ここでもきわめて似通った分布を見せているといえる。八反であっても施肥量は反当窒素換算10～15kgという多肥化の状況なのである。そのためその収量は反収3石をこえており、なかには4石をこえるものまで現れてきているのである。これまたミクロに見るならば、神力は八反に比べて相対的に多肥でありその分収量も多い。ただ当時の多収法実施者はまさにそのミクロのレベルで評価され賞が与えられるのであるから、何のハンディもなければ県南部にあって神力を作る農民のほうが有利である。そこで県農会では審査の際に「県下中北部に栽培せる出雲種には其二割五分、八反種には其の二割を加算して、南部に於ける収量多き特性を有する神力・雄町種に拮抗せしめ、其加算量を以て等級の順位を決定したり」というように<sup>34)</sup>、品種ごとの調整を行っていたのである。技術の先端部分に見られるこのミクロの差は、一般農民の平均値になればもう少し拡大したものと思われる。

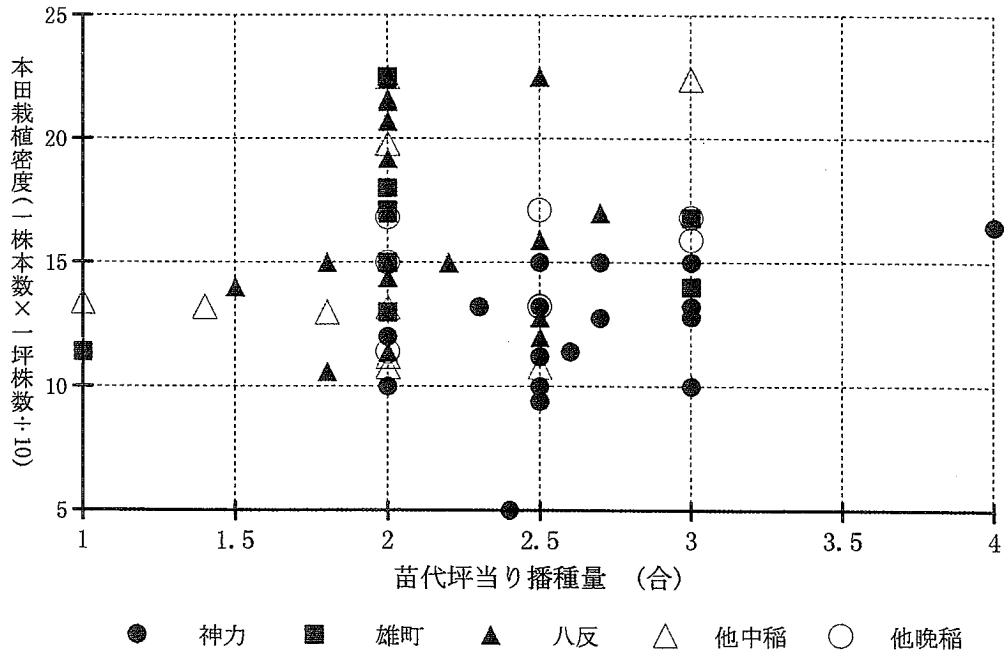
なお耕深は県農会の指導概要に「耕土の深さは漸次六七寸以上となすを要す」とあり、県南部であれ北部であれ基本的には6寸以上の深耕が実施されていた。深耕具について記述はないが、この時期であれば後述のように改良犁が導入されていた可能性も強い。また除草回数も5回はあたりまえで、中耕具(蟹爪など)2回、手取り3回というのが平均的である。

このように神力であれ八反であれ、前項で推測したとおりその栽培法にはほとんど差がなかったといえるのである。それゆえにここで晩稲多収技術と早・中稲多収技術という2系列の技術発展を想定したことの意味は、県南部と中山間・県北山間部との気候・風土の差に規定されたなかにあってそれぞれの生産者農民がそれに適応する発展の方向性を模索した結果を示しただけのことであるとも思われる。しかし一般農民のレベルで見れば、早・中稲多収技術よりは晩稲多収技術のほうが結果として優位であったと考えざるをえない。

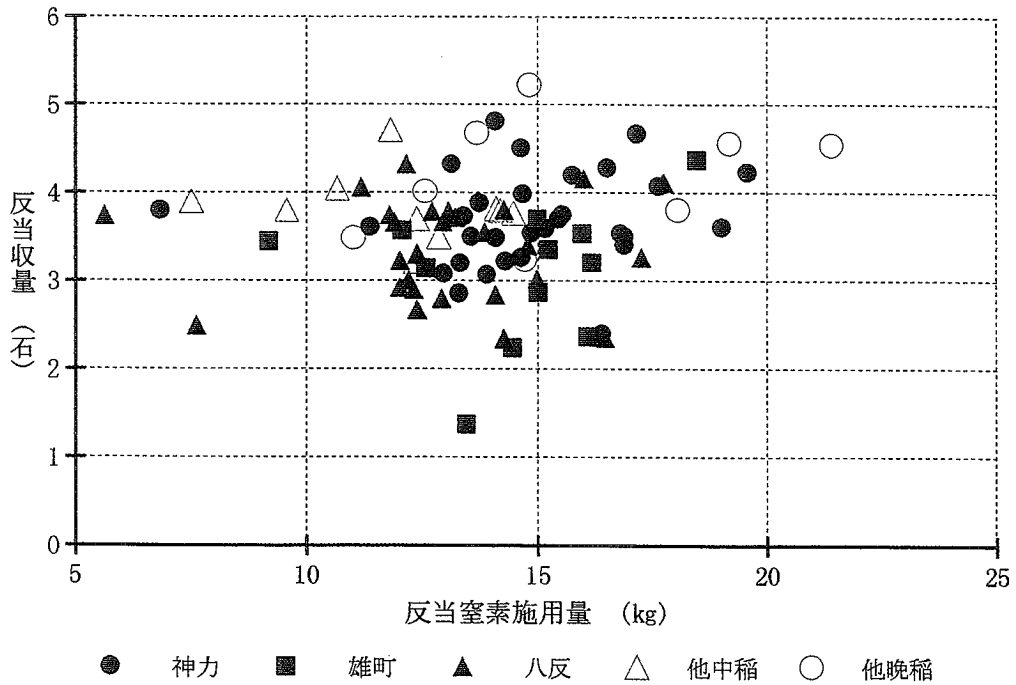
さて前述したように深耕についての意識化は明治末年すでに普及してきていたと考えられるが、改良犁に関する記述は見られず専ら「四ツ子鋤、備中鋤」によるという記述が見られた。しかしこれは労働強化をとともなうものであり、一般の農民にとってはかなり厳しい条件となったことはまちがいないと思われる。前記の記述を信ずるならにも関わらず深耕へ向かったというしかないが、それゆえにほどなくして、つまり大正初年になってから



第4図 多収法による播種量と栽植密度

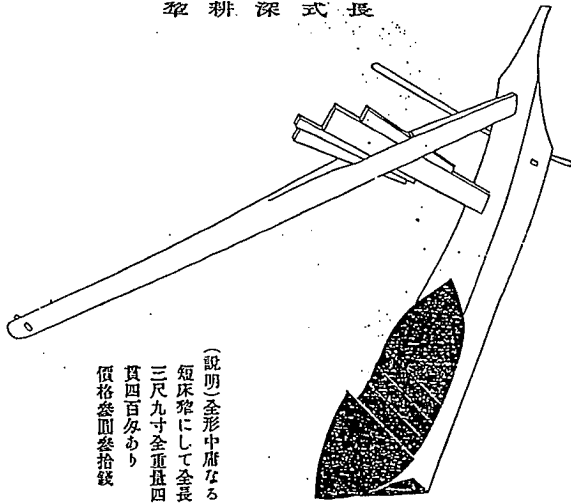


第5図 多収法による施肥量と反当収量



第6図 広島県農会懸賞金受賞の改良犁 (1915)

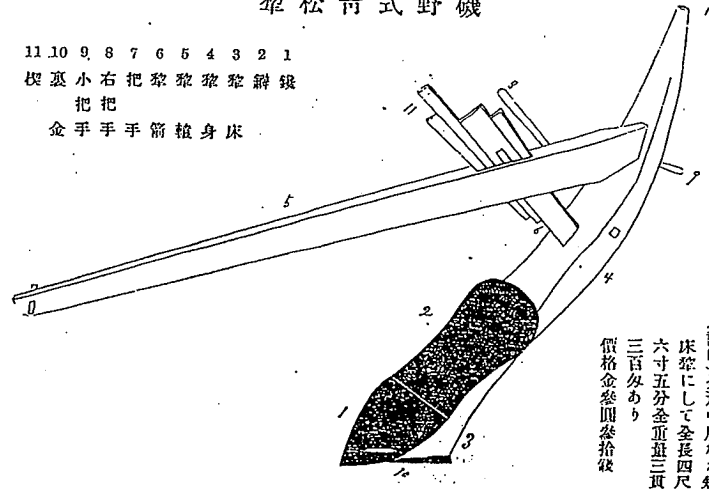
犁耕深式長



(説明)全形中庸なる短床にして全長三尺九寸全重量四貫四百匁あり  
價格壹圓叁拾錢

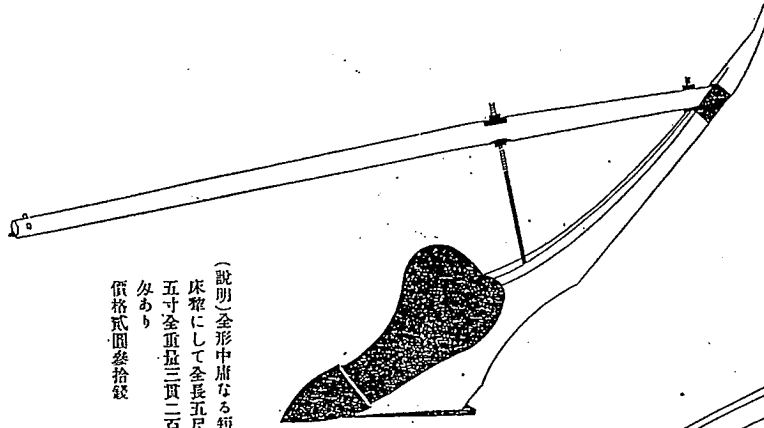
犁松青式野磯

11.10.9.8.7.6.5.4.3.2.1  
楔裏小右把犁犁犁犁犁鋸鎌  
把把  
金手手手箭轆身床



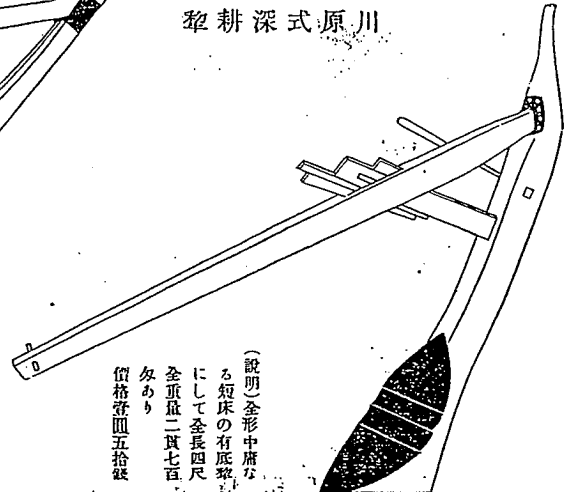
(説明)全形中庸なる短床にして全長四尺六寸五分全重量三貫三百匁あり  
價格金壹圓叁拾錢

犁國豊



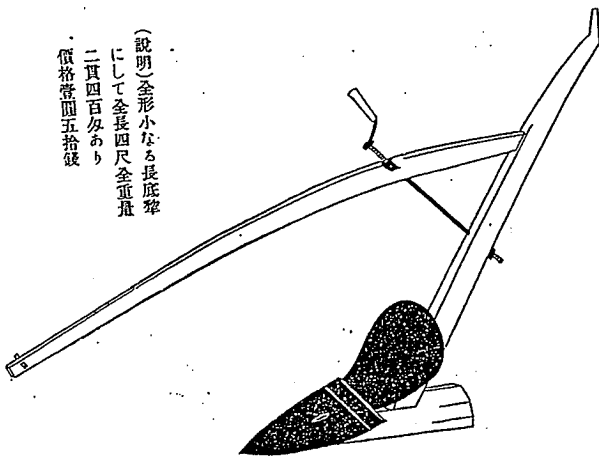
(説明)全形中庸なる短床にして全長五尺五寸全重量三貫二百匁あり  
價格貳圓叁拾錢

犁耕深式原川



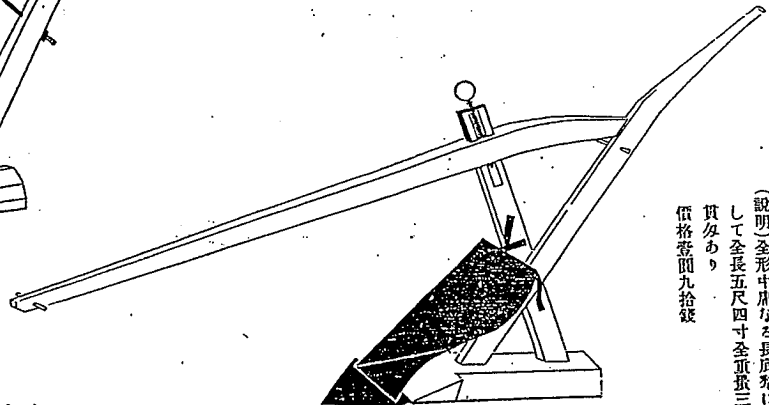
(説明)全形中庸なる短床の有底犁にして全長四尺全重量二貫七百匁あり  
價格壹圓五拾錢

犁在自



(説明)全形小なる長底犁にして全長四尺全重量二貫四百匁あり  
價格壹圓五拾錢

形號一式田岡



(説明)全形中庸なる長底犁にして全長五尺四寸全重量三貫あり  
價格壹圓九拾錢

(注)『芸備農報』242号(大正4年8月)より。

『芸備農報』には県・各郡農会による改良犁の共同購入や深耕競犁会に関する記事が急速に増えてくることを考えると、そこに必然的な流れを見出せるように思われるのである。たとえば1914年(大正三)12月の『芸備農報』に「奮て深耕を奨励せよ」という論説が載せられるが、ここで「極言すれば深耕は農事改良の第一義と謂ふも妨げなし」としつつ、つぎのように述べている<sup>35)</sup>。

輓近県下に於て土地深耕熱漸次高まりつゝあるは頗る喜ぶべき現象にして、余の如きも今秋沼隈郡に於て深耕競犁会を見たり、数十名の農業者は深耕用改良犁を以て耕牛に牽せつゝ深耕の目的を達すべく其の技を競ひ其の能を争ふの状は寔に稀に見る壯観にして、土地は従前に比し平均一二寸の深耕を行へり、若し深耕一寸の程度は反当一石乃至五斗の増収ありとすれば其利益は莫大なるべく、地方農業者は堵列して之を見、驚異の眼を以て深耕の左まで困難ならざるのみならず、少しく熟練すれば改良犁具の使用は牛も其力を費やすこと少なく人も其取扱ひ容易なることを嘆称したり…

然りと雖も県下に於ける深耕奨励は其事尚草創に属し、其の大成を促さんとせば官民一致の奮励努力に待つもの頗る多し。…

ここに見られるように、1つは「土地深耕熱」が高まりつつあったこと、2つにしかし深耕奨励はなお「草創に属し」ていたこと、3つにそれゆえに郡農会などが深耕競犁会を開いてその効を参会者の実際の目で確かめさせる措置をとっているのである。11月8日に行われたその沼隈郡の競犁会については、

茲に於いて沼隈郡農会は本年秋季…先づ深耕に適するの犁具として福岡県糟屋郡多々良村長末吉製造に係る特許長式持立犁の共同購入をなし、各村熱心農家をして之が使用を実地に試みしめ、之が使用方法を各村駐在技手をして指導せしめ、其技の稍習熟し且つ、深耕用犁として完全に近きを認むるや…各村農会より選手を募り、東西二ヶ所に於いて深耕競犁会を開催したり<sup>36)</sup>

という記事に見られるとおり、先進地福岡県から犁の共同購入を行いつつ実施されている点は注目されねばなるまい。しかも村農会・技手ないし「各村熱心農家」などと連携しつつ、きわめて周到な準備を経て実施されているのである。郡レベルにおける組織的な対応というべきであろう。この競犁会への参会者数は判明しないが、10日後に行われた深安郡での競犁会では「恰も農繁の時期なるにも拘はらず、朝またき西より東より、深津畷に集まるもの六百名なりき」<sup>37)</sup>というように、かなり多くの関心を集めているのである。

さて県農会では1915年(大正四)に改良犁に関する懸賞募集を行い、5月に審査を実施して第6図にあるように、6点の犁に賞を与えている。ここでは一等賞はなく、二等賞(賞金50円)に福岡県の磯野式青松犁と長式深耕犁が入り、他の4点は三等賞(賞金25円)であった。注目されるのは徳島県の川原式深耕犁と岡山県の岡田犁にならんで、広島県内の豊国犁(深安郡深津村 坂本伝太郎)と自在犁(佐伯郡津田村 味村伊作)が入っていることである。ともに福岡のブランド品に比べると作りは簡易であるが、犁轆と本体部分に当た

る犁身との角度の調節はネジで行えるような工夫が施されており、単なるコピー生産から半歩ふみだしていたといえようか。何より注目されるのは、その価格においてブランド品の磯野式青松犁・長式深耕犁とも一挺3円30銭であったのに対して、豊国犁で2円30銭、自在犁に至っては1円50銭と半額以下で購入できるのである。以後味村伊作は『芸備農報』の裏表紙などにたびたび広告を出し、「於広島県農会主催改良犁懸賞募集 三等賞金貳拾五圓受領」と宣伝しつつ「県郡村農会・信用組合其他多数共同購入に対しては特に割引仕り候」と共同購入に対応する販売戦略もとっていたのである。こうした廉価な改良犁の登場は、その普及をいっそう促したものと推測される。

肥料に関してはそれ以前から共同購入が進められていたから、生産者農民が多肥化するうえにおいても一定の役割を担ったと考えられるのである。すなわち多肥化の面においても深耕促進の面においても、郡・村農会や産業組合などの共同購入や指導が一定の役割を果たしたと評価できるのではないと思われるのである。産業組合についていえば、日露戦後組合数が急増しており1905年(明治三八)県内で30前後であったものが1912年(大正元)には300をこえ1917年(同六)には400前後になっているのである<sup>38)</sup>。それにつれて購買品売却高も1906年(明治三九)10万円をこえる程度であったものが1912年に100万円をこえ1918年には250万円をこえるのである<sup>39)</sup>。この間共同販売高は低迷しており第一次大戦後に急速に増えていくのであるから、この時期の産業組合の機能は主として共同購入など購買品部門にあったといえよう。いっぽう貸付金の部門では1908年(明治四一)から現れはじめ1913年に200万円近くに至るものの、めだった伸びは大戦後以降である。

いずれにしても2系列の多収技術が広く定着していくうえで、「農会体制」は一定の役割を担ったと評価しうるように思われるが、自小作・小作農層といった多くの生産者農民が具体的にどのように関わったのか、あるいは多収法技術を実現した農民や深耕競犁会で牽引的な役割を果たした「各村熱心農家」がどういう階層であったのかなどを具体的に示す史料は見出せていない。ここではその広がりから自小作農層ないし小作農も含めた幅広い生産者農民と見通しておきたい。

最後にこの間の動きを整理しておきたい。前段階において見られた神力普及の動きは、この段階にいたって爆発的といってもよい広がりを見せるようになった。これは県南地域におけるものであったが、中山間・県北山間地域においては同時併行的に八反を基軸に同様の動きが見られたといってもよいだろう。この契機となったものは、多収性であった。しかしその多収性を実現するためには、多肥化をとまなわねばならず、さらに深耕を必然とした。これは県南においても中山間・県北山間部においても、同様の状況ではなかったかと思われる。階層性については検討しえなかったが、この広がりから見ても自小作・小作農層を含み込むものといえよう。彼らは神力なり八反なりの品種を選択したところから、深耕・多肥化、さらに本田管理の集約化あるいは塩水選・正条植といった一連の新技术受容へと動いていったものと思われる。すなわち自小作・小作層を含む生産者農民が自主的・主体的に技術を革新させていった契機は、多収性にあったと見てよいであろう。

こうした動きに一定の役割を果たしたのが、「農会体制」であったと思われるのである。前段階では多くの生産者農民はそれに無縁であったが、この段階にいたって彼らが技術革新に主体的に立ち向かう事態が訪れたことで、各農会・産業組合などによる共同購入・競

犁会・講習会など種々の措置が機能する条件が形成されたと考えられる。

- 注(1) この点については拙稿「日露戦後農政と農民」(『日本史研究』326号 1989)を参照されたい。
- (2) 農商務省農務局が1907年(明治四〇)に刊行したもので、各府県における農事改良事項の進捗状況が一覧表となっている。
- (3) 前掲『広島県農会史』249～52頁。
- (4) 同上252～61頁。
- (5) 『広島県史』近代I 1041頁。
- (6) 同上1044～45頁。
- (7) 前掲上田一雄・住田克巳「広島県農業史」489～91頁。
- (8) 前掲信岡家史料「永代日誌簿」(『広島県史』近代現代資料編I 924頁)。
- (9) 同上(『広島県史』同上II 349頁)。
- (10) 以上すべて信岡家「永代日誌簿」による。
- (11) たとえば小倉倉一前掲「米作二関スル府県令」解題747頁。
- (12) 児玉正昭「共同苗代反対運動について」(『史学研究』126号 1975)、有元正雄「広島県下における明治期の農民闘争」(『芸備地方史研究』74・75号 1968)、『広島県史』近代一 1044～57頁。
- (13) 『広島県史』近代現代資料編I 932～46頁所収。
- (14) 児玉正昭前掲論文10頁。
- (15) 明治四〇年一月八日付各町村宛安芸郡依命通牒(「安芸郡農会書類」)。
- (16) 明治四二年三月八日付安佐郡依命通牒(『広島県史』近代現代資料編I 958頁)。
- (17) 『広島県史』近代I 709～15頁。
- (18) 前掲拙稿「日露戦後農政と農民」。
- (19) 『広島県史』近代一 1051頁。
- (20) 広島県農事試験場大正七年『県下に於ける米麦品種一覧』による(『日本農業発達史』第4巻「広島県農業史」第36表)。
- (21) 同上「広島県農業史」449頁でも、このような「対蹠的な様相」がすでに指摘されている。
- (22) 『芸備農報』202号(明治四五年四月)「県下に於て栽培せらるゝ水稻品種」所収の「各種類ノ特性」によれば、雄町は中稲(ただし後掲第14表のように晩稲として作られる場合もあった)で長稈・大粒種で分蘗・収量とも中程度であり、品質は上～中とされている。
- (23) 同上による。
- (24) 同上213号(大正二年三月)「広島県下に於ける稲作栽培法」其五 20頁。
- (25) 同上212号(同年二月)同其四 6頁。
- (26) 前掲「県下に於て栽培せらるゝ水稻品種」のなかで、同郡産の八反(番号12)は「稈硬クシテ倒ルゝコト少ナキモ、稲ノ生育他種ヨリ早キニヨリ虫害ニ罹リ易シ」(32頁)と報告されるいっぽう、二「各種類ノ特性」では番号12番八反は分蘗「中」

・収量「多」・粒「大」・品質「中」とされている(39頁)。

(27) 前掲「広島県下に於ける稲作栽培法」其五 19頁。

(28) 近年河野通明氏が長床犁再評価の観点から、その形状と性能をきわめて精緻に研究された成果『日本農耕具史の基礎的研究』(和泉書院 1994)を上梓された。氏は近畿地方の長床犁に耕深調整装置がついており5～6寸の深耕が可能であったとしているが(502～9頁)、広島県の場合にも妥当とするならば本文に引用したような記述にはならなかったであろうと思われる。後述するようにこの後広島県で改良犁導入が急速に進められるが、それは長床犁が浅耕を克服できなかったからとしか考えようがないのである。

東広島市の農家宮川寿氏からの聞き取り(一九九七年七月)によれば、当地でも1940年代に耕深調整装置のついた長床犁も若干は見られたというが、ほとんどは改良犁であったという。安定度からすれば長床犁にまさるものはないが畦近くの耕土を耕耘するうえでは改良犁が便利であったからであるという。広島県内での犁の調査ははなはだ不充分であるが、現在までに筆者が確認しえたものはすべて改良犁であった。今後なお検討の余地があり広島県内における犁の調査を進めていく必要がある。

(29) 注26に同じ。

(30) 前掲『芸備農報』214号(大正二年四月)「広島県下に於ける稲作栽培法」其六 27頁。

(31) 同上。

(32) 前章第一節注13参照。

(33) 『芸備農報』237号(大正四年三月)28頁。

(34) 同上252(大正五年六月)。

(35) 同上234号、2～4頁。

(36) 同上51頁。

(37) 同上59頁。

(38) 『広島県産業組合史』(不二出版各県産業組合史料集成27)広島県産業組合数・同組合員数累年比較表による。

(39) 同上販売高・購買品売却高累年比較表による。

## 2. 秋田県における強権的農政と農民

### (1) 三県令の発令

秋田県農会では1904年(明治三七)10月に、前述の農商務大臣諭達をうける形で戦時農事改良実行規定を制定している。この規定では(1)種類の改良、(2)塩水選、(3)通し苗代の廃止、(4)正条植、(5)堆肥改良、(6)病虫害防除、(7)二毛作、(8)乾田馬耕、(9)耕地整理の9項目に焦点を当てて、郡・町村農会と連携して推進しようとしていた<sup>1)</sup>。実は堆肥の改良についてはその1ヶ月前に県が、県令第六〇号として「堆肥管理規則」を制定したばかりであった。この規則では、屋内外の堆肥舎に「屋根及外囲を設け、雨・雪

・日光の浸入を防止するの設備を為す」ことと「四囲の土塀又は溝を築造し、液汁の散逸及外部よりの水の流入するを防止するの設備を為す」ことを義務づけたのである(第一・二条)。のみならず、これに違反した場合には06年1月より「十円以下の罰金又は科料に処す」(翌年「若しくは拘留」を追加)との罰則規定を付したのである<sup>2)</sup>。さらに翌05年7月に県令第二八号「乾田実施規則」と第二九号「水稻乾燥規則」が発せられ、乾田での稲作付けおよび稲刈り後の稲架掛けの実施と束立て・鳩の禁止を定めたのである<sup>3)</sup>。「乾田実施規則」では「適宜の排水溝を設け、底土を乾燥するの設備」をなすべきこと(第三条)および「地勢若くは水利の関係に依り」排水できない場合には毎年郡・市長に申請して許可を得ること(第四条)が義務づけられ、2年間の猶予をおいたのち違反者には「拾円以内の罰金若くは拘留又は科料に処す」こと(第五・六条)となり、「水稻乾燥規則」でも許可を経ない束立て・鳩積みに対して同じく2年間の猶予ののちに処罰するというものであった。これがいわゆる三県令と言われるものである。

秋田県では、「堆肥管理規則」発布から3ヶ月後の05年1月4日付で県知事岡喜七郎によるつぎのような諭達が発せられている<sup>4)</sup>。

…目下露国との戦争は幸に毎度の捷利を占め国威を世界に揚げたりとはいへ、大国を相手に遠く外国にての戦なれば、外国に正金を出すこと夥しく、又戦争の為に工業も、漁業も幾分か妨げられ、万事に影響を来すこと洵に吾が国の産物として最も大切な米・麦の豊作を収めざれば、何を以てか一国の経済を維持すべきや。

…(中略)…恐るべきは眼前の強敵よりも、来るべき今年の作柄なり。洵に天祐と云はん。一昨年より昨年に涉りて本県は米の豊作にて、殊に昨年は本県を始め全国未曾有の豊作なれば前に述ぶるが如き不幸もなく過ぎたるものゝ、此の類なき豊作こそ却て今年の気遣はるゝ基なれ。抑も昔より豊年は二度続かず、豊年の翌年は凶作なりと唱へ来るは道理ある事にして、豊年には作物は土地の養分を多く吸ひ取りて充分に成育するより、土地は之が為に平年よりも滋養分を失ひて其力衰へ、翌年の作物を養ふべき力乏しく、遂に凶作に陥るは昔よりの例なるべし。恐るべきは豊年の翌年なり。心すべきは、本年の米作なり。農家は深く茲に注意して、聊かも油断あるべからず。昨年戦争以来、壮丁の召集せられたるもの夥しく、今日まで其の数七千五百余人に及べり。是等壮丁の多くは農家の子弟にて、孰れも農業に従事する者のみなるに、此の壮者が一時に農家より取り去られたるは、国家の為余儀なき事乍ら、農業の力は之が為に著しく減じて、農業の不行届となるは見易き事なり。仮令へば、田畑の耕作、作物の植付、害虫の駆除、草取等も作人不足なれば自ら忽せになるべきに、かてゝ加えて土地の力乏しければ、農家として此上の強敵はなかるべし。次には農馬の不足せることなり。昨年以来本県にて馬匹の徴発購買せらるゝもの夥しく、其数千二百八十余頭に及びたり。さて本県の習慣として、田地の肥料は総て堆肥を用ゆることゝて馬は肥料製造の重なる者なるに、一時に斯の如き農馬の減少あらんには、第一肥料の製造に差支を生ずべし。さなきだに堆肥を雨露に曝して養分を失はしむる悪き習慣ある本県にて、農馬の数までを減じたらんには、今年は肥料の不足をなし又は其の効能の弱きものとなるべし。…

このように2年続いた豊作のあとに地力の衰えからくる凶作への懸念、あるいは日露戦争の徴発による労働力・農馬不足からくる「農業の不行届」への懸念が強調されており、「今や幾十万の兵士が国の為とて満州の寒さを犯し、忍びがたき困難を忍び、果ては血を流し骨を砕き屍を野に曝すを思はば」農事における不眠不休の努力も「何程の事やあるべき」と、愛国心の発揚に訴えて農事改良の推進を訴えたのである。いずれにせよ農村青年や農馬の多数の徴発は秋田県農業にも大きな影響を与えたと思われるが、そうした矛盾を農民の奮励にすり替えてしまったものといえるだろう。

さらに「乾田実施規則」と「水稻乾燥規則」の二県令と同時に、農事試験場・郡市役所・町村役場・戦時産業奨励委員宛に岡知事の訓令が発せられている<sup>5)</sup>。

…惟うに本県産米の短所は水利・気候・労力の関係に基くものなきにあらずと雖も、改良法の実施は優に是等の欠陥を排して品質の好良、価格の昂進を期するに難からず。従来県に郡に町村に將た私設団体に、苟も勸業に従うものは先づ米穀を改良し其声価の発揚を唱導せざるなく、爾来三十余年の久しきに涉り之に要したる公私の費用も亦巨万に達すべし。然るに顧みて其の進程の如何を稽查せば、事業は尚遅々として振はず、常に他府県の後に瞠若たるものあり。要するに、当業者は改良の必要を認めざるにあらず、其声価の向上を望まざるにあらずと雖ども、因習の久しき農家の多くは古来の習俗に安んじ、新事業に従うを快しとせず、竟に今日の萎靡不振を馴致せり。若し此状態に放任し、依然尋常の手段を以て改善の効果を翹望せんとするは、所謂百年河清を俟つの感なくんばあらず。今や時局の進捗と共に、各種産業は政府の経営を主とし、地方公共団体の施設も亦益々の拡充発展を試み、孜々として只後れんことを恐る。…

前章で見たようにこの時までには農事改良の動きは少しずつ始まっていたのであるし、ここでも「当業者は改良の必要を認めざるにあらず」と認めながらも、なお「因習の久しき」「古来の習俗に安んじ」「新事業に従うを快しとせず」と一方的に断じて、「百年河清を俟つ」とまで言い切っているのである。ここまで県を性急にさせたものは何なのであろうか。それを直接示す史料はないが、右の文中に見られる「他府県の後に瞠若たるものあり」「孜々として只後れんことを恐る」などの表現を見るとき、中央からの諭達・訓示にあおられながらも他府県との競争に遅れまいとする官選知事の焦りを見出せるように思われるのである<sup>6)</sup>。広島県のように強権的農政をめぐって大きな反対運動がおこるといふ例は全国的にはむしろ少ないが、しかしでは何の問題もおこらなかったのかといえばそうではあるまい。右の秋田県の論理に見られるように、いわば多くの生産者農民にとっては唐突ともいえる強権的な農政の推進は、それぞれの地域のなかで固有の問題と絡みあいながら様々な問題を惹起したと考えられる。秋田県では乾田化の強制の果てに、乾田に稲熱病被害が広がるという事件が発生するのである。

その問題を見る前に1つ確認しておきたいのは、「乾田実施規則」のなかで乾田化の方法を「適宜の排水溝を設け」て行うという明渠による簡易排水法を前提にしていたことである。前章の恩田鉄弥の記述にも見られたとおり田1枚のレベルでも実施可能なこの方法は、要は実際農耕作業に当たる生産者農民が排水法を実施するかしないかの問題であった。



この時期以降大規模な耕地整理ももちろん進められていくが、耕地整理による乾田化を強制しようとしたのであればとも2年間の猶予ではすまなかったといえるだろう。

## (2) 稲熱病の発生とその余波

「乾田実施規則」による制裁規定が発効してから4年後の1911年(明治四四)9月になって、県内各地から稲熱病発生と被害の状況がつぎつぎに県へ寄せられてくる。第14表に各郡の被害状況をあげておいたが、被害面積の比率からすれば雄勝・平鹿・河辺の3郡がことに大きく、仙北郡も元来面積の大きな郡であるため比率からすれば8%であるが被害面積そのものは河辺郡を上回っている。このように雄物川流域にある横手盆地を中心に、稲熱病被害が広がった。何より同表に見られるとおり、その被害は乾田に集中しているのである。県が罰則規定まで付して進めた乾田化と、この稲熱病被害には明らかに因果関係があったと考えざるを得ない。

第14表 1911年秋田県下の稲熱病被害状況 (単位 町・%)

郡名	作付反別	被害反別	同%	収獲者無%	5割以上%	3割以上%	1割以上%	乾田の被害	同%	湿田の被害
鹿角	3770.0	-	-	%	%	%	%	-	%	-
北秋田	11203.4	73.9	0.7	0.4	12.0	7.3	80.2	73.9	100.0	0.0
山本	9267.2	455.7	4.9	1.8	14.3	28.4	55.5	451.5	99.1	4.2
南秋田	12182.1	698.9	5.7	6.2	29.5	24.2	40.1	672.1	96.2	26.8
河辺	5358.1	1441.7	26.9	10.4	23.7	28.0	37.9	1341.4	93.0	100.3
仙北	20823.8	1706.9	8.2	8.7	24.3	29.1	37.9	1662.9	97.4	44.0
平鹿	13075.1	6250.3	47.8	5.6	33.1	30.9	30.4	6124.9	98.0	125.4
雄勝	8382.3	4745.9	56.6	20.3	34.4	22.6	22.7	3816.0	80.4	929.9
由利	13583.9	297.4	2.2	1.5	8.3	8.8	81.4	294.4	99.0	3.0
県合計	97645.9	15670.7	16.0	10.6	30.4	27.0	32.0	14437.1	92.1	1233.6

(注) 秋田県立公文書館所蔵明治45年秋田県内務部農商課『稲熱病一件書類』により作成。なお作付総反別は明治44年度『秋田県統計書』粳・糯米作付反別によった。但し合計には秋田市が含まれていない。

県当局は翌12年に農商務省農務局長宛に報告書をまとめているが、そのなかで「発生ノ原因」としてつぎのように記している。

### 稲熱病ニ関スル状況

#### 一、発生ノ原因

昨四十四年ニ於ケル稲熱病ノ発生ハ、全ク稲ノ軟弱ニ生育セルニ原因セルモノニシテ、其因由スルトコロハ左ノ如シ

#### 一、気候ノ不順 / 二、窒素成分ノ過剰

即チ昨年ノ天候ハ五月中最近二十五年其ノ比ヲ見サル早魃ニシテ、六月下旬ヨリ八月下旬マテハ陰鬱多雨、殊ニ七月十五日ヨリ同二十四日ニ至ル十日間及八月十九日ヨリ二十八日ニ至ル十日間ハ、他地方ニ比シ雨量多キノミナラス、日照時少ナク曇天多カリシヲ以テ極メテ蒸熱ノ天候ナリシト、八月二十九日ヨリ九月七日ニ至ル十日間高温ヲ来シタル等ハ被害地ニ於ケル特殊ノ氣象ナリトス、斯ノ如ク五月中ハ非常ノ早魃ナリシヲ以テ田土ノ乾燥甚シク為ニ多年稲草ニ吸収セラレスシテ蓄積セシ窒素質ノ残肥分解ヲ招致シ、窒素成分ノ過剰ニヨリ稲ノ生育極メテ軟弱ノ状態ニ

陥リタリ

以上ノ原因ニ対スル誘因ヲナセル事項ハ

- 一、苗ノ軟弱ナリシコト
- 二、挿秧期ノ遅延セシコト
- 三、除草期ノ遅延セシコト

即ち五月中ノ高温ニヨリ苗ノ生育一般ニ旺盛ナリシヲ以テ、厚蒔・過肥ノ苗代ノ如キ又ハ早魃ノ為メ適当ノ時期ニ挿秧シ能ハサリシモノ、如キハ甚シク苗ノ伸び過キトナリ、柔軟・不健全ノ状態ニ陥リ挿秧後根着悪シク從テ除草モ遅レ、加之陰鬱ノ天候連続セルヲ以テ稻ノ生育ヲシテ益々軟弱ナラシメタリ

このように5月の早魃と7月後半・8月後半の雨天続きと日照時間不足という「気候ノ不順」<sup>9)</sup>、および早魃による土中有機物の分解がもたらした「窒素成分ノ過剰」が大きな原因となったと分析している。ただ、それだけにはとどまらない。その「誘因」として田植えの遅れ、除草の遅れに加え厚蒔き・肥料過剰がもたらした「苗ノ軟弱」をあげている。責任の半分は農民にあるとでもいうような記述のしかたである。しかし先に見たような乾田に被害が集中したことについては、一言も触れられていない。ここでの表示は略さざるを得ないが、町村レベルの被害状況を見ても乾田への被害集中は明らかである<sup>10)</sup>。そうしたデータは全て県へ報告されているのであるから、県が気づかないはずはないと思われる。とすれば県当局は意図的にそうした事実を無視したとしかいいようがない。罰則規定を付してまで乾田化を進めてきた県にとってはきわめて都合の悪い事態であっただろうが、それにしてもそうした都合の悪い部分には耳目をふさぎ、あろうことか責任の半分を農民に押しつけようとした県の責任は大きいと思われる。

さらに前章で見たように、恩田鉄弥が陸羽支場における乾田化と稲熱病発生経験からすでに警告を発していたにもかかわらず、それが生かされなかったのである。県が『仙北郡農事調査書』に目を通していたかどうかははっきりしないが、恩田らが乾田化の必要を説いた同書を知らなかったとは考えにくいし、何らかのルートで稲熱病発生危険を含む乾田化についての情報は県へわたっていたと見るほうが自然であろう。しかし知事の論達や訓示、勸業諮問会などにおける発言を見ても、稲熱病への警戒については全く触れられていない。危険性を知りつつも乾田化の強力な推進のために、そうした情報が敢えて伏せられた可能性があるとも推測される。もしそうであれば、未必の故意というべきであろう。

ともあれ強権的農政によって推進された乾田化が、思わざる被害を招いたという事実は、現場の生産者農民に対して大きな衝撃を与えたと思われる。以下その点を検討していこう。

この稲熱病被害が広がった1911年の前年、知事森正隆の再三の要請を受けて石川理紀之助が生産米検査部長という勸業行政の要職に就任するが<sup>11)</sup>、稲熱病発生に際して彼は県下各地を東奔西走する。その日記には1日として休む暇なく被害検分・講話に奔走する様子が淡々と記されている<sup>12)</sup>。翌12年(明治四五)6月に内務部長名で米穀検査所長に宛てて乾田実行奨励方法と病虫害対策についての意見・回答が求められた。これに応じて各郡・町村長・現場駐在の検査員らに意見が求められたようで、明治から大正へかわる7~9月ころに各郡・町村から回答が寄せられている。しかもそれは郡長・検査所支所長経由で理紀之助のもとへ届けられてきていることから、この調査の中心人物が理紀之助であったことが判明する<sup>13)</sup>。ともあれ、この報告・回答のなかに、稲熱病と乾田化に対する農民の

興味深い動きが述べられているのである。

被害が最大であった雄勝郡では、郡長がつぎのように述べている<sup>14)</sup>。

乾田ニ適スル田地ヲ耕作スル者モ、旧慣ヲ墨守シテ実行ヲ見サル者往々アリ、又客年ノ稻熱病ノ被害地ニアリテハ斯種ノ病害カ乾田ニ多キコトヲ懸念シ、容易ニ誤解ヲ脱セス乾田実行ヲ躊躇スル者モアリ、依リテ町村当局者ニ指示シ或ハ青年会其他ノ産業団体ヲ指導スル等、極力実行ヲ督励セリ…

被害が激しかっただけに、その衝撃は「乾田実行ヲ躊躇」するという行動に結びついたことを雄弁に語っている。また被害がそれほど大きくなかった山本郡の鶴川村においてさえ、「昨年ニ於ケル稻熱病ノ被害ハ乾田ニ多カリシヲ以テ乾田ヲ忌ムモノアル」（現地農民佐々木久之助）と記されており、北秋田郡米内沢村でも同じような指摘がなされている。乾田への被害集中によって、あきらかに乾田に対する農民の動揺・不信がおこっていたことがわかる。

しかしこのような状況が全てではない。全く逆の指摘も、また行われているのである。たとえば大館支所長若松正章はつぎのように述べている。

当支所管内北秋田・山本・鹿角三郡中ニハ、従来ヨリノ乾田アリ、又近ク乾田実施規則ニ依リ乾田ト為シタルモノ少カラズ、是レ重ニ一般当業者ニ於テ農業ノ智識ヲ有シ米穀ノ改良ニ伴フテ之レカ増収ヲ図ラザルベカラサル必要ヲ認メタルニ依ルヘシ、然リト雖モ中ニハ敢テ多大ノ費用ト労力ヲ要セスシテ容易ニ乾田ト為シ得ヘキ田面ニ対シ、依然之ヲ行ハサル者アルハ蓋シ実行方法ヲ知ラサルニアラズ、又タ稻熱等ノ誤解ニモアラズ、

又タ仮令山間僻陬ノ地ニ耕作スル農家ト雖モ乾田ノ利益ヲ自覚セサルモノナシ、知リテ之ヲ行ハサル所以ハ畢竟スルニ一時ノ費用ト労力ヲ惜ミテ断行ニ躊躇スルモノト如シ、最モ中ニハ之レカ実行ノ意志アリテモ自己ノ経済上資金ト労力ヲ茲ニ投入スルニ至ラサル事情ヨリシテ、進行セサルモノ少カラズ

若松のもとへはいったん管内から回答が寄せられていて当然それらに目を通していただであろうから、後述する山本郡鶴川村の田森忠右衛門をはじめとする回答と重なる記述が見られる。ゆえにこの文章は実際に現場を見て記されたものとはいえないであろうが、逆に管内全般の状況がまとめられているともいえる。はじめに見られる「増収ヲ図ラザルベカラサル必要ヲ認メ」て乾田化する農民がいたという記述も興味深いが、この点については後述する。ここでは乾田化しようとしめない農民が「実行方法ヲ知ラサルニアラズ、又タ稻熱等ノ誤解ニモアラズ」と指摘されていた点に注目したい。山間僻地であっても「乾田ノ利益ヲ自覚セサルモノナシ」という状況にもかかわらず実行しないのは、要するに「一時ノ費用ト労力ヲ惜」むからだとして若松は断定する。その当否はともかくとして、斯く判断せしめる回答が多かったという状況が存在したのである。

仙北郡清水村では駐在検査員から「今ヤ孰レモ乾田ノ利益ヲ自覚シ、其向上心極端ニ発達シ督励ヲ須ヒズシテ進ンテ実行スルノ風アリ、且ツ実行方法ヲ熟知スルハ勿論昨年ノ稻

熱病ノヒ害ヲ見之レガ思惑ニ依リ頓挫ヲ来シタルガ如キコト毫モアルコトナシ」とまで報告されている。また山本郡鶉川村の農民田森忠右衛門も「乾田ノ実施遅々トシテ進行セサル理由」として、つぎのように述べている。

イ、当業者カ乾田実行ノ方法ヲ熟知セズト云フハ、実際ヲ知ラサル誣妄ノ言ナリ

ロ、昨年ニ於ケル稲熱病ノ被害ニ関スル誤解ニ起因スト云フハ、雄平仙地方ノ或ル僅少ナル一部分ノ言ヲ聞イテ推シタル吏員ノ僻言ナラン

では何が乾田化の障害となっているか。田森は、

ハ、乾田実施ニ際シテハ、其実施ノ際ハ耕作上一二年間ハ多大ノ労カト幾何カノ費ヲモ要ス、然ルニ自家農業ノ繁忙ナルヨリ終ニ他ニ労カヲ割クノ暇ナク、且ツ近年農業雇人ノ減少甚シク賃銀ノ多寡ニ関セズ之ヲ雇入ルコト困難ナルノ現情ナレバ、アマリ豊富ナラサル農家ノコトトテ来年ノ作ヲ予期シテ今年斯ル困難ト費用トヲ支払フコトヲ許ササルハ将ニ至当ノ事ナリト言ハサルヲ得ス

つまり「拾銭ヲ利セントスルヨリ、壹錢ヲ失フヘカラサルヲ本旨トスル」農家経済上の理由によるというのである。その点は先の大館支所長若松も認めていたし、また前出仙北郡の清水村でも「本村ノ如キ比較的实施ノ容易ナル所ト雖モ、実施ノ当初ハ湿田ニ比シニ倍或ハ三倍ノ労カヲ要スルコト及本村ノ如キハ田反別ノ割合ニ農戸数寡ナリ、所謂押シ農家多キガ為ナリ、以上ノ如キ状態ナルヲ以テ比較的余裕アルモノハ殆ント全部ニ近ク実施シタルモ、自他ハ其実施ハ遅ルヲ免カレザル所ナリ」というように、より労働粗放的な経営のなかで乾田化のための労働力投下を許す状況になかったことをあげているのである。また北秋田郡沢口村農民花田徳一も乾田化の進まない理由として「要スルニ費用ト労カノ関係多大ナルヤニ思フ」として、「日々生活難ニ追ハレ到底改良上ニ余カヲ注クコトノ出来ザルモノ何レノ農村ニ於テモ殆ント多数ヲ占ムル」との意見を述べている。

ただこうした経済的要因だけではなく、用水・水源の問題も存在していた。たとえば仙北郡大沢郷村では「乾田ノ奨励普及以来ハ能ク其利益ナルコトハ熟知ス、年々増加スルノ実況ニ至レリト雖モ、大部分ハ水源不十分ナルタメ其利益ヲ見ナカラ実施セサルノ現況ナリ」と指摘されており、由利郡石沢村でも「現今尚湿田ノ存在シ居ル所以ハ主トシテ用水ノ不足ノタメ已ムヲ得サルカ為ナリ」と記されている。同郡本庄町でも同様の記述が見られ、要するに乾田の利益を知らながら「用水不足」のため実施できないというのである。あるいは強湿田のため通常の措置では乾田化が困難の場所もあったようで、先述の北秋田郡沢口村では「既成セル総反別ノ約六割ハ比較的容易ニ乾田トナシ得ルノ地ナリシモ、残り四割ハ概シテ普通排水溝位ニテハ容易ニ乾田ノ実績ヲ挙げ得ザルノ箇所多キカ如ス」として、このためには暗渠排水ないし耕地整理を必要とすると述べており、由利郡平沢町でも12町歩の湿田は「当抵難事ニ属スベシ」とされている。こうした事情もあってこの年の2～3月に石川理紀之助が計235町村の乾田適地調査を行っていたのであろう<sup>15)</sup>。

以上みたように乾田化の利益はほぼ多くの生産者農民に認識されていたと考えられる。乾田の利益を知らないという指摘は、鹿角郡の宮川・曙2村にしか見られないのである。

にもかかわらず乾田化が進まなかった地域は、経済上の問題か水源・用水ないし土質の問題であった。ことに本稿との関わりでいうなら、地主小作関係も大きな問題であった。由利郡松ヶ崎村では、実際に「田圃ニ出テハ作業スルモノハ一般知識程度低ク」、いっぽう「学問知識ヲ有スル地主ハ犁鋤ノ技術拙ク農作趣味薄キ」状態であったから、小作人が乾田化の「結果不良」と言えば地主はそれを調査する技能もなく、結局「乾田適セサル」ということになってしまうと述べられている。先の田森忠右衛門も、地主小作関係の面に言及している。

へ、…（中略）…小作人ニ対スル地主ノ体度ハ殆ト奴隷視スルモノアリ、其小作料ヲ貪リ其小作地ヲ奪ヒ去ルカ如キハ殆ト朝飯前ノ事ニ属シ、殊ニ現今地廻小作ノ事ヲ以テ諸種選挙運動ノ方法ニ利用セラレツゝアル等、地主对小作人間ノ温情徳義ハ地ヲ払フテ見ルヘカラサル有様ナルヲ以テ、小作人ニ於テハ漸次其耕作地ヲ愛スルノ念薄ラキ行キ、従ツテ自己ノ労カヲ払フテ他人ノ土地ヲ良セントスルカ如キハ愚者ノコトナリトナシ居レリ、試ニ途上田打ニ向ツテ何故ニ乾田ニセズヤヲ問ハハ立口ニ己レノ田ナラバヨイカ他人ノ田デアアルカラトノ答ヲ得シ

（傍点引用者）

このように田森の目から見れば、地主小作人間の「温情徳義」が薄らいでいった結果「自己ノ労カヲ払フテ他人ノ土地ヲ改良セントスルカ如キハ愚者ノコト」であるとするような風潮になってしまったという。温情云々とする見解の当否はともあれ、地主小作間にあって何の給付もなく「他人ノ土地ヲ改良」する事態が進まないというのは当然のように思われる。

しかしそういうなかであって、仙北郡横堀村の検査員藤井周太郎が記しているつぎの意見はきわめて注目に値するといえる。

#### 意見書

農事改良ノ第一歩トシテ乾田ノ実行ハ論ヲ俟タザル処ナリ、今ヤ各農家ハ乾田ノ有益ナルヲ自覚シツゝアレバ当業者ハ進デ之ガ実行ヲ計リ居レリ

然レドモ新乾田トナストキハ多スノ労カヲ要スルヲ以テ、資力ナキ小作人ハ一時ニ全部乾田トナスハ容易ノコトニアラザレバ遅々トシテ進マザルノ観アルモ、実際ニ於テハ長足ノ進歩ヲナシ居ルハ事実ナリ、又昨年ノ稲熱病被害ニ関スル誤解等ニ因リ乾田トナサズルモノハ全クナク、目近本村ノ状況ハ人為ヲ以テ出来得ル限り近ク之ガ実行ヲ見ルベシト信ズ

（傍点引用者）

横堀村では明らかに小作農民まで含めて、乾田化の動きが見られたといえるであろう。小作農民がなぜ乾田化するのかという理由を藤井の文章から読み取ろうとすれば「各農家ハ乾田ノ有益ナルヲ自覚」しつつあったということであろうが、それ以上はよくわからない。また小作農民が乾田化に動くことを明示している史料はこの程度しか見られないのであるが、その理由を考えていくと小作農民の乾田化もかなり一般化して考えられるのではなかろうか。同じ仙北郡の内小友村検査員佐藤菊治の記したつぎの史料は、その手がかりを与

えてくれるように思われる。

昨年ノ如キ稻熱病ノ湿田ニ比シ乾田ニ多キヲ見テ其実行ヲ逡巡セントスル如キハ大ナル誤解ニテ、農家ハ収入多ク且ツ比較的品価ノ良キ亀ノ尾・大場ノ如キ病虫害其他ノ害ヲ被リ易シキ品種ヲ植工付ケ、多量ノ肥料ヲ施シ徒ラニ増収ヲノミ念頭ニ置キタル結果、遂ニハ出来過キノ厄ニ遭ヒ拭フベカラサル損失ヲ来シタリト雖トモ、コハ乾湿両田ノ関係ニアラスシテ前述シタル出来過キト品種ニ起因シ… (傍点引用者)

佐藤菊治の見解の当否は別にして、ここでは亀ノ尾・大場といった品種を作付けし、多肥化して増収を実現しようとしていた農民像に注目されるのである。この耕種法は乾田耕作法そのものであり、それが増収に結びつくことが広く認識されていたことを示しているのである。「乾田ノ利益」について広く意識化されていたことは前にも見たが、それはまさに増収にあったのである。前述の大館支所長若松の文章でも「増収ヲ図ラザルベカラサル必要ヲ認メ」て乾田化する農民の存在が指摘されていた。つまり自小作・小作人層を中心とする生産者農民のなかにも、亀ノ尾を作付けして多肥化によって増収を実現するという「乾田ノ利益」の意識が広く浸透しつつあったといえるだろう。そのことを具体的に示す史料は横堀村にしか見られなかったが、他の地域でもその動きはかなり広がっていたと考えられるのである。被害が乾田に集中したと同時に、本稿では表に示さなかったが亀ノ尾を中心とする特定品種に被害が集中していたことから、乾田における亀ノ尾作付けがかなり一般化していたことはまちがいないのである。

この点からいえば多収性を契機として一連の技術体系を革新していった広島県南部・中北部の生産者農民と、いわば共通性を見出せるといえよう。ただ秋田県の場合には、まず乾田化という作業を必要とした。またそれ故に乾田耕作法という全く新しい技術の体系へと転換せざるを得ず、その定着に一定の期間を要したと考えられる。

ところで地主制下にあった自小作・小作農民が、いわば自らの意志で乾田化していくことが可能であったのかという問題について述べておかねばなるまい。従来乾田化は耕地整理とセットで理解されてきたといえる。それ故生産者農民レベルでの実施は困難であり、勢い地主主導の事業と理解されてきた。以上見てきた意見のなかにも耕地整理の必要を説くものもあったし、そうした側面を全面的に否定することはできない。しかし、たびたび触れてきた如く明渠の簡易排水法によるならば個人レベルで充分対応可能であったし、県の規則でも現場の検査員の意見でもむしろその方式を前提にしていたといえるのである。田森忠右衛門の文中にあった「自己ノ労力ヲ払フテ他人ノ土地ヲ改良スル」などはまさに個人レベルの対応であるし、北秋田沢口村の耕地整理の必要を説く場合でも「普通排水溝」で乾田化不可能な強湿田について述べたものであった。もちろん経済的問題が解決されているわけではないが、しかし労力の点からいえば稲刈り期の繁忙が過ぎれば排水溝を築く作業を妨げるものはなかったであろう。要は「乾田ノ利益」・増収のインパクトが、それぞれの農民にどう浸透するかであった。そのインパクトを受けて亀ノ尾の作付けを行おうとすれば、乾田化し多肥化せざるを得なかったし、当然それにともなって繁茂する雑草を取る手間や灌排水などによる集約化は避けられないものになっていったといえよう。

ともあれ階層的に自小作・小作農層を含み込んだ技術革新であったと想定したが、その

あたりをもう少し検討しておく必要があると思われる。

### (3) 平鹿郡醍醐村における農民諸階層と農事改良

前章で少し触れた平鹿郡醍醐村(現平鹿町醍醐)に関しては、これまでに厚い研究蓄積をもっている<sup>16)</sup>。それらによりながら、改めて同村の概況を述べておきたい。当時同村は米作を中心とする農村で、醍醐・明沢・石成・馬鞍・上樋口・下樋口の6つの大字からなっていた。1908年(明治四一)における農家戸数は732戸、うち水田無所有は420戸(57.4%)、5反未満層103戸(14.1%)をあわせて全戸数の71.4%が零細農家で、いっぽう10~50町歩所有層が8戸、50町歩以上層が2戸と所有分解がきわめて進行していた<sup>17)</sup>。横手町・十文字村など近隣の地主や角間川村さらに土崎の地主も同村内に所有地をもっており、逆に村内の地主(高橋吉郎兵衛・柿崎勘兵衛・奥兵吉ら)も近隣町村に土地を所有していた<sup>18)</sup>。元来同村は「民俗平穩ニシテ愛郷ノ念深ク、努メテ農業ニ精勵スルノ風」があったというが、明治末年にいたって「奢侈ノ風ニ移リ、民心浮薄ニ流レ、年々破産者ヲ出シ、随テ農業退歩シ、小作人ノ収獲ノ如キ漸次減少スルノ傾向」にあったとされる<sup>19)</sup>。こうした状況下で、自小作を行う「小資産者」は「一家ノ経済最モ困難ニ陥リタルモノ」とされ、同村内における負債の6割がこの層のものであり、「目下破産ニ瀕シツヽアルモノ少シトセス」と指摘されていた。この層は2度の戦争で直接影響を蒙り、とくに日露戦争以来の増税・生活の向上・家族の増加などによって「漸次衰退ニ陥フル」状態であったという。また小作者は端境期までの食料を借り入れ、子供の養育のため負債がふえて、「秋収ノ時之ヲ弁済スル」か子供を「雇人トシテ返済スル」か「労役ヲ以テ弁済スル」という状況で、弁済できない場合には「北海道其他ニ移住」することもあったという<sup>20)</sup>。こうした記述からすれば自小作・小作農層は農事改良どころではない状況であるが、そのような状況のなかからでも農事改良に向かい始める農民が存在したのではなかろうか。

さて、この醍醐村で1912年(大正元)農事改良成績の調査が実施されており、乾田化・塩水選・正条植についての個人別の実施状況が判明するのである<sup>21)</sup>。この調査は雛形に沿って個人別に数値が記入されているもので、村ないしは場合によっては郡のレベルで組織的に行われた可能性があるが、現存するデータは今のところ醍醐村分だけであり、きわめて貴重な史料であるといえよう。広島県における史料の残り方からすれば信じがたいようなものである。それだけ行政側が力を注いでいたということなのであろうが、逆に言えば農民の自立度が低いという予測すらなりたつようにも思われる。ともあれ、以下このデータにそって少し検討していこう。

同史料のはじめに記されていた大字別の農事改良成績をもとに、第15表に掲げておいた。これによれば各項目とも実施率が80%を超えており、きわめて高い実施状況にあったといえる。前項との関連で乾田化率をみるならば、醍醐・石成地区で90%を超えており、実施率の低い明沢・上樋口地区でも70%は超えているのであるから、全体としてかなり乾田化が進んでいるということが出来る。また乾田化率と牛馬耕率(ここではほぼ馬耕)との関連について見れば、明沢で若干ズレが見られるものの、ほとんど各地区とも同じような数値になっていることから、乾田化と馬耕導入が結びついて進行しているといえる。塩水選では多少実施率が下がっており、醍醐では70%を割っているが上樋口では完全実

第15表 醍醐村字別の農事改良成績

大字	塩水選	正条植	乾田率	牛馬耕	総反別
醍醐	67.9	91.6	91.3	89.1	180.1 <sup>町</sup>
石成	78.3	91.8	91.7	88.7	85.3
明沢	78.8	77.6	72.6	63.9	87.6
馬鞍	75.6	80.5	80.2	76	206.7
上樋口	100	94.2	71.3	71.3	109
下樋口	88.7	89.8	85.7	84.9	135.5
村平均	80.1	87.3	82.8	79.8	804.1

(注) 平鹿町立図書館所蔵旧醍醐村役場文書『大正元年農事改良成績統計』による。

第16表 平鹿郡醍醐村の自・小作別耕作規模

耕作規模	自作	自小作	小自作	小作	合計
3～町	2	2	2	2	8
2～3	13	6	5	7	31
1～2	28	14	15	57	114
5反～1	5	5	2	37	49
～5反	4	1	1	22	28
合計	52	28	25	125	230

(注) 同前および『大正元年 醍醐村米穀生産及消費額調査 秋田県米穀検査所醍醐村出張所』。

なお自作～小作の区別については、耕作地の小作地率が0のものを自作、 $0 < \alpha \leq 0.5$ を自小作、 $0.5 < \alpha < 1$ を小自作、 $\alpha = 1$ を小作として筆者が区分した。

施となっている。正条植に関しては乾田化以上に実施率が高く、六地区中の四地区で90%前後という数値を示しており、村全体の平均でも87%ときわめて高い。逆に地域ごとの視点から見ると、明沢・馬鞍の2地区は全項目とも相対的に実施率が低く(それでも70～80%)、反対に下樋口は全項目とも85～89%と高いが、醍醐のように塩水選のみ実施率が低い地域もあれば上樋口のように乾田化・牛馬耕率だけ低いなど1つの村のなかですら凹凸が見られるのである。村レベルの平均値からだけでは見えてこない現実があったということだろう。それはまた大字別の平均であっても同様である。

そこでつぎに個人別データの検討を行うことにするが、合計230名のデータは全村のものではない。大字が明記してあるのは明沢(86名)と馬鞍(108名)で、36名については記入がない。ただ農家人数のうえから、おそらく石成であろうと推測される<sup>22)</sup>。つまりデータは村内の3つの地域に関するもので、明沢・馬鞍といった相対的に実施率の低い地域を含んでいることを念頭に置いておきたい。ただここでは3地域の区分は行わず、一括して扱うことにした。

まずその自・小作別と耕作規模別の区分によって、各農家の階層を確認しておきたい<sup>23)</sup>。第16表はそれをまとめたものでここでは自作率100%を自作、0%を小作とするが、これまで自小作農と称してきた層を便宜的に二分して同50%以下を「小自作」、こえるものを「自小作」とし、以後の記述においてはカッコの有無によって両者を区別していきたい。人数のうえでは小作が過半であり全体的に1～2町歩経営層が中心であるものの、小作では1町歩未満も大きな層をなしている。いっぽうで3町歩をこえる経営をしている8名のうち、自作は2名だけであり、「自小作」「小自作」や小作など地主制下の農民が6名いた点もまた注目されるのである。さてこれらの農民が自己の耕作地をどれだけ乾田化

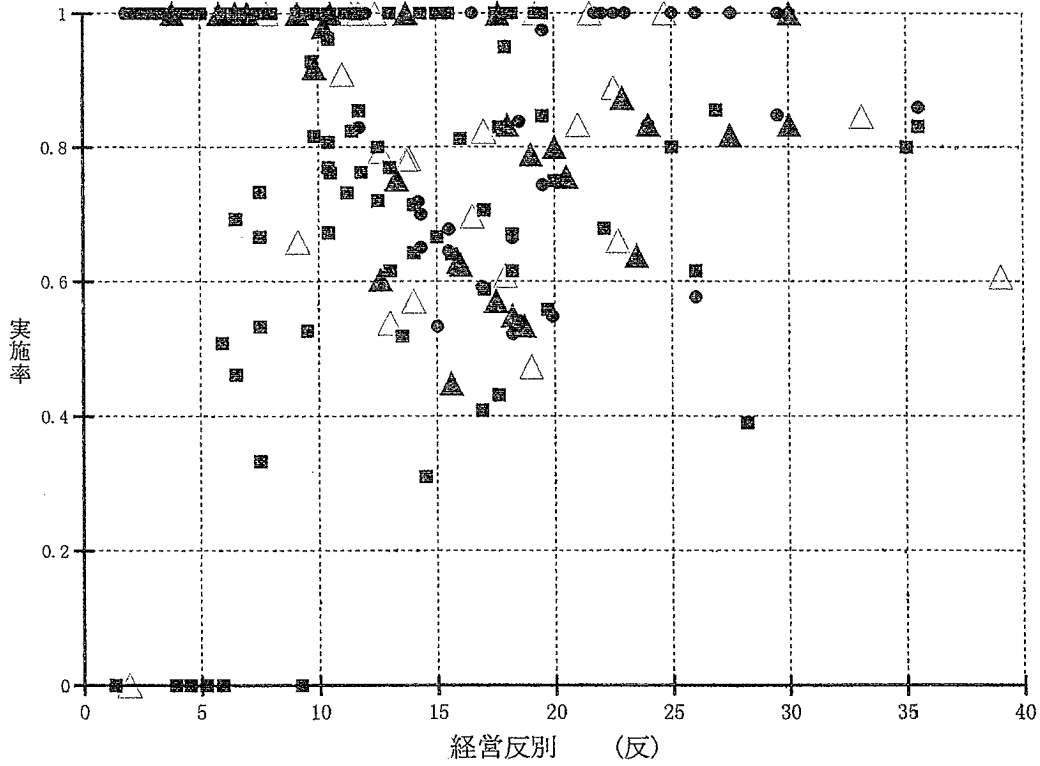


させていたを、第7図によって見てみよう。ここでは実施率0、すなわち全く実施していない農民も小作層を中心に若干存在するが、ほとんどは40%以上の実施率を見せている。そのなかで完全実施している農民が、経営規模ないし自・小作にかかわらずきわめて多く存在していることが一目瞭然であるといえる。2町歩をこえる層は自作中心であるが「自小作」「小自作」もなかに含まれており、また以下の層では小作層の多くが完全実施していることにも注目される。いっぽう実施率50~80%前後のところでも一群をなしているが、自作・「自小作」では経営規模と実施率に相関性も見られるように思われるものの、「小自作」・小作では1~1.5町歩前後の層で実施率80%付近に小さな一群を作っている面も見られ、全体としての明確な傾向性は見出しにくい。ただ1つ言えることは、経済的余裕の点から考えるならば通常経営規模の大きな自作層で実施率が高く零細規模の小作層になるほど率が低下してくるといった単線的な予想が成り立つのであるが、ここに見られる限りはそうした予想をみごとに裏切り各層農民はきわめて多様な対応を見せていたということである。もっとも、同村において大規模な耕地整理事業が行われていたならば当然の事態ではないかとの反論も起こりうるかもしれない。しかし平鹿郡において最初の耕地整理事業が実施されるのは先述したT家の居村である館合村であり、1907年(明治四〇)に認可を受け10年にだいたいの工事を完了している<sup>24)</sup>。また1908年の段階で、平鹿郡では三重村付近・浅舞町外2町村・角間川町・里美村で耕地整理の施行予定はあるが、醍醐村では見られない<sup>25)</sup>。ゆえにここで見られる乾田化は明渠の簡易排水法によるものと思われ、農民個人のレベルでの対応によったものであつただろう。一部地主の働きかけがあつた可能性も否定はできないがこの地域では史料的に確認できず、むしろ行政側からの働きかけが強かつたものと思われる。1899年(明治三二)県の農事試験場による馬耕伝習会が醍醐村で開催され、あるいは1905年以降巡回指導教師を迎えて浅舞町や醍醐村で馬耕・蟹爪などの教授が行われたりしているが<sup>26)</sup>、そもそもこうした「農事改良成績統計」調査が行われあるいは個人データが把握されているといった点からも行政の強い意図が感ぜられる。このような自小作・小作層レベルの乾田化の進展と前述のような同層の苦境を記す記述とは整合的理解を欠くのであるが、行政の強い働きかけのいっぽうで自らの主体的な選択として乾田化していった可能性も大きいと思われる。というのも1909年(明治四二)醍醐村では亀ノ尾の作付けが過半を占めていたというからである<sup>27)</sup>。同品種の急速な普及にともなつて各層農民が乾田化を選択していく事態も大いにありえたものと考えられる。

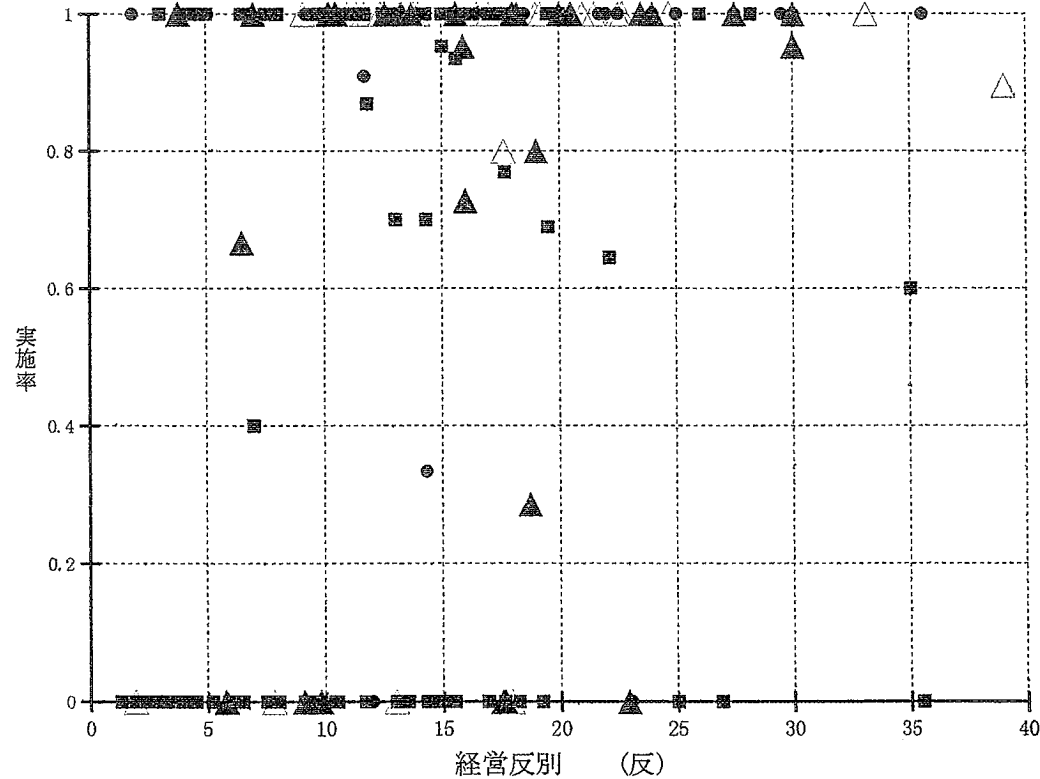
さてつぎに塩水選の実施状況を第8図で見れば、全か無かの二極に完全に分かれてしまっているといえよう。傾向的には2町歩以上層はほとんど完全実施の状況であるが、それ以下の「小自作」・小作層であっても相当数が完全実施している。非実施の者はおそらく唐箕によって選種していたのであろうが、各農民は塩水選の手間とメリットを考えて自らの行動を決したのであろう。すなわちここでは段階的に導入するという行動はとらずに、一気に実施するかもしくはしないかのどちらかであつたということになるだろう。

第9図の正条植について見ると、この3項目のなかでは最もばらつきが大きいといえる。分布のしかたは乾田化に近いともいえるが、乾田化のように60~80%前後のところになすのではなく40%あたりのところまで広がっており、また完全実施も乾田化よりは少なく非実施は逆に多い。これは塩水選とは逆に、段階的に正条植を実施していつて

第7図 醍醐村における乾田化実施状況

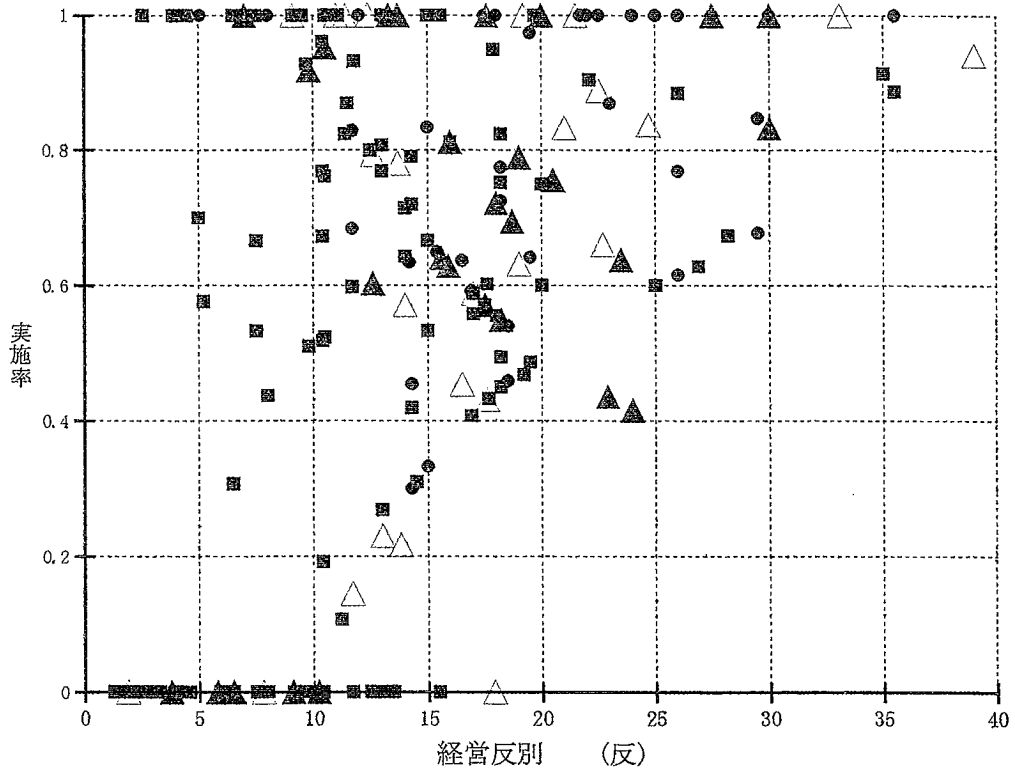


第8図 醍醐村における塩水選実施状況

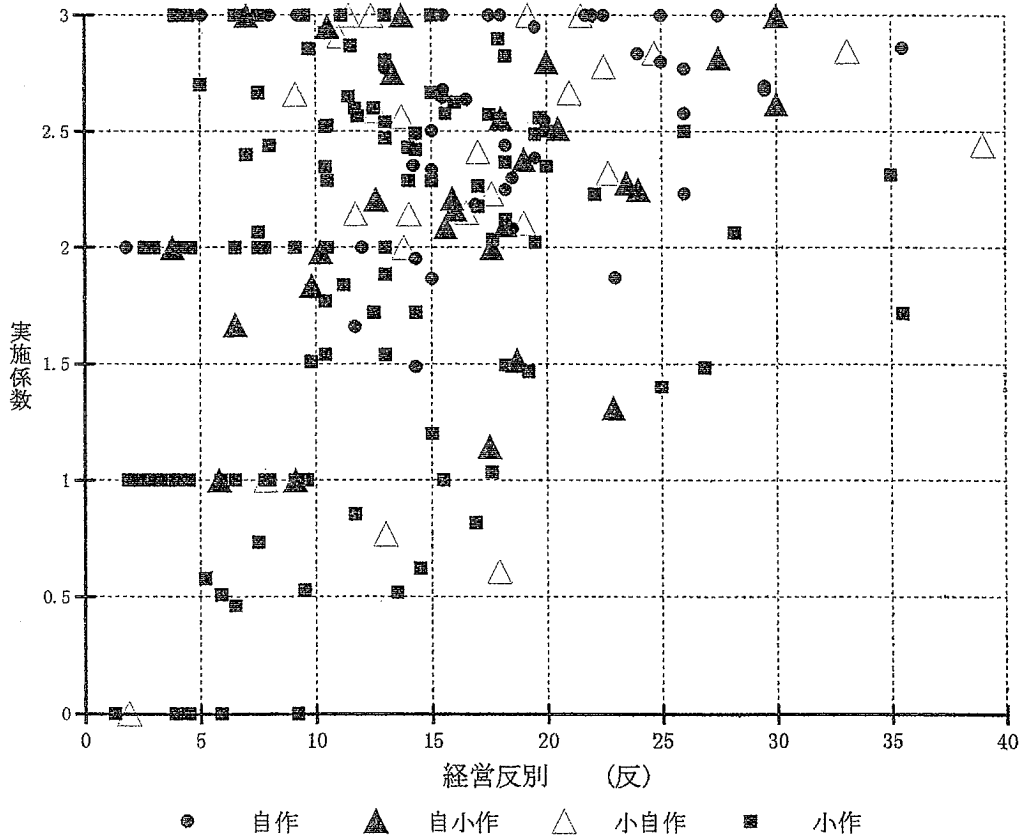


● 自作 ▲ 自作 △ 小自作 ■ 小作

第9図 醍醐村における正条植の実施状況



第10図 3項目全体の実施状況



いるとも考えられる。塩水選のように部分的に実施することができないという事態とちがって、耕作田のうちの何枚かの田について試行的に実施して、田植えの際により労力を要するデメリットと以後の本田管理の簡便さというメリットとを見極めつつあったと解釈することもできるのではなからうか。その点からいえば2町歩以上層は自作・小作を問わずほとんどが60%以上実施しており、田植えの際の手間より以後の本田管理の簡便さを優先していたと考えられ、管理すべき田の数が多くなればそのメリットは大きかったとも思われる。あるいはこの層が先行的に正条植を取り入れ、それが2町歩以下の層に伝播しつつある状況を示しているのかもしれない。それにしても1町歩前後の「自小作」・「小自作」・小作層で完全実施ないしそれに近い状況のところ一群を形成していたという点が、ここでも注目されるのである。

以上3項目をまとめて表示したのが第10図である。ここで「実施係数」としたのは3項目実施率の単純な和であり、それゆえ各個別データが何をどれだけ実施しているかまでは表示しえないのであるが、各生産者農民の対応の概略的傾向を把握することはできるであろう。このなかには1町歩未満の小作層で3項目とも全く実施していない者（「小自作」1名を含む）も存在する。いっぽう2町歩以上の自作・「自小作」層で経営規模とともに実施係数が高まっていく一群も存在し、ここだけ見れば自作で経営規模の大きいものが実施率が高く零細な小作層ほど低いという相関性を見出すことができるかもしれない。しかしそれはやはり左上のデータを無視したものであり、1町歩前後の自作から小作までを含む3項目完全実施の一群の存在、あるいは1～2町歩層で同じく係数2.5近辺にまとまっている一群の存在の意義を見落とすことになるとと思われる。これらのグループは、行政の強い推進があったにしても、かなり選択的・意識的にこうした新しい技術を取り入れつつあった生産者農民の姿を示しているように思われるのである。その契機は、この地域においても亀ノ尾の作付けにあったと考えられる。亀ノ尾作付けのために簡易排水法によって乾田化し、多肥化を行うことによっておそらく除草回数がふえ、病虫害対策からも本田管理を集約化させていく生産者農民の姿、ないしそれを段階的に取り入れつつあった（たとえば同図で係数1.0ないし2.0の線上に固まる1町歩未満の小作層など）生産者農民の姿を、これらのデータが物語っているように思われるのである。

もっとも先にも触れたとおり自小作・小作農層の苦境といい、あるいは鈴木達郎氏が述べているような当該期の土地所有分解に見られる全般的な落層現象<sup>28)</sup>というイメージとの整合的理解が難しいのであるが、そうした経済的苦境のなかでも新しい技術の革新へようやく動き始めた時期であり、亀ノ尾作付けによる多収への要求がその契機をなしたととらえることには大過ないのではなからうか。

秋田県における新しい技術の内容を史料的に示すことは今のところできないが、以上検討してきたように乾田に亀ノ尾のような耐肥性の品種を作付けし、堆肥を中心に多肥化していき、本田管理を集約化させていったものと思われる。耕深については、醍醐村の隣町浅舞町で大正初年まで2～3寸であったものが馬耕競争会・伝習会を通して深耕が奨励され後に4寸となり、大正後半には6～8寸になっていくといわれている<sup>29)</sup>。同町の在来の耕深は不明であるが、湿田での深耕から乾田化とともにいったん浅耕になったのかもしれない。いずれにせよ乾田化は在来農法のもっていた湿田ゆえの人力による深耕という矛盾から生産者農民を解放したと考えられるが、いっぽう多肥化を進めるために深耕は不可避

である。しかしおそらく競犁会などによって馬耕・改良犁を用いた深耕の意識化が広められたものと思われるから、この場合には深耕するにしても馬耕を実施して省力化が可能であった。問題は改良犁導入などのコストであったといえよう。肥料については、明治末年「作物培養ニ資スル肥料ハ其大部分堆肥ヲ施用シ、金肥ハ過燐酸石灰、大豆粕、鯨メ粕等ニシテ近来稍々其需要増加」と指摘されているが、他の東北諸県に比べてなお低水準であったという<sup>30)</sup>。ただその後少しずつ金肥の使用も高まっていく傾向にあったようで、1914年(大正三)「肥料取締事務概況」によれば「本県販売肥料消費ノ状況ハ之ヲ耕地反別ニ比スレバ未ダ僅少ナリト雖モ、漸次其ノ必要ヲ認メタル結果最近数年間ニ於テ少ナキモ一ケ年間二千円、多キハ参万七千余円ノ増加ヲ来シ、大正三年ノ全消費額ハ拾壺万五千七百余円ニシテ、之ヲ明治四十年ニ比スレバ約九倍ヲ示セリ」と記されている<sup>31)</sup>。堆肥を中心としながらも金肥施用がしだいに定着しつつあった状況がわかる。ただ改良犁にせよ金肥にせよ共同購入の状況を示す史料はまだ収集できていない。今後の課題である。

ともあれ、亀ノ尾を中心とする中稲品種を基軸にした多収追求型の技術へと転換しつつあったことが、今までの検討で明らかになったように思われる。これが秋田県における多数農民型の技術であり、秋田県における「中稲多収技術」と称しておこう。ただ乾田化の実施から一気に「中稲多収技術」が定着したと見ることは難しいように思われる。多数の生産者農民が技術革新を行うに至る契機は当然多収にあったのであるが、前にも述べたとおり乾田化の後乾田耕作法というような一連の技術体系が定着していくのにしばらく期間を要したと考えられるのである。醍醐村における深耕へ至る状況が、そうした事情を物語っているといえよう。

注(1) 『秋田県史』資料 明治編下 345～47頁。

(2) 同上345頁。

(3) 同上352～53頁。

(4) 同上348～50頁。

(5) 同上351～52頁。

(6) この点は近稿「強権的農政と石川理紀之助」を予定しているので参照されたい。

(7) 秋田県庁旧蔵文書「明治四十五年 秋田県内務部農商課稲熱病一件書類」(現在秋田県立公文書館所蔵)には、そうした各郡からの報告が綴じ込まれている。

(8) 同上所収「稲熱病ニ関スル件ニ付報告」。

(9) 前掲近稿「明治末期の秋田県における乾田化奨励と稲熱病問題」で仙北郡千屋村の気象データをグラフ化した。まさに県の分析どおりの結果であった。ただ当時はまだ知識がなかったためか気温には触れられていないが、そのデータからは7月下旬に稲熱病菌の活動が最も活性化する摂氏21～25℃であったことが明瞭に読みとれる。あわせて近稿を参照されたい。

(10) 同右で仙北・平鹿両郡のデータを表に掲げておいた。

(11) 川上富三前掲書 下 681～94頁。

(12) 川上富三『「石川理紀之助翁日記」二 克己 私註』下(自費出版 1990)217～25頁。

(13) 前掲昭和町伝習館所蔵「乾田奨励状況と稲作五害調査」(仮題)による。なおこ

- の史料が石川理紀之助文庫に保存されていたということからも、理紀之助が中心であったといえる。
- (14) 同上。以下の記述もとくに断らない限り同じ。
  - (15) 川上富三前掲書 下 703～07頁。
  - (16) 農民離村・労働力流出の観点から田口勝一郎「明治期秋田県の農民離村」（『秋田近代史研究』29 1980、のち田口前掲書に再録）および清水洋二「東北水稲単作地帯における農村労働力の流出構造—日本地主制研究の一環として—」（一）（二）（『社会科学研究』32—4・33—1 1981）、また共同研究の成果として「水稲単作地帯における地域構造とその変容—秋田県平鹿町を中心に—」（平成三年度文部省科学研究費総合研究（A）報告書 研究代表者鈴木達郎 1993）および『秋田近代史研究』35（秋田近代史研究会創立三五周年記念・第三次共同研究特集号 1993）所収各論文参照。
  - (17) 前掲「醍醐村・西館村・川添村農事調査 農業状態」および田口前掲書323～24頁。
  - (18) 小岩信竹「明治中・後期の農村における土地所有者の居住地の地域的広がりについて—秋田県平鹿郡醍醐村を中心に—」（前掲『秋田近代史研究』35所収）32～39頁。
  - (19) 前掲「農事調査」。
  - (20) 同上。
  - (21) 平鹿町立図書館所蔵醍醐村役場文書「大正元年 農事改良成績統計」。
  - (22) 同右史料の1頁には大字別の男女数が記入されており、醍醐829人・石成373人・明沢602人・馬鞍1145人・上樋口520人・下樋口739人となっている。いっぽう個人別データの家族員数（醍醐村役場文書「大正元年 醍醐米穀生産及消費額調 甲ノ部」による）を合計すると、明沢596人・馬鞍878人であり、記入なし分で329人となっている。馬鞍で多少人数が少ないがほぼ似たような数であり、記入なし分が石成であると見てさし支えないと思われる。
  - (23) 自・小作別の区分は同右「醍醐米穀生産及消費額調」による。なお以下の検討においては、明沢の「青雲組」というデータがおそらく青年団あたりの共同耕作地と考えられるので、この1件を除いておく。
  - (24) 前掲清水洋二「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開」16頁。
  - (25) 前掲「醍醐村・西館村・川添村 農事調査」。
  - (26) 『平鹿町史』（1984年）630～32頁。
  - (27) 同上630頁。
  - (28) 鈴木達郎「明治中・後期における農民層分解」（前掲科研報告書所収）および「明治中・後期の農民層分解—秋田県平鹿郡醍醐村の事例分析—」（前掲『秋田近代史研究』35所収）63～67頁、70～76頁。
  - (29) 同上743～44頁。
  - (30) 注25に同じ。
  - (31) 秋田県庁旧蔵文書「自明治四十三年至大正四年 肥料取締事務概況報告綴」（現在秋田県立公文書館所蔵）。

## 終わりに

E. M. ロジャースはイノベーションの広がり进行分析する概念として、正規分布を用いた時系列モデルを設定し採用者カテゴリーを5つに区分した。すなわち「イノベーションが社会システムに導入された場合、採用者数は時間がたつにつれて正規分布をする」ことを予測して、はじめの2.5%を innovator 革新的採用者、つぎの13.5%を early adopters 初期少数採用者、つぎの34%を early majority 前期多数採用者、さらにつぎの34%を late majority 後期多数採用者、残る16%を late adopters 採用遅滞者としている<sup>1)</sup>。堀尾尚志氏は、このモデルについて「新技術の出現により生産の場の技術的状況がステップ状に変化した場合には(たとえば農薬の出現の如き)説得力をもつが、農業機械の如くつきつぎに改良された製品が市場に投入されるような、すなわちステップ状の変化と見なしがたい場合には検証が困難であるとしている<sup>2)</sup>。その点からすれば、本稿で検討してきたように一つの技術の採用が関連してつきつぎに新しい技術の採用を余儀なくされるといった状況は、ステップ状の変化と見なしにくいともいえる。ただアプリアリに正規分布を前提にするロジャースのモデルが、歴史的な局面を分析する際に、つまり歴史的に有効性を持ちうるのかどうかは慎重に考えねばならないが、技術革新の普及プロセスを分析していくうえでその段階的变化を整理するには示唆を与えていると言えるかもしれない。

またこれとは別の発想ながらやはり新技術普及の段階を整理しようとして、先駆層・普及層・受容層という社会的存在を想定しようとしているのが徳永光俊氏である<sup>3)</sup>。多くは失敗に終わりながらも他に先駆けて新しい技術を試行錯誤する先駆層、成功例をより多数に普及できるよう工夫して普及に尽力する普及層、そしてそれらを受け入れて結果として地域全体の農法を変えてゆくに至る大多数の農民、すなわち受容層であるとし、老農層は普及層に措定される。ロジャースのいう innovator は危険をおかしてでもイノベーションを試みる「冒険的な人々」とされるから、徳永氏のいう先駆層と共通するイメージがあり、普及層についてもオピニオン・リーダーシップが高くイノベーションの普及を伝導するモデル的役割を果たすとされる early adopters と重なる部分があるかもしれない。

本稿の分析においては史料の限界からこうした議論に関わる具体例を提示し得なかったが、これらの議論を踏まえて仮説的に見通しておくことにしよう。広島県における三宅家のような老農あるいは神力・八反・亀ノ尾などを作付けして「多収技術」を初めのころに実現させたような名もない一群の人々(階層は不明であるが…)は徳永氏のいう先駆層と普及層をあわせたような存在として考えてもよいかもしれない。そして老農の周縁に存在した(多少異なるが衆樹一介や山名新太郎の如き)人々ないし「各村熱心農家」あるいは「多収技術」を積極的に受容していった(このなかには自小作・小作農層も存在したであろう)人々は、徳永氏のいう受容層のなかでも early majority 「慎重な人々」に近い存在であったとも思われる。さらにその周辺にそれらの成功を見て自らイノベーションを実施していくような人々は、受容層のうちでも late majority 「疑い深い人々」に近い層であったかもしれない。

ただ本稿の目的からすれば、むしろこうした生産者農民たちが何ゆえイノベーションに向かったかのほうが、より大きな問題であるかもしれない。その点からいえば、広島県南部の神力・中北部の八反、秋田県の亀ノ尾などを軸にしなが、いずれも「多収技術」の

方向に向かったということがきわめて注目されるのである。農政の側が多収に重点を置いたのか品質に重点を置いたのかというのは、くわしい検討はできなかったものの多収奨励に見られたように量の確保もねらいつつ産米検査のように質の向上も求めたというように、二兎を追ったと考えられる。ゆえに自小作・小作農民らが多収追求に走ったとしても、それは禁ずべきものではなかった。地主とすれば無論質を確保したかったであろうが、それを行おうとすれば広島県でも秋田県でも反対給付は不可避であったし、地主側・小作側ともにその負担とメリットとのかねあいの問題であったのであろう。ともあれ現実として多収の方向に進み、地域差をもちながらも増収を実現していったことはまちがいないのである。これは小作料の現物収取というシステムが必然化させた農事改良の方向であったというほかはない。もし金納制であれば、市場条件によっては積極的に質を追求する小作農民も出現したであろう。つまり当時の地主制のもとにおいては、農事改良は必然的に「多収技術」に向かわざるを得なかったし、それを契機にして生産者農民たちは他の新しい技術を取り入れていくことになったと考えられる。またそれを条件的に促したのが系統農会・産業組合などの「農会体制」であったと思われる。

こうして第3図のグラフに見られるような郡レベルの反収上昇を実現していったと考えられるが、広島・秋田両県についていえば、広島県南部の神力を軸とする「晩稲多収技術」が先行し、ついで同中・北部の八反を軸とする「早・中稲多収技術」が追いかけて、乾田化というステップの後に乾田耕作法と称されるような亀ノ尾を軸とする「中稲多収技術」が定着するのに期間を要した秋田県がやや遅れるというタイムラグを余儀なくされたといえよう。この過程で多肥・多労化が定着していくが、秋田県のように相対的に粗放経営において多労化が可能であったのだろうか。少なくとも乾田化によって在来農法における耕耘の際のネックは解消されたと思われるが、除草回数の増加や灌排水など本田管理の集約化は逆の矛盾をもたらした恐れもある。これについては、県の技師であった菊池清夫が1916年(大正五)に2町歩を耕作する6人家族(うち労働するは日に2.5人)の農家と仮定して月別の労力需給を示しているが、これを第17表にまとめた。これによれば労働力不足に陥るのは田植え期のみで、他の月はむしろ余っているのである<sup>4)</sup>。とするなら田植え後の本田管理にはさし支えなかったとも考えられるのである。

17表 秋田県農家モデルの月別所要労力

	所要労働力	供給労働力	差 引
1 月	24 人	67 人	43 人
2 月	16	45	29
3 月	4	65	61
4 月	56	65	9
5 月	74	65	-9
6 月	88	57	-31
7 月	60	67	7
8 月	22	52	30
9 月	26	60	34
10月	50	65	15
11月	54	65	11
12月	44	62	18
合 計	518	735	217

(注)『秋田県農会報』56号(大正5年9月)「本県穀作上より見たる養蚕業(承前)」による。仮定によれば2町歩耕作・家族6人で、うち毎日2.5人従事するというもの。



しかし先にも述べたように、多収の追求は質の後退を余儀なくしている。とくに広島県において、その傾向が顕著であったようである。1908年(明治四一)10月県会議員らが産米検査視察の際に兵庫市場の仲買人大門熊太郎の談話を聞いているが、この時大門は率直に広島県産米の悪評を語っている<sup>5)</sup>。その主たる欠点は赤米の多いことと米皮が厚いということで、広島米は日頃取引は多くないが一昨年一時に入荷された際に「普通の商品として取引するにあらずして、皆定期の掛米として特別の場合に注文するに過ぎ」ないという「実に勢力なき状況」であり、それを引き受けた者が売りさばきに困り「定期泣かせ」とまで酷評されていることを語っている。ゆえに広島米は多く下等米の需要地である北海道・樺太などへ転送される有様で、また本来質の良いはずの「八反の品質如何」と問われたのに対して「昔の八反は上等なりしも、現在は品質劣れるやの観あり。特に安芸の八反米は粗悪なり」とも答えていたという。この記事はおそらく産米改良の意識を喚起するために掲載されたものと思われるので額面通り受け取ることにはできないかもしれないが、しかし神戸米穀取引所における1909年3月～翌年1月の米品位格付表では、最高位のもので防長米は標準米より1円20銭上げのトップにランクされたのに対して、安芸米は標準米にとどまっているのである<sup>6)</sup>。秋田米のほうは、一九一六年(大正五)の時点で、産米検査合格米に関しては「本県の深く満足とする所なり」としながらも「秋田米の欠点は、主として乾燥の不十分なるに基くとは、一般の定評なり」と一般の産米はなお腐米問題を完全には脱し切れていなかったようである<sup>7)</sup>。ただ本来品質の良い亀ノ尾を「多収技術」によって作った場合の評価については、それを示す史料をまだ見つけていない。

最後に、両県において多数農民が「多収技術」の方向へイノベーションを実施していったことの影響についても触れねばならないが、もはや紙数を大幅に超えているのでここではごく簡単に見通しだけ述べておきたい。広島・秋田両県で多少のズレを持ちつつも多肥化・改良犁導入など経営コストの増加は避けられず、否応なく「C」の意識は形成されたであろう。ただ「V」に関しては議論が集中しているように、きわめて厄介な問題である。当面言えることは、イノベーションによって多労化は余儀なくされたものの経営内部で対応しえたと考えられ、それがただちに自家労賃意識の覚醒に結びついたともいいがたい。あくまで副業・出稼ぎを通してあるいは労働力流出に伴って入る情報などによって工業との労賃比較が意識化されてからであろうし、農産物の市場動向によっても規定されるであろう。ゆえに見通しでしかないが、大戦景気ないし戦後の農産物下落という経済環境のなかで、イノベーションの(不)実施は農民的の小商品生産者としての要求を強めるか脱農化していくかの篩いをかけることにつながっていったといえるのではなからうか。

注(1) ロジャース『イノベーション普及学入門』(産業能率大学出版部 1981)宇野善康訳、243～56頁参照。

(2) 堀尾尚志「新技術の受容と意識の構造」(岩波講座現代思想13『テクノロジーの思想』所収)245頁。

(3) 徳永光俊前掲書295～99頁。

(4) 『秋田県農会報』56号(大正五年九月)所収「本県穀作上より見たる養蚕業(承前)」。もっともこの論は過剰労働力を養蚕へ振り向けよという趣旨から記されたものゆえ、やや過大に労働力の余剰が見積もられている可能性もある。なお『秋田県

史』資料 大正・昭和編 275～276 頁にも所収。

- (5) 『芸備農報』 173号(明治四二年一月)「仲買人大門熊太郎氏談話」 4～5 頁。
- (6) 同上 169号(同年七月)「兵庫、大坂、各米穀取引所に於ける米格付表」 40～45 頁。
- (7) 「自大正元年至大正五年 県農事協議会に関する書類」(『秋田県史』資料 大正・昭和編 263～264 頁所収)知事訓示(抄録)。